

一関本寺の農村景観 保存計画



令和4年3月改訂

一 関 市

一関本寺の農村景観 保存計画



令和4年3月改訂

一 関 市

【目 次】

I. 沿革と目的	3
1. 計画策定に至る経過	4
2. 計画の目的	4
3. 検討体制	5
(1) 委員会組織	5
(2) 市役所内における本部会議等の設置	6
(3) 住民説明会の開催	6
4. 計画策定後の経過	7
(1) 選定	7
(2) 追加選定	7
5. 計画策定後の体制	8
(1) 委員会組織	8
(2) 市役所内における体制	9
II. 文化的景観保存調査の概要	11
1. 文化的景観保存調査の対象範囲	12
(1) 位置	12
(2) 対象範囲	14
2. 本寺地区の概要	16
(1) 自然環境	16
(2) 土地利用の歴史的変遷	22
(3) 土地利用の現況	29
(4) 骨寺村荘園遺跡の史跡指定と埋蔵文化財の分布	38
(5) 本寺地区の地域づくり活動と景観認知	42
3. 文化的景観の価値の分析	48
(1) 文化的景観の構造及び特性	48
(2) 景観単位の区分	56
(3) 景観構成要素	67
III. 文化的景観保存計画	73
1. 位置及び範囲	74
2. 基本方針	76
3. 景観単位別の土地利用の方針	78
(1) I－耕作地（低地）	78
(2) II－居住地（微高地）	79
(3) III－丘陵地	80
(4) IV－河川（磐井川）	80
4. 行為規制	82
(1) 土地利用規制法等による行為規制の一覧	82
(2) 景観法に基づく景観計画による規制	84

(3) 重要文化的景観の現状変更等の取扱基準	88
(4) 重要文化的景観を形成する重要な家屋の特定及び取扱い	92
5. 整備・活用	98
(1) 整備・活用の基本的な考え方	98
(2) 修復及び再生等の整備	99
6. 運営及び体制整備	100
(1) 保存管理体制	100
(2) 整備活用体制	100
(3) 文化的景観選定以後の整備活用実績	100
IV. 資料	103
■一関本寺の農村景観範囲図	104
■重要文化的景観を形成する重要な家屋の一覧	105
■重要文化的景観エンブレムについて	108

I . 沿革と目的

1 . 計画策定に至る経過

2 . 計画の目的

3 . 検討体制

- (1) 委員会組織
- (2) 市役所内における本部会議等の設置
- (3) 住民説明会の開催

4 . 計画策定後の経過

- (1) 選定
- (2) 追加選定

5 . 計画策定後の体制

- (1) 委員会組織
- (2) 市役所内における体制

1. 計画策定に至る経過

一関市本寺地区は、かつて「骨寺村」と呼ばれ、中尊寺経蔵別当領であったことが知られており、近年、中世農村の景観要素が残る地域として注目され、一関市では具体的な取り組みとして、遺跡の所在確認を目的とした国庫補助事業による発掘調査を平成11年度より開始した。

一方、平成13年（2001）4月に、「平泉の文化遺産」が世界遺産の暫定リストに登載されたことを契機として、文化庁や岩手県教育委員会は世界遺産登録を目指した取り組みを開始した。その取り組みの中で、平成15年（2003）に本市の骨寺村荘園遺跡が、「平泉の文化遺産」の推薦候補地のひとつとして挙げられた。これを受けて、本市は、中世の村落景観を描いた絵図に記された自然や寺社などが大きく変わることなく良好に保たれていることから、骨寺村荘園遺跡として国に史跡指定の申請を行い、平成17年（2005）3月に、本寺地区の9つの地区が史跡に指定された。

加えて、本寺地区は、伝統的な農村形態を色濃く残しながら、日々の営みが現在も継続されている地区としても知られており、平成15年に文化庁がまとめた「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」の報告の中で、重要地域として挙げられた全国180地域のひとつに含まれ、文化財として保護の施策を講じる必要があるとされた。世界遺産の中でも「文化的景観」の概念が導入され、我が国においても、平成16年（2004）の景観法の制定や、平成17年に一部改正された文化財保護法に重要文化的景観が位置づけられるなど、良好な景観の形成、文化的景観の保護についての法制度の充実・強化が図られてきている。

このことから、本寺地区の農村景観の維持と地域営農の両立を図り、さらには世界遺産登録を確かなものとするため、当市では、平成17年度から重要文化的景観の選定の申出に向けた取り組みを進めてきており、このたび、文化庁文化財部記念物課及び岩手県教育委員会、骨寺村荘園遺跡調査整備指導委員会の指導・助言のもと、「一関本寺の農村景観」保存計画を策定するに至った。

なお、平成17年9月に誕生した新一関市では、平成20年（2008）の世界遺産登録を目指して、文化振興課内に世界遺産推進係を新設して体制を整えた。現在、文化庁及び岩手県教育委員会の主導のもと、他の核心地域（中尊寺・毛越寺・観自在王院跡・無量光院跡・柳之御所遺跡・金鶏山・達谷窟・長者ヶ原廃寺跡・白鳥館遺跡）の所在する平泉町や奥州市とともに、各種事業を推進しているところである。

2. 計画の目的

本計画は、中世の村落景観を描いた絵図に記された自然や寺社などが、良好に保存されているとともに、伝統的な農村形態を色濃く残しながら日々の営みが継続されている稀有な文化的景観である「一関本寺の農村景観」を保存・活用し、次世代に継承することを目的とし、本市における文化的景観の保護の方針を定め、広く国民の文化向上に寄与しようとするものである。

3. 検討体制

保存計画の策定にあたっては、有識者と地元住民で構成する委員会組織と市役所内部に設置した本部会議等で検討し、また、地元での住民説明会を開催するなどして策定した。

(1) 委員会組織

骨寺村荘園遺跡の調査研究と整備について協議を行うため、平成15年（2003）8月に、骨寺村荘園遺跡調査整備指導委員会を設置した。この委員会は、中世史、考古学、農村計画、歴史地理、造園に係る有識者5人と、地元の代表者4人、関係機関等を含む12人で構成される。保存計画の策定に際しては、平成17年度に、委員会を4回開催して内容の検討を行った。事務局は、一関市教育委員会文化振興課が担当し、関連業務を株式会社文化財保存計画協会に委託した。

骨寺村荘園遺跡調査整備指導委員会名簿

	氏名	役職等	分野
委員長	大石直正	東北学院大学文学部名誉教授	中世史
副委員長	広田純一	岩手大学農学部教授	農村計画
委員	吉田敏弘	國學院大學文学部教授	歴史地理
〃	佐々木邦博	信州大学農学部教授	造園
〃	工藤雅樹	東北歴史博物館館長（福島大学文学部名誉教授）	考古学
〃	煙山義史	岩手県農林水産部農村計画課企画調査担当課長	農林水産行政
〃	佐々木雄康	一関地方振興局農林部農村整備室長	農林水産行政
〃	小野寺啓	一関市文化財調査委員	郷土史
〃	佐藤勲	本寺地区地域づくり推進協議会事務局長	地元
〃	佐藤幸蔵	巖美8区長	地元
〃	高橋繁吉	巖美9区長	地元
〃	佐藤武雄	巖美10区長	地元
協力員	本中眞	文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官	
〃	中村英俊	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課・世界遺産担当課長	
オブザーバー	斎藤邦雄	平泉町教育委員会世界遺産推進室長	

(2) 市役所内における本部会議等の設置

一関市は、平成17年(2005)9月に新設合併により新一関市となったが、世界遺産登録に向けた新しい組織として、教育委員会内に文化振興課を新設し、世界遺産推進係を設置し取り組むこととした。また、平成17年11月には、市役所内に助役を本部長とする「世界文化遺産登録推進本部」を、また、教育部長を班長とする「世界文化遺産登録推進プロジェクトチーム」を設置し、検討を進めた。平成17年度には、保存計画策定に向けてそれぞれ2回ずつ開催し、検討を行った。

この他にも、保存計画に係る具体的な内容については、景観や農地整備に係る各課と、随時、協議を重ね内容の調整を図った。

(3) 住民説明会の開催

住民説明会は、文化的景観保存計画の対象地区内の各地区で開催し、保存計画の説明を行うとともに、ご意見を頂戴するなどして、内容に反映させた。

「一関本寺の農村景観」保存計画策定に係る経過一覧

年月日	項目	年月日	項目
平成17年4月8日	世界遺産関係市町村景観打合せ会	平成17年11月28・29日	住民説明会及び意見交換会
5月10日	庁内調整会議	12月7日	庁内関係課会議
6月2日	住民説明会	12月14日	文化庁協議
6月27日	第1回骨寺村荘園遺跡調査整備指導委員会	12月14日	庁内関係課会議
7月22日	文化庁調査官現地視察	12月16日	庁内関係課会議
8月4日	文化庁協議	12月19・20・21日	住民説明会及び意見交換会
8月9日	庁内調整会議	12月26日	一関市が景観行政団体になる
8月25日	文化庁調査官現地視察	平成18年1月5日	庁内関係課会議
8月31日	文化庁協議	1月11日	庁内関係課会議
9月7日	第2回骨寺村荘園遺跡調査整備指導委員会	1月13日	第2回世界遺産登録推進プロジェクトチーム会議
9月20日	合併により新一関市誕生(教育委員会文化振興課世界遺産推進係を新設)	1月16日	第2回世界文化遺産登録推進本部会議
9月22日	庁内関係課会議	1月16日	住民説明会及び意見交換会
9月26・27日	住民説明会及び意見交換会	1月18日	庁内関係課会議
9月27日	住民説明会及び意見交換会	1月19日	文化庁協議
10月11日	文化庁協議	1月25日	第4回骨寺村荘園遺跡調査整備指導委員会
10月26日	庁内関係課会議	2月13日	文化庁協議
10月27日	住民説明会及び意見交換会	2月21日	庁内関係課会議
10月28日	庁内関係課会議	2月22日	文化庁協議
10月28日	住民説明会及び意見交換会	2月28日	庁内関係課会議
11月8日	文化庁協議	2月	「本寺地区景観計画」策定
11月11日	第1回世界文化遺産登録推進本部会議	3月7日	文化庁協議
11月17日	第1回世界遺産登録推進プロジェクトチーム会議	3月23日	「一関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例」議決
11月24日	第3回骨寺村荘園遺跡調査整備指導委員会		

4. 計画策定後の経過

(1) 選定

平成 18 年（2006）7 月 28 日、一関本寺の農村景観は、全国で 2 番目の重要文化的景観に選定された。内容は以下のとおりである。

○公示内容

- 1 (1) 名称 一関本寺の農村景観
- (2) 所在地及び地域 官報告示写しのとおり
- 2 (1) 選定理由
 - ア 基準 重要文化的景観選定基準（平成 17 年文部科学省告示第 47 号）二〈一（一）及び一（八）〉による。
 - イ 説明 磐井川流域の河岸段丘に展開する豊かな農村地帯で、特に中世平泉の中尊寺経蔵別当領に関係する骨寺村荘園遺跡に起源を持ち、この地に独特の気候・風土を踏まえた農耕と居住の在り方を示す貴重な文化的景観である。
- (2) 官報告示 平成 18 年 7 月 28 日付け文部科学省告示第 121 号

○告示内容

名 称	所在地	区 域	面 積
一関本寺の農村景観	岩手県一関市	一関市巖美町字若井原、字中川、字駒形、字要害、字冲要害、字若神子、字下真坂、字四度花山、字八幡、字上谷地及び字谷起の各一部 一級河川磐井川及び一級河川本寺川の各一部 備考 地域に関する実測図を岩手県教育委員会及び一関市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	約 337.5ha

なお、公示内容の選定理由の基準は、重要文化的景観選定基準（平成 17 年文部科学省告示第 47 号）のうち、（一）水田・畑地などの農耕に関する景観地、（八）垣根・屋敷林などの居住に関する景観地、に該当する複合的な景観地であることを示している。

(2) 追加選定

重要文化的景観は、地権者の同意が得られた場所が選定を申し出た範囲であり、同意を得られていない場所は選定範囲から外れている。このことから、本市は未同意地の解消を目指し、選定後も引き続き地権者と交渉を行った。このうち、同意を得られた場所について追加の選定を申し出て、追加選定された（平成 27 年 1 月 26 日付け文部科学省告示第 6 号）。

○告示内容

名称	関係告示	所在地	地域	面積
一関本寺の農村 景観	平成18年文部科学 省告示第121号	岩手県一関市	岩手県一関市巖美町字駒形、字沖要害、字若神子及び字下真坂の各一部 備考 地域に関する実測図を岩手県教育委員会及び一関市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	6.7ha

5. 計画策定後の体制

(1) 委員会組織

骨寺村荘園遺跡の調査研究と整備について協議を行うため設置していた「骨寺村荘園遺跡調査整備指導委員会」は、平成19年（2007）に「骨寺村荘園遺跡指導委員会」と改編した。国史跡「骨寺村荘園遺跡」の指定、国重要文化的景観「一関本寺の農村景観」の選定後、平成19年3月に骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画を策定し、これに基づく調査研究・整備活用を行うこととなり、その指導助言を得るための委員会として改めて位置付けたのである。指導委員会には世界遺産推進部会を設け、世界遺産登録に向けて個別に検討する体制とした。

骨寺村荘園遺跡指導委員会委員名簿（令和4年1月21日～令和6年1月20日）

	氏名	役職等	分野
1	入間田 宣 夫	東北大学名誉教授	中世史
2	佐 川 正 敏	東北学院大学文学部歴史学科教授	考古学
3	佐々木 邦 博	信州大学農学部教授	造 園
4	玉 井 哲 雄	国立歴史民俗博物館名誉教授	日本建築史
5	広 田 純 一	岩手大学名誉教授	農村計画
6	三 宅 諭	岩手大学農学部准教授	建 築
7	八重樫 忠 郎	平泉町観光商工課長	考古学
8	工 藤 武	一関市文化財調査委員	考古学
9	齋 藤 三 郎	いわいの里ガイドの会顧問	ボランティアガイド
10	五十嵐 正 一	本寺地区地域づくり推進協議会会長	地元
11	佐々木 貞 子	本寺地区地域づくり推進協議会女性部会長	地元
12	佐 藤 光 雄	骨寺村ガイドダンス運営協議会会長	地元
13	佐 藤 登	巖美8区長	地元
14	佐々木 昇	巖美9区長	地元
15	佐 藤 六 郎	巖美10区長	地元

骨寺村荘園遺跡指導委員会アドバイザー名簿（令和4年1月21日～令和6年1月20日）

	氏名	役職等	分野
1	佐藤嘉広	岩手県文化スポーツ部文化振興課 世界遺産課長	世界遺産
2	小野寺 淳	岩手県南広域振興局土木部一関土木センター所長	土木行政
3	村居 拓道	岩手県南広域振興局農政部一関農村整備センター所長	農林水産行政

骨寺村荘園遺跡指導委員会世界遺産推進部会員名簿（令和4年1月21日～令和6年1月20日）

	氏名	役職等	分野
1	入間田 宣夫	東北大学名誉教授	中世史
2	佐川 正敏	東北学院大学文学部歴史学科教授	考古学
3	玉井 哲雄	国立歴史民俗博物館名誉教授	日本建築史
4	八重樫 忠郎	平泉町観光商工課長	考古学
5	五十嵐 正一	本寺地区地域づくり推進協議会会長	地元

世界遺産の動向については、平成18年（2006）に「平泉—浄土思想を基調とする文化的景観—」と題した推薦書を世界遺産センターへ提出したが、平成20年（2008）に開催された世界遺産委員会で登録延期が決定した。平成21年（2009）には、骨寺村荘園遺跡を含む4資産は、平泉登録後に拡張登録を目指すこととなり、平成23年（2011）に「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—」として平泉の世界遺産登録が決定した。その後、「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—（拡張）」が世界遺産暫定一覧表に記載となり、県市町を事務局とした拡張登録検討委員会において、拡張登録に向けて議論を進めている。

（2）市役所内における体制

本市では、市内の横断的な取り組みを協議するため、平成17年（2005）に設置した「世界文化遺産登録推進本部」を「骨寺村荘園遺跡保存活用本部」とし、さらに平成19年（2007）には「骨寺荘園本部」に改編した。本部長を副市長とし、事務局に総務・文化財・学芸・観光・農政・農地・景観の7つの班を設置して各課が対応する体制を整えた。

また、同じく平成19年には、保存活用整備の事業を推進するため、市長部局に骨寺荘園室を設置した。景観保全・農村振興・観光振興等の観点を視野に入れて一元的に対応できるようにしたのである。その後、機構改革により平成25年（2013）からは教育委員会の部署となった。

教育委員会においては、文化財行政の充実した調査・管理体制を目指し、文化振興課を生涯学習文化課に改編した。さらに平成27年（2015）には、文化財行政に特化した文化財課に改編している。文化財課では、文化的景観に関する手続きのほか、発掘調査を担当している。

Ⅱ． 文化的景観保存調査の概要

1． 文化的景観保存調査の対象範囲

- (1) 位置
- (2) 対象範囲

2． 本寺地区の概要

- (1) 自然環境
- (2) 土地利用の歴史的変遷
- (3) 土地利用の現況
- (4) 骨寺村荘園遺跡の史跡指定と埋蔵文化財の分布
- (5) 本寺地区の地域づくり活動と景観認知

3． 文化的景観の価値の分析

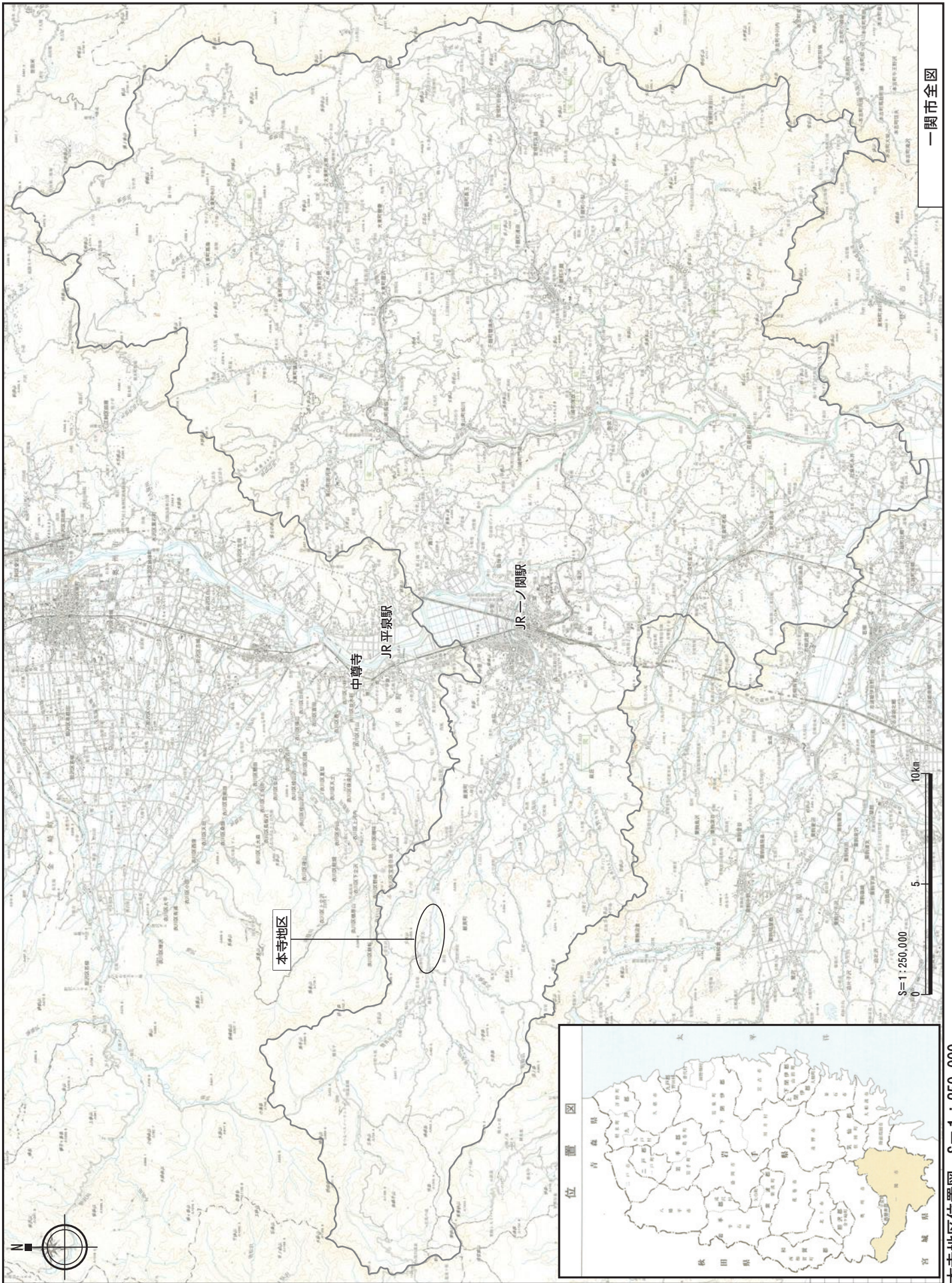
- (1) 文化的景観の構造及び特性
- (2) 景観単位の区分
- (3) 景観構成要素

1. 文化的景観保存調査の対象範囲

(1) 位置

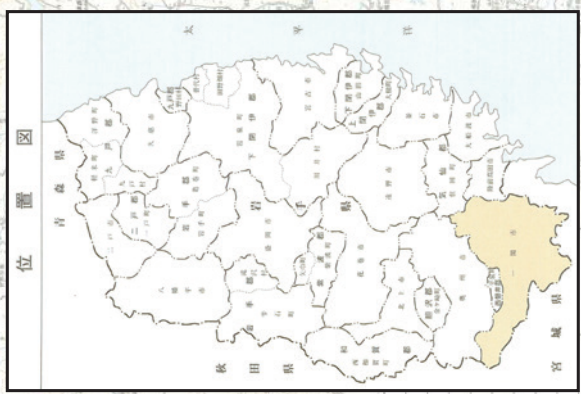
一関市は、平成 17 年 9 月に、一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村が合併し、新「一関市」として誕生した。平成 23 年には藤沢町を編入している。その位置は岩手県の南端にあり、南は宮城県、西は秋田県と接している。首都圏から 450km の距離で、東北地方のほぼ中央、盛岡市と仙台市の間地点にある。総面積は約 1,256km²で、東西は約 63km、南北は約 46km の広がりがある。市内を東北縦貫自動車道、国道 4 号、国道 284 号、342 号、343 号、456 号、457 号が貫いており、さらに J R 東北新幹線、東北本線、大船渡線が走り、岩手県南及び宮城県北の文化・流通・産業の拠点都市となっている。

本寺地区は、一関市街地及び歴史的な関わりの深い平泉町中尊寺から西方に約 19km 離れた中山間地にあり、一関市巖美町字駒形、中川、若井原、要害、沖要害、若神子、下真坂の平野部を中心とした地域である。かつては骨寺村と呼ばれ、「吾妻鏡」や「中尊寺文書」、「陸奥国骨寺村絵図」により中尊寺経蔵別当領であったことが知られており、中世東北において絵図に描かれた唯一の村として歴史学分野では古くから注目されてきた。



関市全図

0 5 10km
S=1:250,000



本寺地区位置図 S=1:250,000

(2) 対象範囲

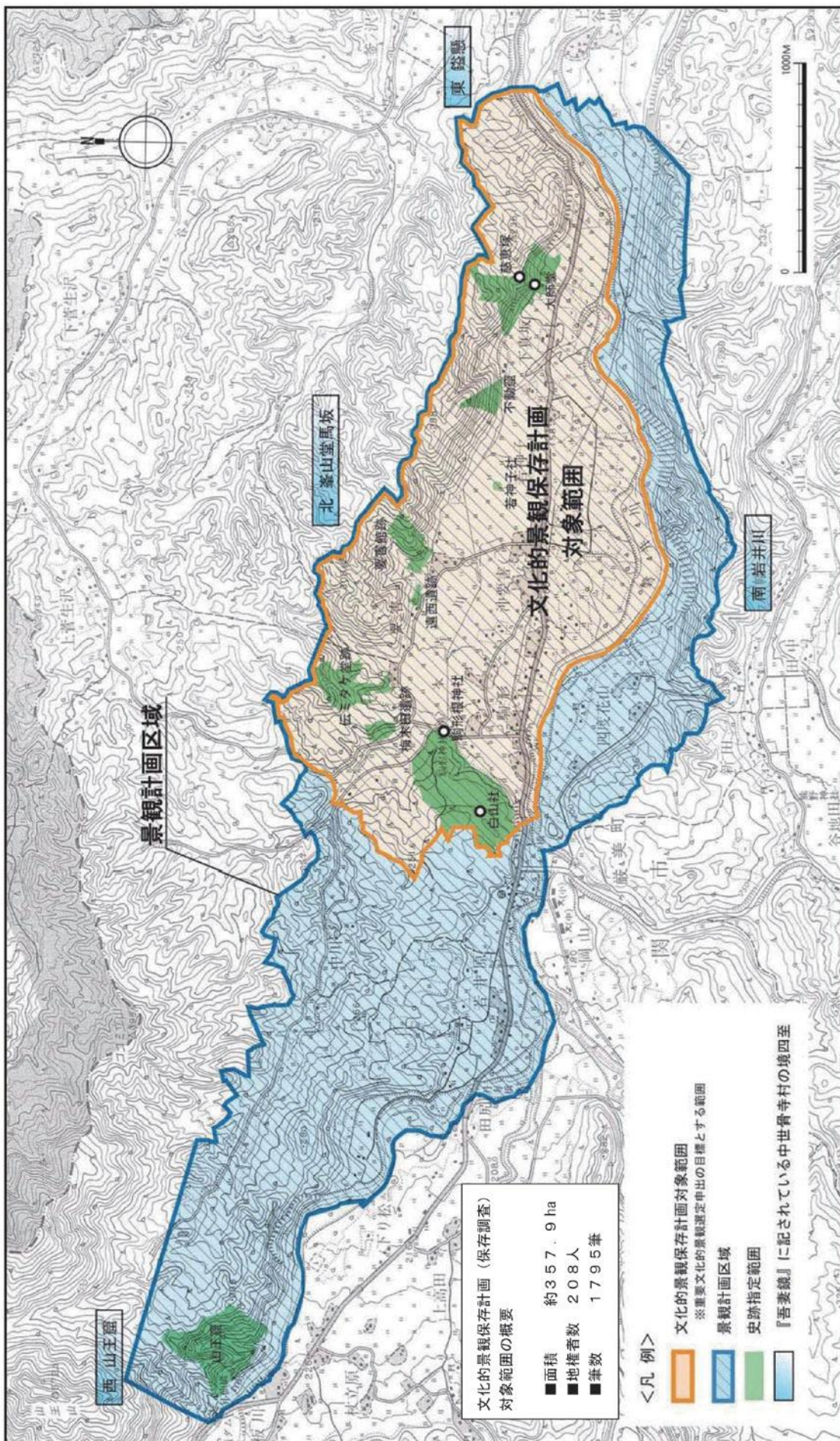
文化的景観保存調査の対象範囲は、「陸奥国骨寺村絵図」において、里・里山の領域として描かれた範囲を対象とすることを基本に、自然地形や現在の公図に基づく土地の境界などを目安に範囲設定を行った。具体的には、耕作地・居住地の存在する平野部を中心に、北側・西側の丘陵部はおよそ山の稜線まで、東側の境界は北側丘陵部が迫って磐井川との狭窄部となる地点（絵図にある「鑑懸」と想定される付近）まで、南側の境界は磐井川を含むように設定した。

保存調査（保存計画）の対象範囲は、全域を重要文化的景観の選定を申し出る範囲とすることを目標としており、世界遺産への推薦が予定されている「平泉の文化遺産」の構成資産の1つに位置づけることとしている。他方、景観法に基づく景観計画区域は、中世骨寺村の境四至を示す範囲を基本に設定を行ったものであり、文化的景観保存計画の対象範囲に加えて、その周辺環境を保全するために定められた範囲である。

なお、保存調査は平成17年・18年に実施しているが、詳細な内容は『一関本寺の農村景観保存調査報告書』にまとめている。



本寺地区航空写真（東から西）



文化的景観保存計画及び景観計画区域対象範囲図（平成18年当時、現在の範囲図は75ページ参照）

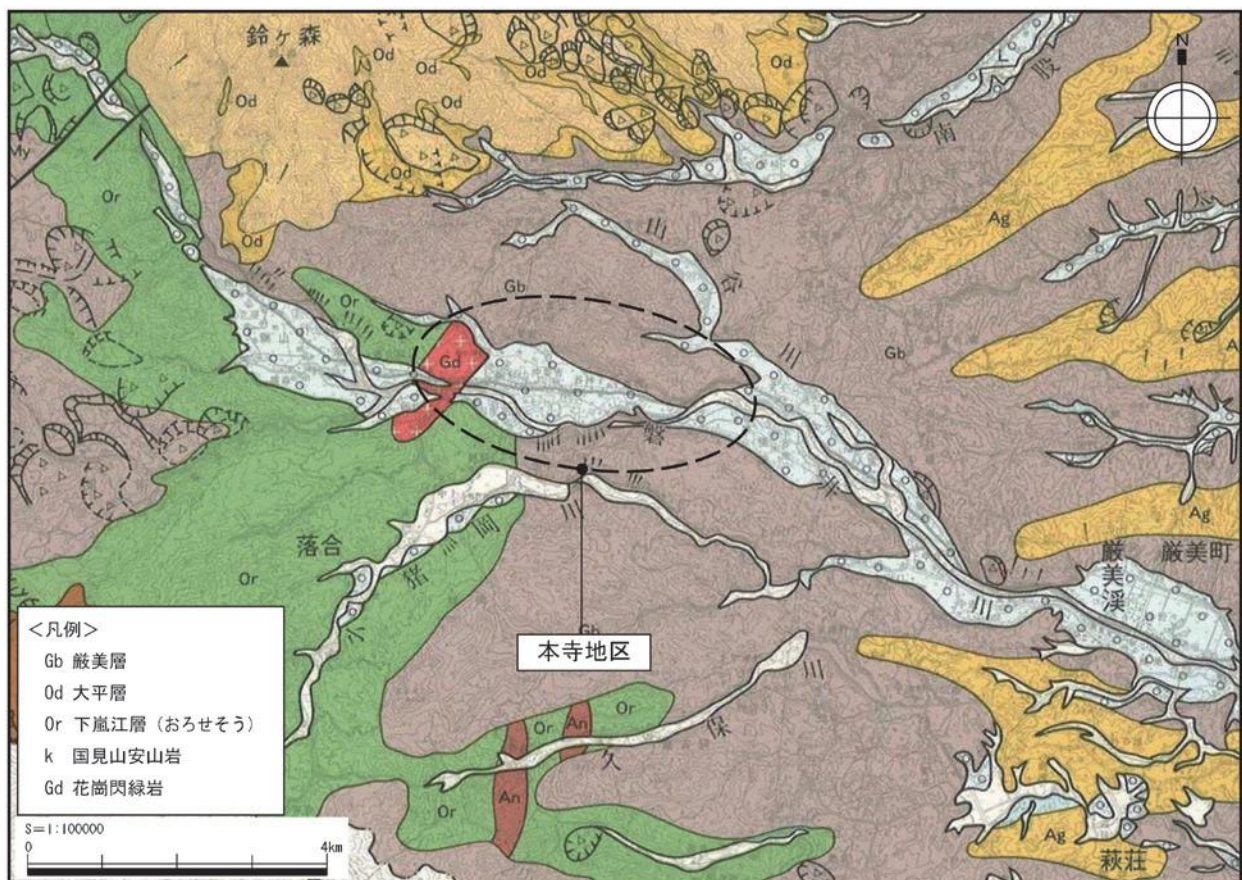
2. 本寺地区の概要

(1) 自然環境

①地理的環境

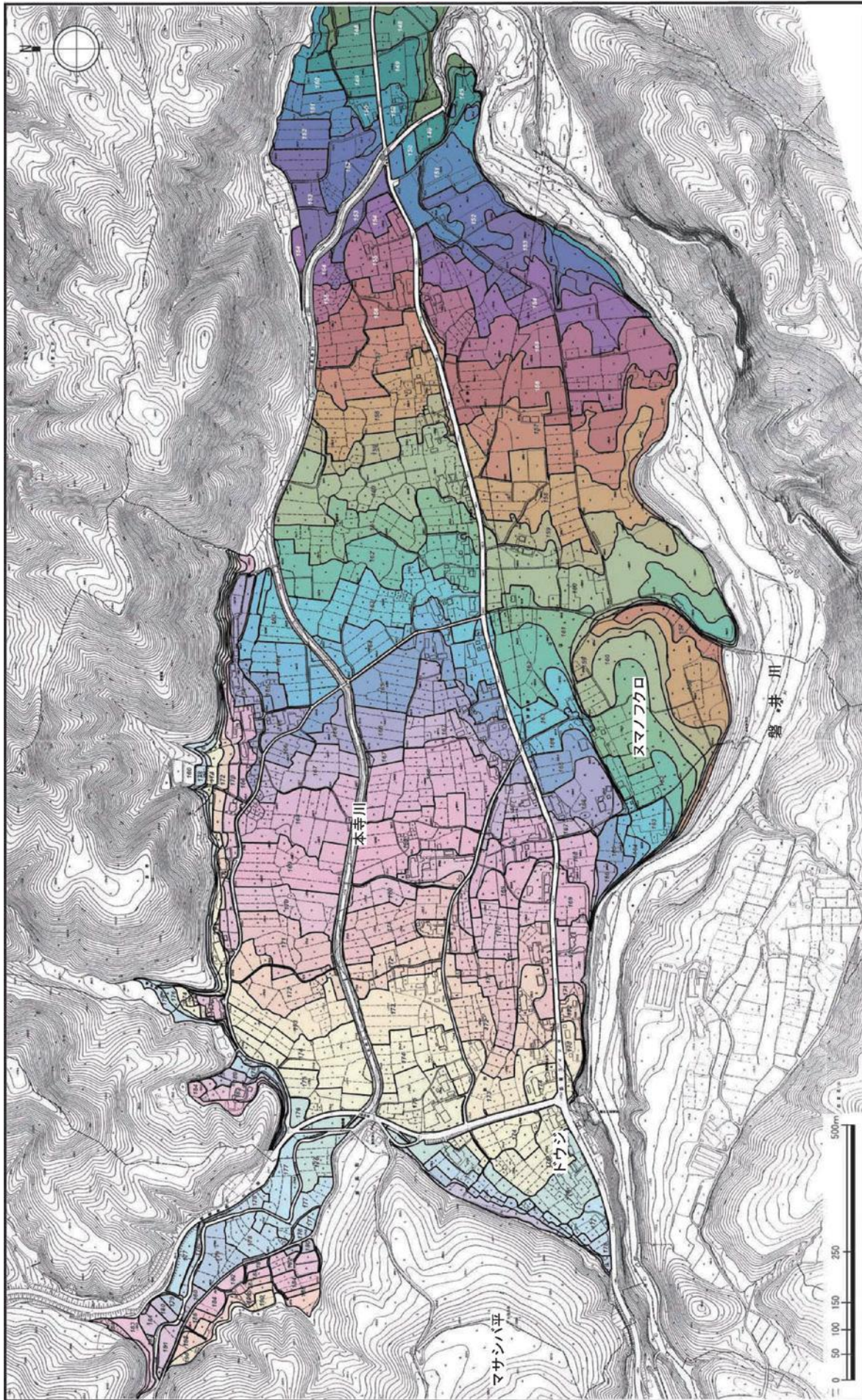
本寺地区は、栗駒山（標高 1,627 m）に発して東流する磐井川左岸に形成された段丘盆地で、周囲を低い丘陵に囲まれた地形となっている。本寺地区の平野部の標高は 150～180 m であり、東側から西側に緩やかに傾斜している。丘陵は、最も高い地点の標高が約 300 m であり、平野部との標高は約 150 m である。これらの丘陵もまた頂上部は平坦で、最も早く形成された古期段丘面の名残である。この段丘面に至る斜面は段丘崖とみなされるが、おおむね急傾斜面となっているので、断層が入っている可能性が考えられる。なお、西側の丘陵では、頂上部の高位段丘面（マサシバ平）の下に、少なくとも二面の段丘面を確認できる。

磐井川はすでに平野部よりかなり低い河床を流れており、洪水時にも平野部に氾濫することではなく、歴史時代においても磐井川の氾濫水が平野に到達したという記録はない。すなわち、平野部もまた磐井川が形成した段丘面であり、磐井川旧河道は、ドウジと呼ばれる屋敷地の北側から駒形地区の国道北を経て、若神子以東では国道の南を通じる低地列に認められるが、南部のヌマノフクロ付近にもこれより一段低い旧河道が認められる。



磐井川流域の地質図（出典：「土木技術者のための岩手の地質」（財）岩手県土木技術振興協会・平成3年発行）

本寺地区の表層地質は、蔽美層や下嵐江層などの新第三紀層の凝灰岩からなる。また西側の丘陵には、白亜紀の花崗閃緑岩が分布している。



本寺地区微地形図（地形図の等高線を1m毎のグラデーションで塗り分けて土地の起伏を表現した。）



里と里山の連続性の維持された自然環境



磐井川（本寺橋から）



磐井川段丘崖の露岩地



旧河道の地形が残る水田

山王山の東の谷を水源として東流する本寺川（中川）は、中川地区の谷底平野を経て段丘平野部に入り、さらに東に流れて、下真坂地区で磐井川に合流する。段丘平野部にとって、磐井川は侵食環境に入って久しいが、逆に本寺川は堆積環境の河川であり、暴れ川としてしばしば氾濫を繰り返した。そのため、段丘平野部でも本寺川流域には磐井川による沖積層が堆積している。こうした洪水の多発への対処として、昭和 58 年に本寺川の河川改修工事が完成し、河道のショートカットが施されるとともに、河床は低く掘り下げられた。このほか、西部・北部の山麓部には、小侵食谷の谷口付近に沖積層の堆積が認められるほか、山麓に沿って全般的に崖錐地形の形成が認められる。

全般に平野部の段丘面は東西に細長い形状を呈するが、本寺地区の西と東は磐井川峡谷の狭隘部で、段丘平野部は全体として閉鎖的な空間となっている。また、深い峡谷をなす磐井川は南側の四度花山地区との境界となっている。

なお、中世骨寺村の領域は、本寺川の谷底平野（中川地区）や段丘平野部西側の丘陵（マサシバ平）を広く包括して、山王窟を西の境界としていたことに留意する必要がある。所領としての成立以来、骨寺村はひとまず本寺川流域の全体をその範囲としていたのであって、簡略絵図においても「首人」の文字は中川地区と推定される位置に記載されている。山王山に源を有する本寺川の流域に展開する骨寺の里は、「首人」の所在からも窺われるように、まず本寺川の谷底平野上流部より開発が始まり、次第に下流部へとその開発域が拡大されていたものと推察される。

②植生

本寺地区は、東北地方内陸の比較的冷涼な気候であり、冬季には奥羽山脈を越えてくる季節風が強い地域である。気候帯は温帯に区分され、潜在自然植生はブナ、ミズナラで代表される落葉広葉樹林である。本寺地区の植生は、丘陵地や段丘崖の樹林環境と、河岸段丘の居住地および水田環境に大きく分けられる。丘陵地や段丘崖の植生は、主にコナラやクリなどの優占する雑木林、アカマツ林、スギ植林に大きく分類され、二次的な樹林植生である里山としての景観を維持している。最も広く分布する雑木林は、丘陵部の全域に広く分布するが、一部の北向き斜面などではブナの弱齢林も確認される。アカマツ林の多くは、丘陵上部の土壤が未発達な乾燥した立地に、小規模に点在するのに対し、スギ植林は、集落に近い場所を中心とし、地形が緩やかであり、かつ湿潤な立地に植林されている。小規模な植物群落としては、山裾のスギ植林に混じり竹林が確認されるほか、比較的大きなクリが多く生育する。さらに谷部のため池では、ヨシなどの湿生植物群落が確認されるほか、池周りや休耕田には小規模なハンノキ林が分布する。

河岸段丘では広く水田としての利用が行われるとともに、畦畔や休耕地では、ヨシやスゲ類などを始めとする多様な湿生植物の群落が確認される。また屋敷地内にはイグネと呼ばれる主にスギで構成される屋敷林がある。

丘陵地を始めとする樹林には多様な林床植物が生育する。花の美しい種として、ヤマツツジ、ホツツジ、アキノキリンソウ、チゴユリ、ツルリンドウ、シュンラン、ウワバミソウ、オオバ



林床の明るい雑木林



平野部の湿田



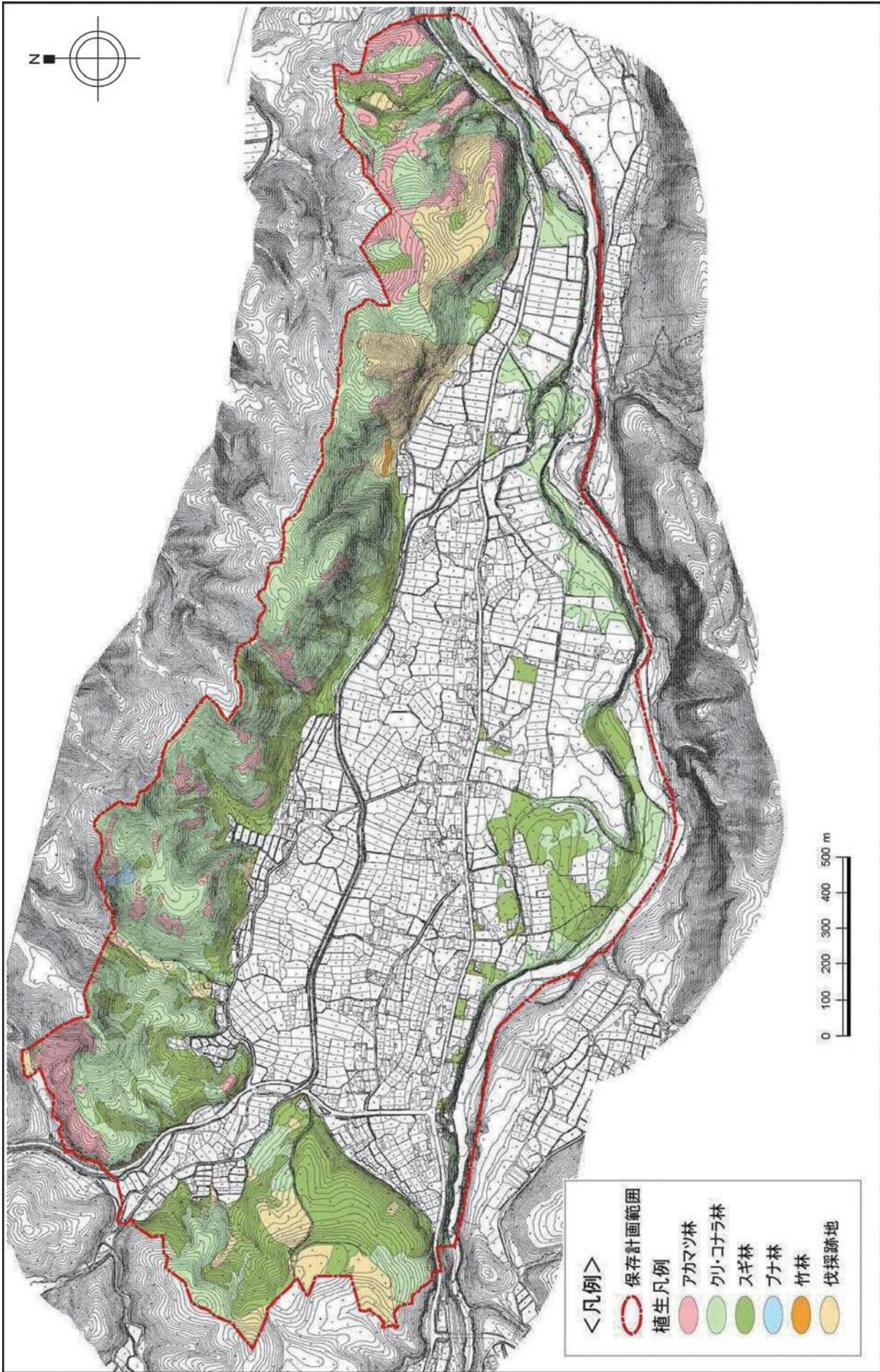
味ヶ沢の湿地



多様な樹林で構成される丘陵部

ギボウシ、イカリソウ、アケボノスミレ、シロヨメナ、サイハイランなどが確認される。また、バイカツツジ、マキノスミレ、オヤリハグマなど、一関地方において希少とされる植物も多く確認される。動物相ではツキノワグマやニホンカモシカなどを始めとする大型哺乳類や、トウホクサンショウウオ、ヤマアカガエルなどの両生類を始めとする多様な種が生息しており、里山の豊かな生態系を維持している。

休耕田や畦畔には、ヨシやスゲ類を始めとした多様な湿生植物が生育し、カキツバタ、サワオグルマなどの花の美しい植物も確認される。また、丘陵地の樹林と水田環境が連続していることや、昔ながら土の畦畔が現在も多く残り、良好な耕地の生態系を維持している。



本寺地区植生図

(2) 土地利用の歴史の変遷

本寺地区が骨寺村と称された中世の様子は、「吾妻鏡」や、岩手県平泉町の中尊寺に伝わる「陸奥国骨寺村絵図」、「中尊寺文書」等の記録に残されており、早くから研究者達に注目されてきた。これまでの調査・研究によって、伝統的な用水系統が残る水田や、微高地や山裾のやや小高い場所に立地する居住地など、本寺地区が中世以来の伝統的な土地利用を基本的に継承していることが明らかになってきた。

①中世

骨寺村の記述が初めて現れるのは、「中尊寺文書」の天治3年(1126)3月25日の「中尊寺経蔵別當職補任状案」で、藤原清衡から中尊寺の初代経蔵別當に補任された自在坊蓮光が、私領骨寺を経蔵に寄進し、改めて清衡がこれを経蔵別當領として安堵する、という内容が記されている。「中尊寺文書」の中には、別當職交代時に経蔵別當領が代々引き継がれていくことを示した文書や、田畠を耕作し税を負担する在家名や在家農民が納めるべき作物等を記録した「骨寺村所出物日記」(文保2年・1318)、「骨寺村在家日記」(年未詳、南北朝時代)などの帳簿史料がある。これらによると、骨寺村の在家農民は、米以外にも漆・立木・油・粟・粟などを領主に納めており、水田や畠、山野にまたがる複合的な生業を営んでいたことが知られる。

天治5年(1189)奥州藤原氏の滅亡後、鎌倉幕府に所領安堵された中尊寺は、経蔵別當領からの収入を重要な財源としたと考えられるが、鎌倉時代には磐井郡を治めた郡地頭葛西氏との間で所領支配や所領の境界をめぐる争いが絶えなかった。本寺地区の歴史を知るために欠かせない史料である2枚の「陸奥国骨寺村絵図」は、こうした相論の過程で利用されたものと推定できる。

2枚の絵図は、それぞれ詳細絵図(在家絵図)、簡略絵図(仏神絵図)と呼ばれ(23ページ参照)、簡略絵図は鎌倉時代、詳細絵図は鎌倉ないし南北朝時代に描かれたものとされる。これらの絵図は骨寺村の領主であった中尊寺経蔵別當職を継承した大長寿院に伝来したものであり、中世の村落景観を窺うことができる貴重な史料として平成7年(1995)に重要文化財に指定された。「吾妻鏡」の文治5年(1189)9月10日条によれば、当時の骨寺村の境四至は「東鑑懸、西山王窟、南岩井河、北峯山堂馬坂也」とあるが、2枚の絵図とも栗駒山(須川岳)を正面に骨寺村の四方の境、東は鑑懸、西は山王窟、南は岩井河(磐井川)、北は峰山堂馬坂に囲まれた範囲が描かれている。

絵図には、境界以外にも社寺や田、在家(屋敷)などが書き込まれている。詳細絵図には、平野部に在家や田の図像が描かれ、特に本寺川の両岸には上流から下流まで田が点在する景観が読み取れる。簡略絵図には在家や田畠の図像は描かれていないものの、平野部に田や畠の文字が記されている。

「中尊寺文書」には、永享7年(1435)まで骨寺村に関する記録が残されており、経蔵別當領が室町時代まで維持されたことが確認できる。本寺地区に今も残る「要害館」は、戦国期の城館遺構であるが、これは村内を掌握する土豪の成立を明らかにする遺跡といえる。彼ら土豪層

の台頭によって、中尊寺経蔵別当は実質的な骨寺村支配を放棄せざるを得なくなったと推察される。

なお、陸奥国骨寺村絵図に記されたいくつかの宗教施設や要害館などの遺跡は、平成17年(2005)に史跡指定がなされている。



陸奥国骨寺村絵図 簡略絵図(仏神絵図) 原史料中尊寺大長寿院蔵

【文字による表現】 寺領、田、駒形根、山王、ミたけたうよりして山王の岩屋へ五六里之程、首人分二段、堂山、骨寺跡、白山、寺崎、六所宮、馬頭観音、宇那根田二段、六所神田二段、金峯山、山王田三段、経蔵別當御休所、霊田一段、うなね、道、中澤、野島、若御子神田二段、御拝殿、慈恵塚、田代、岩井河、檜山河等

【図による表現】

山並み、社寺をあわらした建物、河川、道等

※図面としては正面右上が切り取られ、さらに下(東側)が失われている。

陸奥国骨寺村絵図 詳細絵図(在家絵図) 原史料中尊寺大長寿院蔵

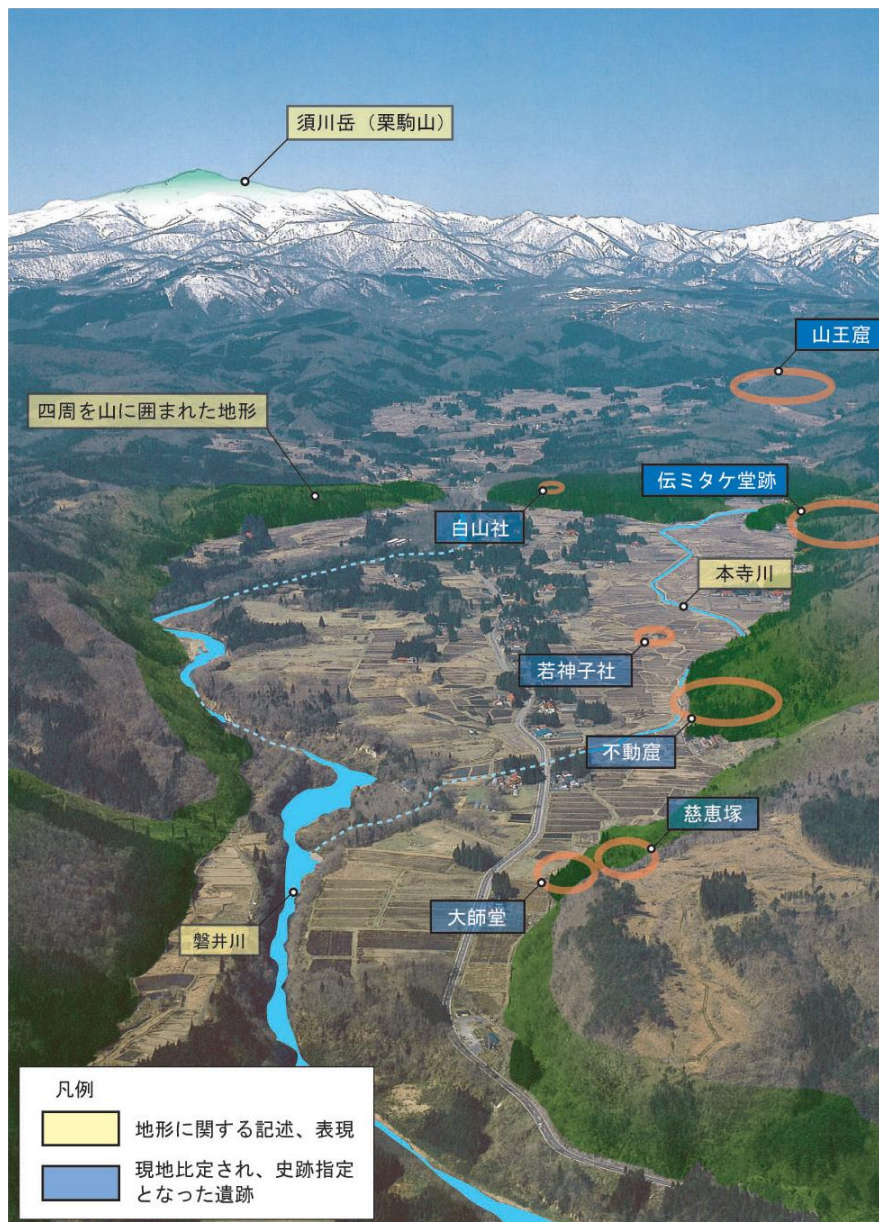
【文字による表現】

在家跡、六所宮、骨寺堂跡、山王石屋、七高山、房舎跡等也、金聖人霊社、宇那根、石八井河、宇那根社、古道、不動石屋、飯岡、寺領、大師堂、馬坂新道、ミタケアト、鎰懸、田、郡方、宮 等

【図による表現】

在家を表した建物、社寺を表した建物、方形に区画された田圃、不整形な田圃、道路、河川、山並み、樹木





「陸奥国骨寺村絵図」に描かれた地形と現地比定された遺跡

②近世

天正18年（1590）葛西氏の滅亡後、現在の岩手県南地方と宮城県は伊達政宗の領地に組み込まれ、江戸時代になると、そのまま仙台藩が成立した。一関地方は、伊達の家臣である留守政景、茂庭綱元、伊達宗勝が領主として支配した。伊達宗勝（兵部）が、寛文事件（伊達騒動）の中心人物として処罰された後、天和2年（1682）に田村宗永（後の建頭）が一関に移り、田村氏による一関藩が成立した。ただし磐井郡西岩井のうち、磐井川左岸の五串・猪岡・山目・赤萩・中里・樋ノ口・柵瀬・細谷・前堀・平泉・中尊寺・戸河内・達谷の十三ヶ村については、宗勝配流後、明治維新まで仙台藩蔵入地となった。本寺地区は五串村に含まれ、隣接する山谷地区と併せて一人の肝煎が置かれていた。

近世の本寺地区の状況を記した資料としては、「風土記御用書出（安永風土記）」や「磐井郡西岩井絵図」がある。安永風土記には、地名や社寺、産物や屋敷名などが書かれており、屋敷名等は現在の本寺地区にも数多く残っている。「磐井郡西岩井絵図（写）」は、元禄12年（1699）



磐井郡西岩井絵図（写）（部分・一関市巖美町槻山隆蔵）※下り松用水整備前の本寺地区の状況を示している。

3月生江肋内作の図を明治21年（1888）に千葉美胤が写したもので、本寺川を軸に水田の広がる状況や磐井川に近い畑が描かれ、駒形根神社（御コマ堂）や屋敷が山裾や微高地に描かれており、その状況は現在の本寺地区の土地利用と近いものであったことが理解できる。このほか、ため池や一里塚といった「陸奥国骨寺村絵図」にはない要素も描かれている。

また、農業に関する重要な事項として、正徳5年（1715）に「下り松用水」が整備されたことが挙げられる。本寺地区の磐井川上流部から引き入れた下り松用水は、駒形根神社前まで導水し、従来の用水に流し込んで平野部の水田の用水としている。

③近代～現代

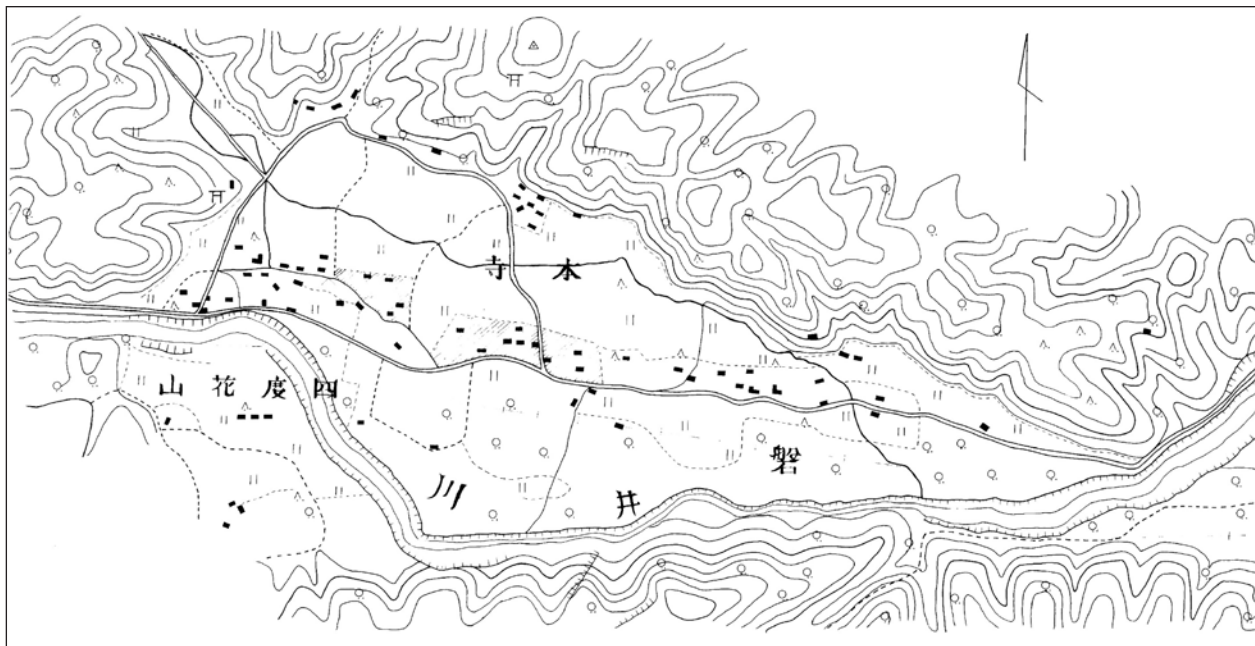
一関では、明治23年（1890）に鉄道が開通し、人や物資を大量に輸送できるようになり、生活圏が拡大した。本寺地区においても院内街道が整備され、明治33年（1900）に現在の国道342号の原型となるルートが完成し、須川鉦山からの馬車が通行できる道が確保された。

一関市史の記載によると、明治36年（1903）の資料として、巖美地方の物産を馬・硫黄・薪炭としており、本寺地区では農業以外に畜産・鉱業・林業に従事する者も多数あったと考えられる。また、明治から昭和40年頃までは、一関地方では盛んに炭焼きが行われており、旧巖美村（本寺地区が含まれる）では、米で得られる収入に続いて木炭の収入が多かった。

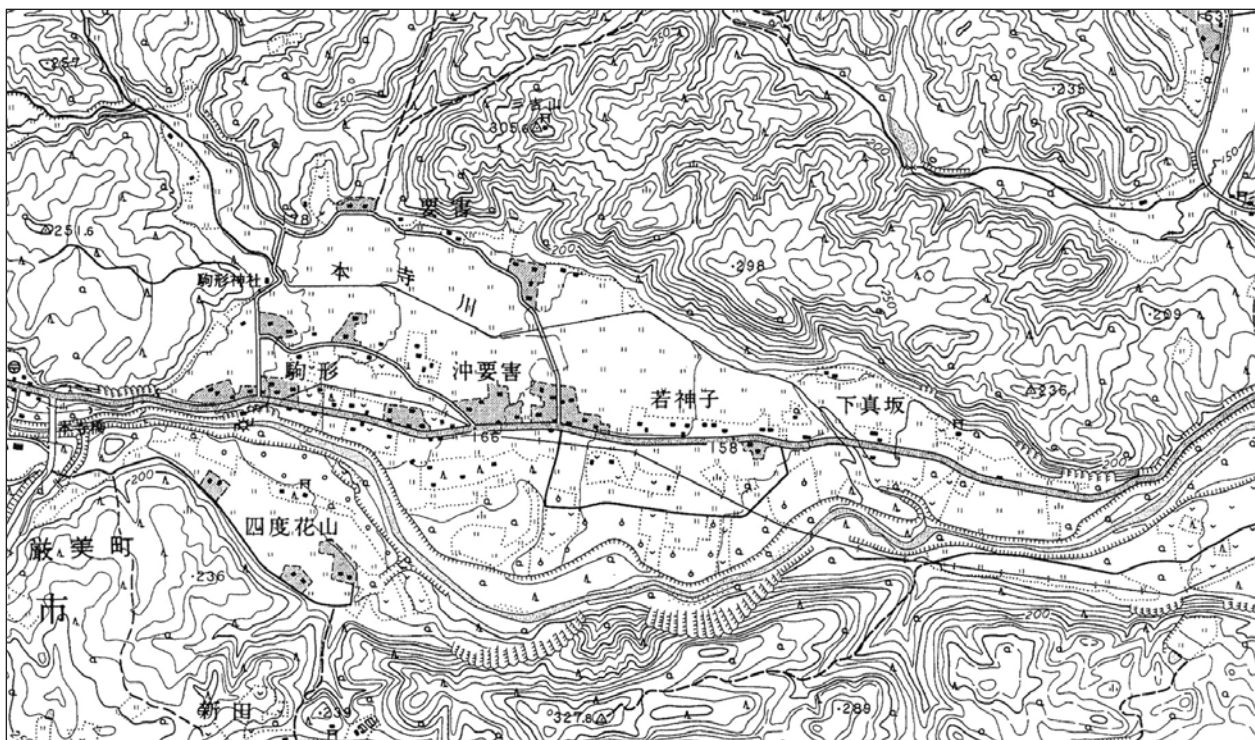
養蚕も藩政時代から行われていたが、明治維新後、失業士族の授産として取り入れられて、一関中心部とその周辺地域は生糸の産地となり、従来の座繰り製糸からの転換を図って、大規模な製糸工場が作られた。本寺地区でも養蚕を行う農家が多く見られたが（大正5年統計資料

では39戸とある)、昭和期以降は養蚕業全体の不振から急速に衰退したと考えられる。炭焼き作業や山に桑を植えていたことは、現地の聞き取り調査の結果も得られている。

他方、明治32年(1899)に耕地整理法が制定されて以後、不整形・小区画の水田の改良や用水路整備が全国的に行われた。岩手県内でも各地で耕地整理が進んだが、本寺地区では実施されないまま戦後を迎えた。その後、昭和30年代と昭和50年代に、それぞれほ場整備の機運が



昭和30年代の地形図(基盤整備計画の際に作成した図)



2万5千分の1地形図・平成2年発行

※本寺川の改修は昭和58年に完成している。なお、県道栗駒・衣川線は整備前である。

高まった時期があったが、ついに実施されることはなかった。このことが、中世以来の水田景観を残す要因となったのである。ただし、個人での区画の拡大や整形化は随所に見られ、昭和22年（1947）に撮影された航空写真と比べると、区画の形状や大きさは変わってきている。

本寺地区では、大正3年（1914）に本寺発電所（現磐井川発電所）が設置され、大正12年（1923）に現在地へ移転した。その際に磐井川からの取水量が増えて本寺地区や山谷地区の灌漑用水に



航空写真（米軍撮影・昭和22年）



航空写真（平成10年）

用いられるなど、用水事情は改良された。また、国道 342 号南側で水田や畑の拡張が進んだ。一方、昭和 56 年（1981）には山王窟付近で土砂災害が発生して本寺川が氾濫するという被害に見舞われ、昭和 58 年（1983）に本寺川の河川改修工事が行われた。この工事によって本寺川の拡幅と流路の直線化が行われ、景観に変化をもたらした。

水田区画の小規模な変更や、本寺川の護岸改修工事による流路の変更などの変化はあるものの、本寺地区の中世以来の基本的な土地利用には、大きな変化がないことがわかる。

(3) 土地利用の現況

本寺地区では、低地一面に水田が営まれ、居住域が国道 342 号沿いの微高地や山裾のやや高い場所に位置し、北側および西側に連続する丘陵部に里山の雑木林やスギ植林が維持されている。地目でみると、丘陵部は山林または保安林、ため池などとなっており、平野部には、宅地、山林、墓地、田、畑、雑種地、原野、用悪水路、公衆用道路、河川などが含まれる。

これらのうち、本寺地区の大きな範囲を占めるのは、保安林を含む山林と田である。

①本寺地区の農業・林業

現在の一関市の農業においては、農用地の約 60 パーセントを占める水稲が基幹作物となっている。しかしながら、中山間地域においては、地域の自然条件と気候条件を生かした畜産、野菜、花き、果樹等収益性の高い作物との複合経営が主体となっている。このような多様な営農類型は、農業経営の安定化、収益確保のために戦前から続いてきたものである。

本寺地区では、戦前から小規模な自作農家が多かったが、農地解放後は小作がほとんどなくなり、大半が自作農家となった。一方、兼業農家は増加した。現在も、水稲が主要な作物であり、秋になると水田では刈り取った稲を穂鳩（ほんによ・ほにお）と呼ばれる立て干しを行う伝統的な風景が見られる。水田以外には、休耕田を利用した牧草地やリンドウを中心とした花き、ブルーベリー栽培などを行っている。

また、耕作の機械化が進む以前は、農家には農耕馬が欠かせないものであり、昭和 40 年代までは、農耕馬による代掻きが見られた。現在は農耕馬に変わって、繁殖牛を飼育する農家が数戸みられる。



水田とブルーベリー畑



稲の収穫風景



穂鳩（一本の杭に稲を積み重ねて乾燥させる）の並ぶ風景



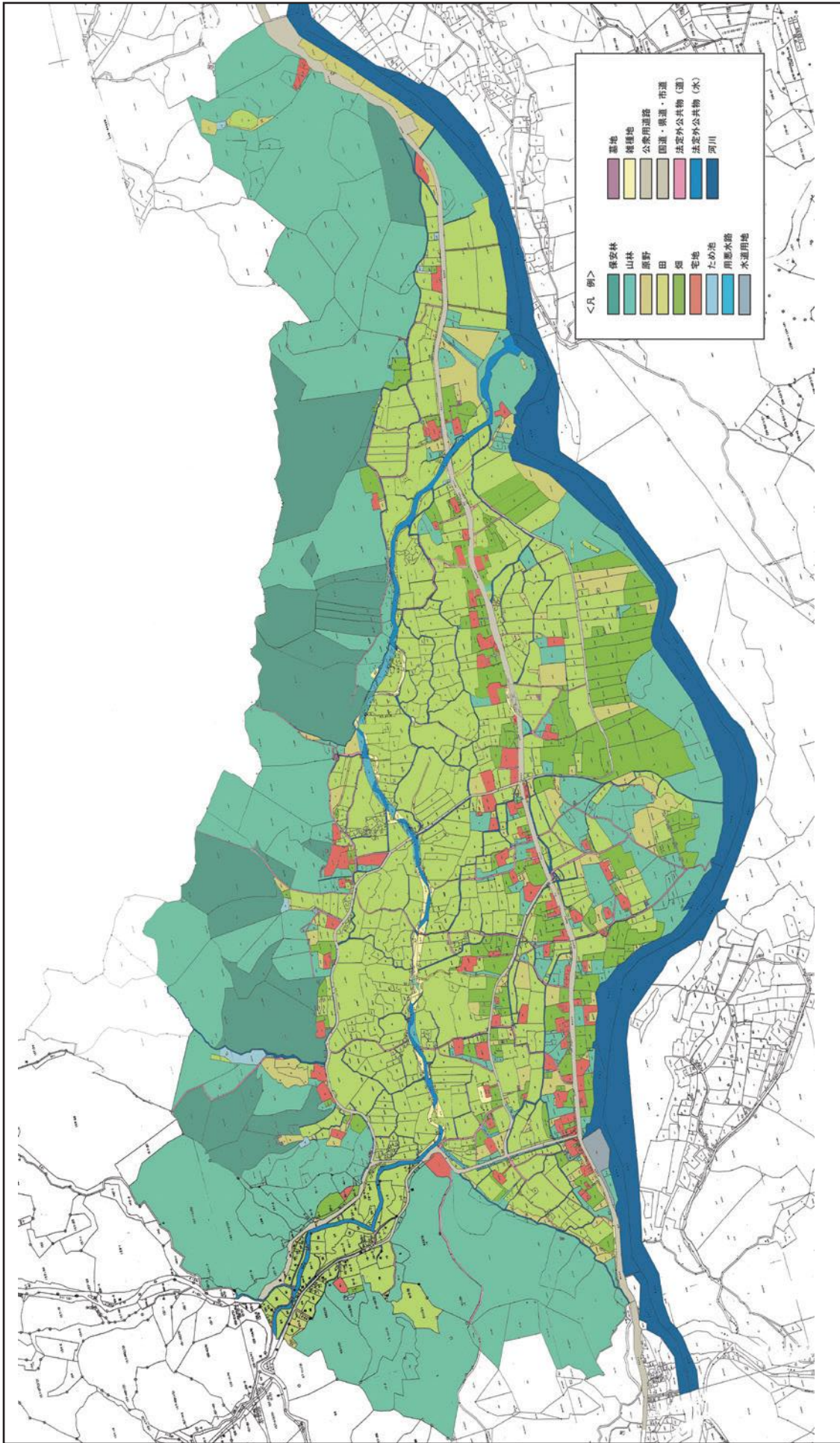
管理が継続的に行われている雑木林



長期放置された状態の雑木林



仮設道を設置し、伐採搬出作業が行われるスギ林



文化的景観保存調査対象範囲の地目的別色分図

丘陵部のスギ植林は、現在も一部において森林施業が行われている。雑木林の大半は放置されたままの状態となっているが、一部ではキノコ栽培用に利用するほど木生産が行われている箇所も見受けられる。炭焼きは現在行われていないが、炭焼き場跡が西側丘陵に確認される。

②農地の現状と景観保全型の農地整備

本寺地区では、自然地形に沿って形成された不整形な水田区画や、曲線的な農道・水路の線形を耕作地全体に良くとどめている。水田は10a以下の小区画がほとんどで、農道は2.0～2.5m未満の幅が最も多く、直接農道に接続していない水田区画も多い^{注)}。曲線的な水路線形は、伝統的な土水路のままの箇所も多い。

一方小区画の水田や曲線的で狭い農道、さらに用排水兼用水路で地下水位が高い水田では、農業機械を導入した効率的な営農が展開できない状況にある。また、春の農作業が始まる前には、冬に堆積した用水路の土砂や木の葉の除去を行うが、土水路であるためこの作業は特に重労働となり、1つの水系を十数人で作業を行わなければならない場合もある。

このため、本寺地区においては、水田耕作者の高齢化による後継者問題および水利系統の改善など農業継続のための課題と、本寺地区固有の歴史の重要性を踏まえて、極力区画や水路形態を残すことを基本とした景観保全型の農地整備が検討されている。

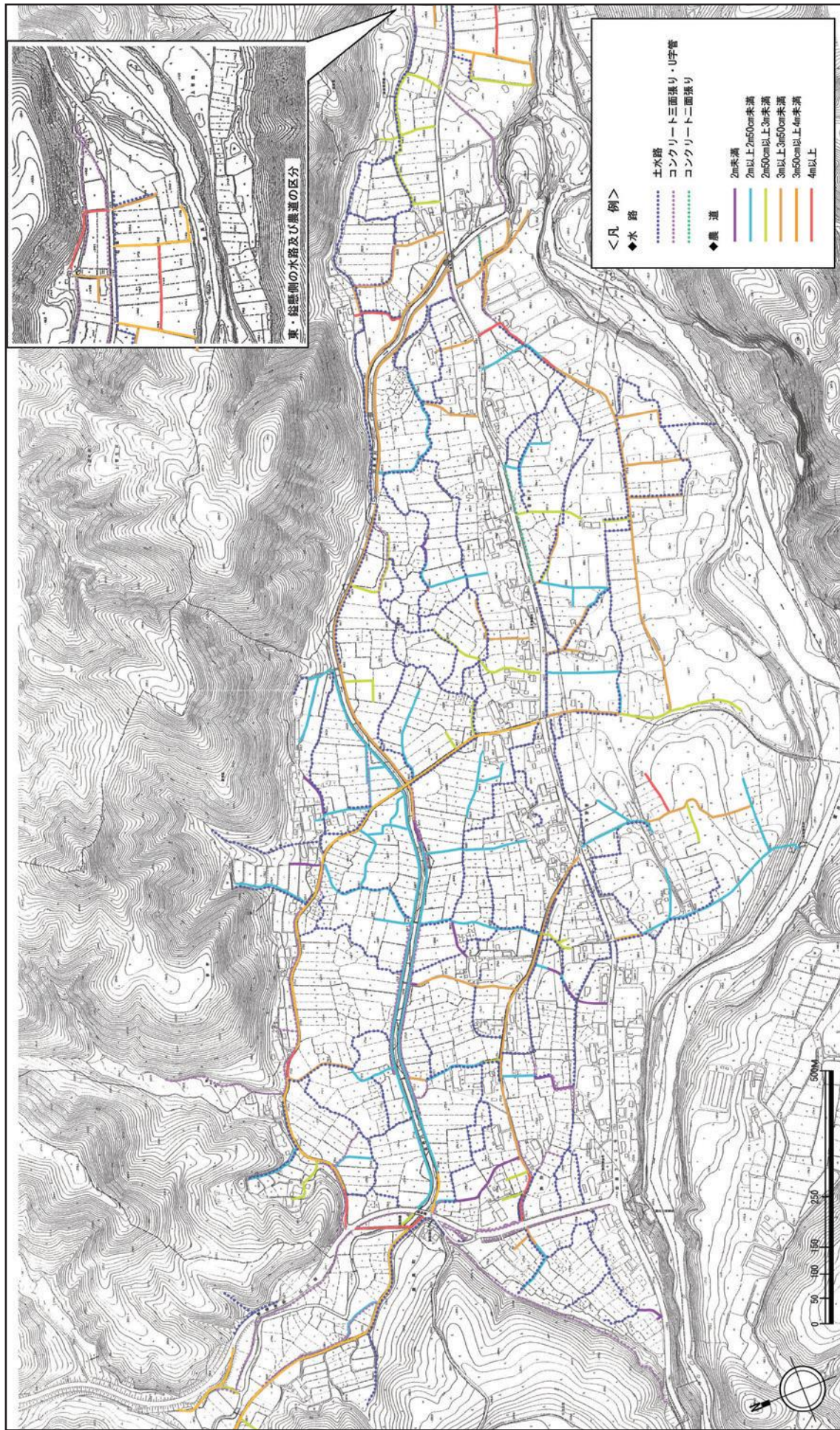


中澤の伝統的な土水路



自然地形に沿って形成された水田区画

注)「中世骨寺村荘園遺跡整備委員会」の答申書(平成14年)に、農道に接続していない区画は圃場整備計画対象水田である955筆中343筆を占め、全体の36%に達していることが記されている。



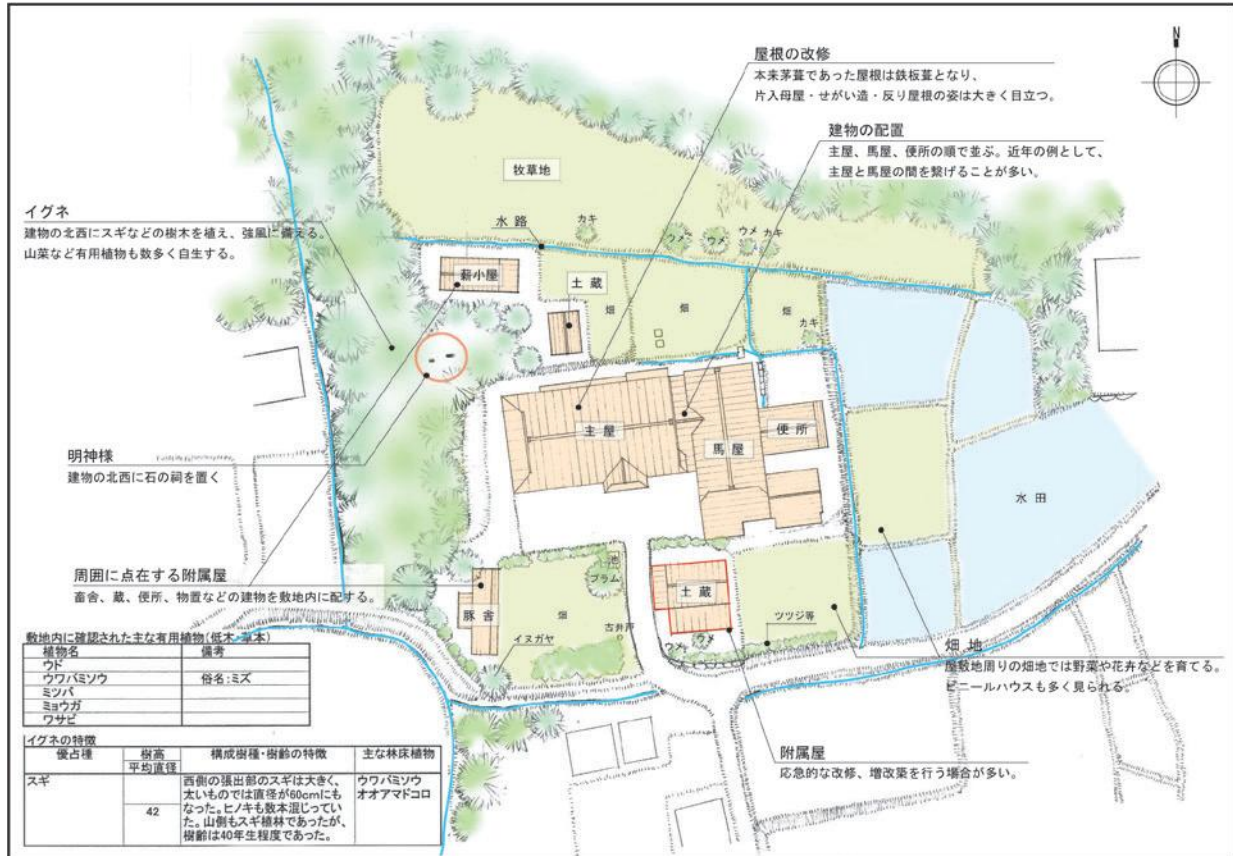
水路の種類及び農道幅員区分図（岩手大学農学部広田研究室の調査に基づく）

③本寺地区の屋敷構え

本寺地区は、昭和22年（1947）の航空写真と現況を比較すると、国道沿いに新しい住宅や公共施設が若干増えたものの、イグネ（屋敷林）に囲まれた屋敷構えの点在する景観が保たれた地区である。屋敷地内はイグネを背景に、西に主屋、東に馬屋を配置し、主屋の玄関は南向きで、周囲に便所・蔵・小屋等の付属屋がそれぞれ独立して建つ伝統的な屋敷構えを有している。今回の保存調査によって、対象地区の約半数近い建物が建築後約50年以上を経過したもので、屋根や外壁、内部の改修を行いながら利用してきたことが明らかとなった。

本寺地区には、旧仙台藩領に広く分布する直屋形式の建物で、礎石建（鹿の子建）でウシモチ柱を持つ大型の主屋がみられる。本来茅葺だった屋根は、昭和30年代後半から葺替えが始まり、昭和40年代後半～50年頃にはほぼ本寺地区全体が鉄板葺となった。現在の反りを持つ大きな屋根は、主屋の外観的特徴のひとつとなっている。内部は台所や土間、外観は玄関や縁などの改修が多いが、建物内部、特に上手にあたる部屋は旧状をよく留める傾向にある。内部調査を行った事例の中で、最も古い主屋の年代は、所有者等が聞き伝えてきた内容や建物の形式などから江戸後期まで遡る可能性がある。

主屋に次いで規模の大きい馬屋には、軒先を二重せがいとするなど意匠に工夫がみられるものが多く、牛などの畜舎、農機具類の保管、車庫などとして現在も利用されている。このほか、腰折れ屋根の小屋、長屋門形式の納屋など、外観意匠に特徴を有する付属屋も数多く存在する。



本寺地区の農家の伝統的な屋敷構え



農家の屋敷構え（茅を鉄板葺で覆った主屋）



農家の屋敷構え（主屋）



座敷



土間に立つウシモチ柱



前面に張り出すせがいで造の馬屋



イグネ（屋敷林）



前庭

■イグネと共に生育する有用植物



モミジガサ（シドケ）



オオバギボウシ（ウルイ）



ウワバミソウ（ミズ）



ミヤマイラクサ（エッコ）



イグネに混じるクリ



シナノキ

イグネには主にスギが植えられ、高さは約 20 m 前後である。大正末から昭和初期に植えられた約 80 年生の林分が最も古く、胸高直径は大きいもので 50 ～ 60cm を計る。スギの他にモウソウチクやクリが多く生育する事例も確認された。またイグネの林床には、ミズ(ウワバミソウ)、ウルイ(オオバギボウシ)、エッコ(ミヤマイラクサ)などの山菜をはじめ、多くの有用植物が生育することが確認された。

前庭は元来、畑地や作業場として利用されていたと考えられるが、現在では庭石を配し造園的に意匠を凝らした庭も多く、全般的に多様な樹木や草花が植栽されている。高木性の樹種では、カエデ類、ヒヨクヒバ、アカマツなどの樹形の美しいものが配され、低木ではツツジ類やシャクナゲ、サザンカなどが多く用いられている。これら前庭に配された樹木には、サラサドウダンやヤマツツジなどのツツジ類をはじめ、近隣の山から採取して植えられたものが多く、地域産の樹種を多く利用していることが、当地区の庭における一つの特徴と言える。また敷地境界に生垣をまわす場合、ヒバ類やツツジ類などが多く用いられているが、かつてはウツギを使用した生垣がよく見られたということであった。

その他、屋敷周りには畑地が広がり、ジャガイモ、サトイモ、ダイズ、カボチャ、ナス、キャベツ、ネギ、ダイコンなど、様々な野菜や根菜が栽培されている。また、屋敷周辺には、クリ、カキ、ウメ、クルミなどの果樹が多く、現在も果実の食用がなされている。さらに屋敷地周辺の比較的水の便のよい立地には、大小様々な規模の池が配されることが多く、農作業道具の洗い場としての利用や、スイレンなどを植栽している。かつては、縄等の材料として用いられたシナノキの内皮を剥ぐために、数ヶ月間水に浸けておくことなども、水場を利用して行ったということであった。



ウツギの生垣



屋敷地と畑の境界に植えられたヒバ、ネズミモチ、ウツギなどの生垣



屋敷地周辺の池

④石造物

國學院大学が平成12年3月に作成した本寺地区の石造物調査の成果が、石造物分布図と一覧表にまとめられている。石造物は、墓碑・石祠・石碑などがあり、山裾や街道沿いなど、現在屋敷がある場所やかつて屋敷があったと思われる場所に多く分布する。銘文の刻まれた石造物の中で最も年代の古いものは、天和2年（1682）の墓碑がある。駒形根神社境内には、本寺地区の石造物が数多く集められている。



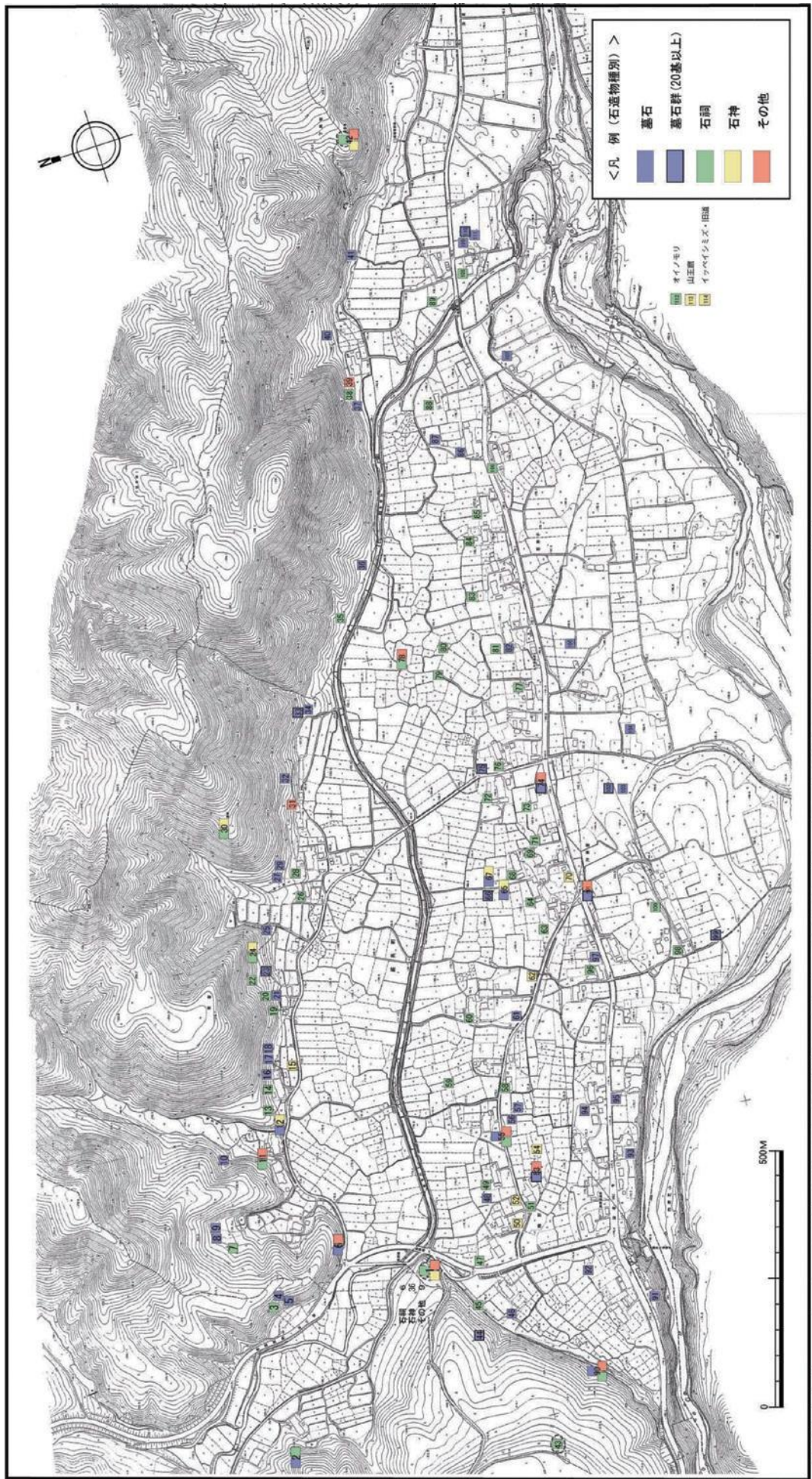
駒形根神社境内の石造物



明神様（屋敷神）



墓地



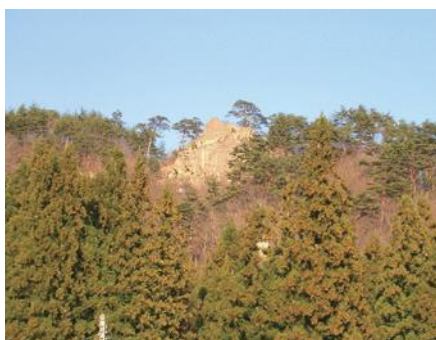
石造物分布図 (平成12年3月國學院大学の調査「骨寺村荘園遺跡・岩手県一関市埋蔵文化財調査報告書第5集・平成16年3月」に基づく)

(4) 骨寺村莊園遺跡の史跡指定と埋蔵文化財の分布

「陸奥国骨寺村絵図」と現地比定できるものや、経蔵別当領との関連が確認できる遺跡は、骨寺村莊園遺跡として平成17年(2005)に史跡指定となった。その後、追加指定を行い、現在9地区、約48.7haが指定地となっている。山王窟を除く8地区が、文化的景観保存計画対象範囲に含まれている。

また、本寺地区のほぼ全域が周知の遺跡(骨寺村莊園遺跡)であるほか、縄文時代の散布地や建物跡の確認された遺跡が分布している。

- ・ **山王窟** 山王窟は、磐井川に面した岩壁の西側に開口した洞窟を利用して勧請されたもので、骨寺村の西境の地名として「吾妻鏡」や「中尊寺文書」に記されている。また、「陸奥国骨寺村絵図」の正面に重なり合う山稜の一部として描かれている。
- ・ **白山社・駒形根神社** 本寺地区の平野部の西端に立ち上がる平泉野台地は、「陸奥国骨寺村絵図」に描かれた西側正面の山並みの最前列にあたる。現在、この台地には白山社と駒形根神社がある。台地東側に突出した部分にある駒形根神社からは平野部全体を見渡すことができ、集落の中心的意味合いの強い場所となっている。
- ・ **梅木田遺跡** 主要地方道栗駒衣川線の東側に沿った緩斜面で、現況は畑とスギ林となっている。平成25年度の発掘調査で、排土から13世紀とされる中国産陶器の破片が発見され、平泉とのつながりを改めて確認できた。



山王窟



駒形根神社(平泉野台地)



白山社(平泉野台地)



梅木田遺跡

- ・**伝ミタケ堂跡** 詳細絵図に「ミタケアト」という名称が記載され、また簡略絵図では金峰山と書かれ、脇には「ミたけたうよりして山王の岩屋へ五六里之程」と書かれている。この場所は、地元でミタケ堂と伝えられる、駒形根神社の北方向にある山の山頂付近であったと考えられる。
- ・**遠西遺跡** 平成13～14年度に発掘調査を行い、掘立柱建物跡を検出し、12～13世紀代の陶器片、カワラケ片が出土した。経蔵別当領であった時期に、山裾の一定の高さの土地に居住施設を設ける土地利用の傾向があることが確認された遺跡である。
- ・**要害館跡** 要害館跡は、北側の山並の中程の丘陵の一つにあり、東西に細長い本寺地区の平野部を眼下に見ることができる山城跡で、尾根筋の狭くなった部分に空堀が残る。経蔵別当領として経営されていた骨寺村が、中世末になって葛西氏の支配する領域へと変化したことを示す遺跡である。
- ・**若神子社** 若神子社は、平野部のほぼ中心部に位置しており、小規模な樹叢を伴っている。現在は個人の氏神的な管理状況にあるが、簡略絵図に記載される若御子神田二段の記載との関わりがあると考えられている。



伝ミタケ堂跡



要害館跡



遠西遺跡



若神子社

- ・ **不動窟** 本寺川北側の山並みで南に張り出した中腹に洞窟があり、代々「不動窟」と言い伝えられてきた。不動窟は、天台系の修験と深い関わりのある遺構のひとつとして見るのが妥当と考えられる。
- ・ **慈恵塚及び大師堂（拝殿）** 本寺地区北側の山並の東側頂部にある慈恵塚は積石塚で、東西約10m、南北約8mの楕円形で最大比高は約2.2mある。平成22年度に地中レーダー探査を実施し、塚中央部の深度1m前後のところに、金属ではないものが埋納されていることが推測された。また、山裾には明治時代に建てられた慈恵大師堂（拝殿）がある。



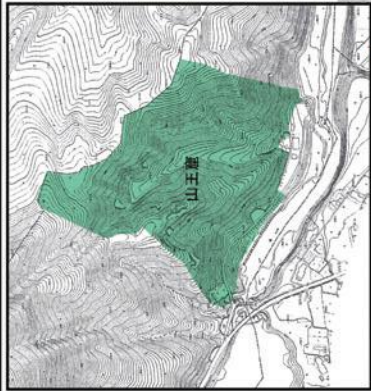
不動窟



大師堂（拝殿）



慈恵塚

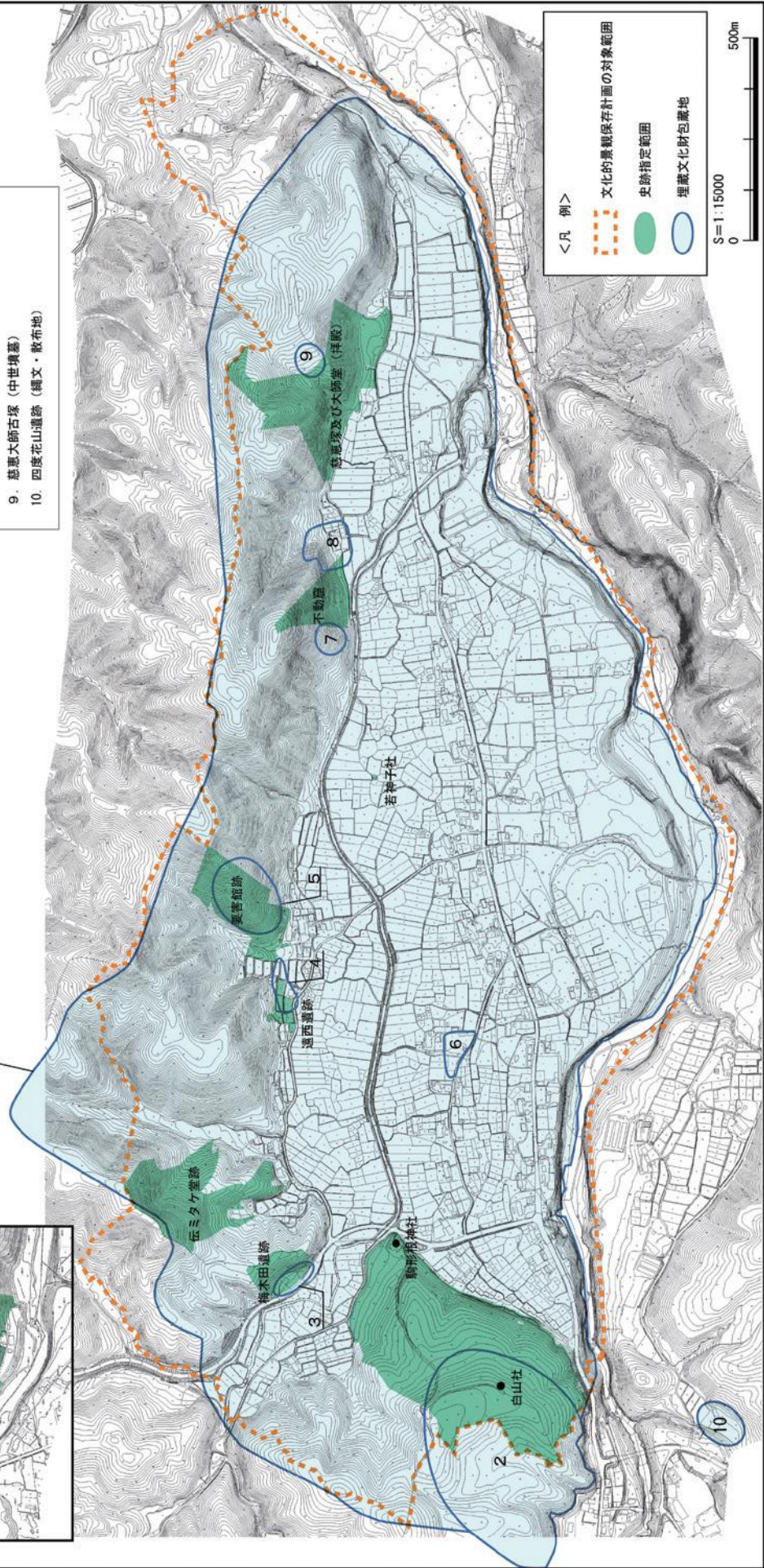


■埋蔵文化財包蔵地一覧

1. 骨寺村荘園遺跡 (絵図に示されたおよその範囲)
2. 平泉野遺跡 (縄文・散布地)
3. 梅木田遺跡 (中世建物跡)
4. 遠西遺跡 (中世遺物出土・時代不詳建物跡)
5. 妻喜館跡 (中世跡館跡)
6. 中屋敷遺跡 (時代不詳建物跡)
7. 不動屋 (縄文・散布地)
8. 下真坂遺跡 (縄文・散布地)
9. 慈惠大師古塚 (中世墳墓)
10. 四度花山遺跡 (縄文・散布地)

※本寺地区の埋蔵文化財の取り組みについて
 重要文化的景観の選定範囲は荘園遺跡全体にかか
 るものであるが、地下遺構については必ずしも全体
 に分布するとは言えない。したがって、このことを
 踏まえて当該及び内容確認調査等によりその把握に
 努めるものとする。

1



史跡骨寺村荘園遺跡の指定範囲及び埋蔵文化財の分布状況

(5) 本寺地区の地域づくり活動と景観認知

①本寺地区の地域づくり活動

本寺地区では、特色ある自立した地域づくりを推進するため、骨寺村荘園遺跡の価値を理解し、地域の魅力や個性を活かすための方策の検討と実践的な活動が行われている。

最初の活動として、平成14年度に岩手大学広田教授の指導・助言のもと、住民や市民等が参加して「お宝探し」を行い、「お宝マップ」を作成した。現地を歩いて見つけた「林の中の小さなほこら」、「エグネのある風景」など、貴重な「お宝」を地図に盛り込んでいく作業を通じて、土地の特色やみどころを再発見していくことを目指した。

本寺地区地域づくり推進協議会の主な活動一覧

年度	年	月日	内容	詳細
平成15年度		3月21日	本寺地区地域づくり推進協議会設立	
平成16年度	平成16年 (2004)	5月19日	「骨寺通信」第1号発行（平成18年3月時点で第15号まで発行）	
		6月5日	第1回「骨寺村荘園の里夢語りの会」（地元59名、支援18名、学生15名、計92名）	本寺遺跡めぐりの寸劇、写真映像による遺跡についての説明、地元参加者全員に対しての本寺に関する旗揚げアンケートを実施した。
		6月27日	第2回「骨寺村荘園の里夢語りの会」（地元46名、支援18名、学生21名、計85名）	班で9つの遺跡を歩き回り、現地の調査点検。調査で得たことを話し合い、遺跡の改善策と活用アイデアをまとめる。
		7月17日	第3回「骨寺村荘園の里夢語りの会」（地元43名、支援15名、学生21名、計79名）	前回の地域探検、再発見を進めて、地域おこしにつながるアイデアを検討した。
		8月4日	第4回「骨寺村荘園の里夢語りの会」（地元40名、支援18名、学生12名、計70名）	前回までのまとめ。将来の地域おこしの基本となる構想の案を、平成の大地図として作成した。
		11月25日	第1回「夢づくりの会」（地元38名、支援10名、岩大15名、計63名）	これまでに出版された荘園遺跡の改善策や地域おこしのアイデアを「だれが、いつ、重要度は、実現可能性は」という視点で検討した。
		12月9日	第2回「夢づくりの会」（地元26名、支援14名、岩大13名、計53名）	前回内容をさらに深く検討した。
		1月21日	第3回「夢づくりの会」（地元33名、支援16名、講師・学生13名、計62名）	アイデアを環境整備、広報、体験交流、商品開発、特産品の5つの実践チームに分類。参加者がそれぞれのチームにわかれ、春から活動を開始する。
	3月3日	第1回実践チーム会議（地元19名、支援19名、学生12名、計50名）		
	平成17年度	平成17年 (2005)	4月25日	第2回実践チーム会議（地元23名、岩大21名、県8名、市8名、JA1名、計61名）
5月23日			第3回実践チーム会議（地元24名、岩大講師3名、学生11名、県5名、市8名、計51名）	間近に控えた田植え体験イベントについての調整、準備を行った。
5月28日			田植え体験と遺跡めぐり（一般27名、小学校19名、大学17名、地元54名、支援29名、計146名）	一般の方々と募集し、地域体験として午前中に田植え体験、午後には遺跡めぐりを行うイベントを実施した。
5月28日			H17年度本寺地区地域づくり推進協議会総会（協議会22名、地元15名、来賓6名、支援13名、計56名）	今年度の事業計画、活動内容などについて総会で審議するとともに、ご来賓の先生方からご講演をいただいた。
7月7日			第4回実践チーム会議（地元15名、岩大講師3名、学生9名、県5名、市5名、計37名）	田植えイベントの反省を行うとともに、各チームで計画している取り組みについて検討を行った。
7月29日			第5回実践チーム会議（地元16名、地元若手1名、岩大講師2名、学生7名、県4名、市5名、支援1名、計36名）	これまでの活動について各チームごとに成果紹介を行うとともに、今後の連絡調整を行った。
9月6日			第6回実践チーム会議（地元22名、地元若手3名、岩大10名、県6名、市7名、計48名）	これまでの実践チーム活動を通して、今後取り組む事業や体制のあり方などについて方向性を検討した。
9月30日			骨寺村ホームページ開設	各地へ広く情報発信を行うため、広報チームで検討し開設した。
10月17日			第7回実践チーム会議（地元32名、地元若手3名、岩大8名、県6名、JA1名、市8名、計55名）	地元体験イベント第2弾として実施する稲刈り体験と遺跡めぐりについて、最終的な調整確認を行った。
10月23日			稲刈り体験と遺跡めぐりツアー（一般21名、地元51名、岩大10名、県6名、JA1名、市12名、計101名）	雨天のため、稲刈り体験に代わり、縄ない、餅つき体験、餅料理、コンサートなどにより、関東方面から参加したツアー客をもてなした。
平成18年 (2006)		1月14日	平成17年度本寺地区地域づくり推進協議会臨時総会（協議会82名（本人25名、委任状57名）、来賓3名、支援13名、計98名）	規約一部改正並びに重要文化的景観の団体同意を決議。その後、会場で会長が同意に署名し提出した。

その後、平成16年(2004)3月に住民参加による、本寺地区地域づくり推進協議会(以下、協議会)が発足した。平成16年度からは協議会が主体となって、地元住民を中心とした地域づくりのワークショップを実施した。具体的には、史跡指定を受けた9つの遺跡の現地調査や本寺地区の住民を対象にしたアンケート調査等を行い、道・参道の整備改修、案内板・解説板の設置、道の駅やホームページ上での情報発信といった遺跡のPRの方法、伝統的な特産物の販売や伝承されてきた踊り・民話の継承の必要性など、地域づくりのアイデアを検討した。これらのアイデアの実践として、平成17年度から5つの実践チームに分けて活動を始めており、「古道を探勝する会」、「田植え体験と遺跡めぐり」などを開催している。

協議会を中心とする各種地域づくり活動の状況は、定期的に「骨寺通信」を本寺地区全体に配布しており、活動内容の周知にも積極的に取り組んでいる。

②本寺地区住民の景観認知の把握(地域づくり活動による「お宝マップ」の作成)

本寺地区の住民が、本寺地区の特色をどのように認識しているかについて、平成14年度に実施した「お宝マップ」の成果を基に把握を行った。



「骨寺村荘園の里夢語りの会」が完成させた平成の大絵図

「お宝マップ」の作成は、地元住民の他、岩手県・一関市の職員や学生等が加わり、対象地区別の6班に分かれて実施したもので、現地を歩いて見つけた要素を撮影し、それを地図上に記し、「お宝」として挙げたものである。このため、写真に付けられたタイトルを抽出し、文化的景観としての観点から、樹木・滝・山

などの「①自然的要素」、社殿・遺跡・石造物などの「②歴史的要素」、水田・畑・建物・道などの「③生活・生業に関わる要素」、「④その他の要素」の4つに分類した。

その結果、地区住民は、自然・歴史・生活(生業)に関する多種多様な要素に着目して、「お宝」として挙げていた。また、中通り周辺を調査した班では、生活・生業に関する要素が多かったり、駒形根神社を含む班では歴史的要素が多かったりするなど、班毎に着目する要素には差があるものの、全体としては、自然・歴史・生活(生業)のいずれかに偏ることなく、ほぼ均等に挙げていることも特筆される。



「骨寺村荘園の里夢語りの会」の開催の様子

■「お宝マップ」に挙げられた本寺地区の「お宝」の概要

①自然的要素

山（栗駒山や逆芝山など）、河川（本寺川、磐井川、滝など）、沢・湧水、樹木（庭木や大径木など）などが含まれる。対象地区内の要素だけではなく、現地から望む栗駒山（須川岳）も3つの班で挙がっている。

②歴史的要素

遺跡や石造物、社殿など歴史的要素は最も数が多かったが、その内訳は、駒形根神社周辺と要害を対象とした班において駒形根神社境内の要素を集中的に挙げており、駒形根神社に対する認識の高さが伺える。また石造物も多数挙げられ、「古い墓」「明神様」などに着目している。

③生活・生業に関わる要素

駒形・沖要害を対象とした班と、中通り周辺を対象とした5班で多く挙げられている。農業に関する項目が多く、「昔ながらの水路」や「穂によ」といった伝統的な農業に関する要素と、「ブルーベリー畑」など新しい要素も含まれている。屋敷地内の井戸や庭、住宅・小屋・長屋門など建物に関する要素も挙げられていた。「ポンプと昔の石臼」などの道具類、「子牛」などの動物も少数ではあるが見受けられる。

④その他の要素

風景といった自然・歴史・生活（生業）の3つの要素を複合した意味を持つ要素、発電所や消火栓などの各種施設、タイトルからは判別しがたいものなどをその他の要素とした。ここでは、標柱や説明板などが多数挙げられている。また、「レンコンを採っているおばちゃん」といった人の活動する様子も挙げている。

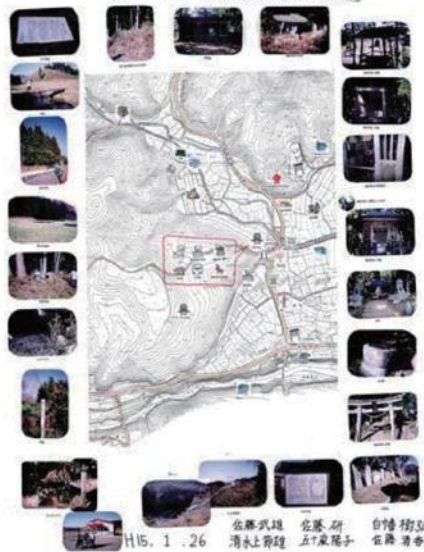
麗しの里 神の足跡・真坂神道 ～山から滝へカッパ岩～	駒形・沖要害のお宝
<ul style="list-style-type: none"> ②不動岩窟の中 ①不動岩窟の石割竹 ③不動岩窟下の中道 ②不動岩窟下の墓地 ①下真坂から望む須川岳 ④カキツバタ園 ③ポンプと昔の石臼 ④老人保養施設 ④旧別荘の温泉 ①ナベ滝 ①はねつきの実 ①カッパ岩 ①同間の滝 ③マサカの蔵 ③マサカの長屋門 ③昔ながらの水路 ①天然の石垣とけやき ①逆柴山 ②慈恵大師拝殿の中 ②慈恵大師拝殿 ④イワズタの家の秋 ②イワズタの氏神様（お明神様） ①イワズタの由来の岩 	<ul style="list-style-type: none"> ③きれいな流れの水路 ③林崎さん宅の古池 ③長持、石臼、ひき臼 ③井戸 ③古井戸の中 ②塩釜供養塔 ②林崎さん宅のお宮 ②林崎さん宅のお宮の中 ④標柱：中屋敷遺跡 ③養二さん宅裏の水門 ③旧農道 ③中沢跡 ③馬そり ③ブルーベリーの木 ③井戸用手押しポンプ ②雷神碑 ③本寺小学校跡 ③元小学校跡にいる馬 ③長屋門 ②敷位明神 ③佐々木源輔さん宅の厩 ①湧き水 ③穂によ ③用水路（土水路） ③碓の二段重ね ③四反田 ①アズマシャクナゲ ①シダレヒバ（リュウヒバ） ②雷神 ①本寺川
<p>麗しの里 神の足跡・真坂神道 ～山から滝へカッパ岩～</p>  <p>正人班 (132)</p>	<p>駒形・沖要害のお宝</p>  <p>高橋全男 佐藤のり 田中和雄 佐々木知男 高田計 阿部節男 千原真二 H15.1.26</p>

骨寺荘園の中心部
本寺地区守護神駒形根神社周辺

- | | |
|-----------|----------------|
| ④立て看板 | ②駒形神社：鳥居 |
| ③木橋 | ②手水鉢 |
| ①種まき桜 | ②狛犬 |
| ②梅の田遺跡 | ②駒形神社：拝殿 |
| ②御明神様 | ②駒形神社：拝殿のしゃちほこ |
| ①ウナザ入口 | ②駒形神社：馬頭観音 |
| ④道標 | ②駒形神社：本殿 |
| ①味ヶ沢（アザサ） | ②駒形神社：鐘楼 |
| ①磐井川 | ②駒形神社の珍品 |
| ④水力発電所 | ②神楽殿 |
| ④説明看板 | ④消火栓（積雪のときの目印） |
| ②石碑群 | |

骨寺荘園の中心部

本寺地区守護神駒形根神社周辺

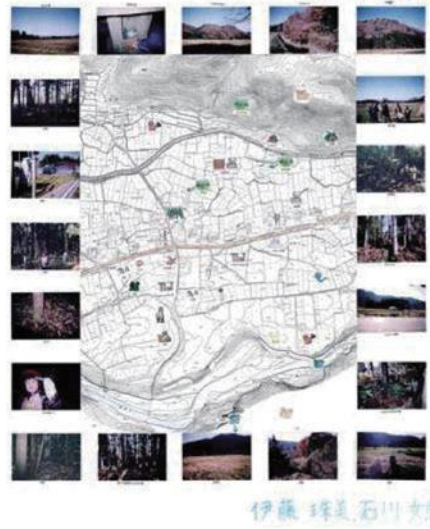


若神子の郷

- | | |
|--------------|------------|
| ①須川が源 | ②古塚 |
| ②古塚 | ②シモガジヤの古い墓 |
| ④標柱 | ④カキツバタ園 |
| ②古塚 | ①からすうり |
| ④おっ!! | ②荒神様 |
| ④これなあに? | ①須川岳 |
| ③古道 | ②不動窟 |
| ②佐々木雄志さんの古い墓 | ④フルヤシキ |
| ①お岩山 | ①ナカマサカ山 |
| ③湿田 | ②若神子社 |

若神子の郷

2003年1月26日
佐藤 光男
金子 繁
小野 正耕



”骨寺村”さきもり達のお宝

- | | |
|------------|----------|
| ①けやきの大木 | ②中屋敷遺跡 |
| ③子牛 | ③旧佐々木家 |
| ④案内板 | ③池 |
| ③土倉 | ③石段と石垣 |
| ③曲り梁 | ①ドウダンツツジ |
| ②収穫後の田んぼと庭 | ④何かの跡? |
| ②旧小学校門跡 | ③昔の水路 |
| ②雷神 | ③すばらしい庭 |
| ③水路 | ①太いヒノキ |
| ②子持ち石 | ④すばらしい景色 |
| ①磐井川 | ①太いエグネ |
| ③ブルーベリー畑 | |

”骨寺村”さきもり達のお宝

2003年1月26日 5時

大山崎山 佐藤 光男 小野 正耕 金子 繁



ようがい 遺跡歴史神社の道
要害一害を防ぐ要一

- | | |
|------------------|------------------|
| ②鳥居（駒形根神社） | ②山神社・鳥居 |
| ②馬頭観音（駒形根神社） | ②山神社・本殿 |
| ②鐘楼堂（駒形根神社） | ③ブルーベリー畑 |
| ②供養塔（湯殿山）（駒形根神社） | ④レンコンを探っているおばちゃん |
| ②奥の院（駒形根神社） | ①栗駒山 |
| ②本殿（駒形根神社） | ③堤（ため池） |
| ④稲刈り跡の風景 | ②・①要害館及び金鶏山 |
| ①本寺川 | |
| ②遺跡発掘現場 | |

ようがい 遺跡歴史神社の道

要害一害を防ぐ要一

大山崎山 鳥居 北
佐藤 光男 金子 繁
小野 正耕 石川 陽子
佐藤 浩吉

2003年1月26日



③文化的景観後の協議会の活動

平成16年（2004）に設立された協議会では、部会を設定して、地域づくりのワークショップで出た意見を実現するため、自分たちで活動すると共に、市と連携を深めている。

・景観保全の取組み

平成18年（2006）に重要文化的景観に選定され、平成20年（2008）からは景観保全型農地整備事業が開始されたが、この景観保全の取組みは、協議会の了承を得て行われた。具体的には、市が示した方針を了承し、平成20年から協議会と岩手県建設業協会一関支部・一関市水道工事業協同組合と協定を締結し、昔ながらの土水路を活かすために年2回の土水路清掃を実施することとなった。この活動には市からの支援もあり、毎回200名前後の参加者を得ている。



土水路清掃の様子

このほかにも、国・県道や史跡指定地へ至る道の草刈作業も継続して実施しており、重要文化的景観の保全に貢献している。

・田植え・稲刈り

小区画水田を活用した事業として、平成17年（2005）から田植え体験・稲刈り体験を実施している。この収穫された米の一部は、平成19年（2007）から開始された骨寺村荘園中尊寺米納めにより、中尊寺へ納められている。この米納めは、12世紀に中尊寺経蔵別当領となった過去の経緯をもとに、毎年12月に行う行事としたものである。平成20年からは、骨寺村荘園オーナーを募集している。一口3万円で小区画水田のオーナーとなることができ、毎年収穫される米が送られるほか、田植え、稲刈りをはじめとした本寺地区で行われる様々な行事が案内される。こうした活用もまた、継続して景観を保全する活動の一環として行われている。



田植え体験



稲刈り体験

・活動の評価

本寺地区では、平成 19 年（2007）に骨寺村莊園カボチャ研究会を設立し、南部一郎カボチャを特産物として売り出すなど、協議会だけでなく地区全体で文化的景観を活用する機運が高まっていた。そうした活動は、文化的景観の景観維持や地域づくりの成功例として県内外から高く評価されている。それが形となって表彰された例として、平成 29 年（2017）に国土交通省が表彰する手づくり郷土賞（一般部門）に選定されたほか、平成 30 年（2018）には農林水産省が主催する農林水産祭のむらづくり部門で、天皇杯を受賞したことが挙げられる。



手づくり郷土賞（一般部門）の賞状授与式

・骨寺村ガイドス運営協議会について

本寺地区では、協議会とは別に、「骨寺の里」を組織し、平成 21 年（2009）にオープンした骨寺村莊園休憩所（古曲田家）の食堂・農産物直売事業の委託を受けていた。さらに、骨寺村莊園交流館（若神子亭）を含めて指定管理者の指定を受けるために、協議会と骨寺の里を母体として、平成 23 年（2011）から骨寺村ガイドス運営協議会が設立された。この運営協議会が、古曲田家や若神子亭の指定管理者として指定を受け、地域に密着し、県内外に情報発信を行いながら施設運営を行っている。

3. 文化的景観の価値の分析

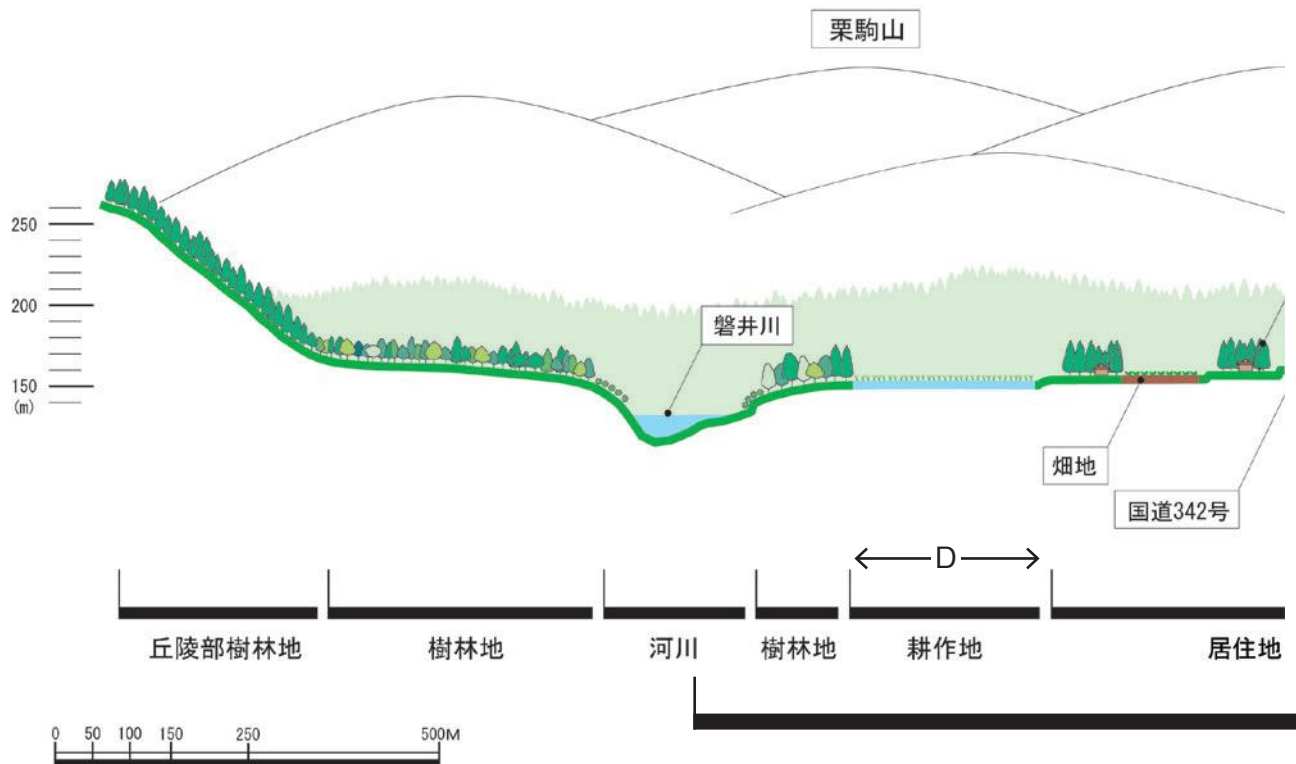
(1) 文化的景観の構造及び特性

①文化的景観の基本構造

本寺地区は、東流する磐井川左岸に形成された丘陵盆地で、周囲を低い山に囲まれた地形となっている。平野部は東西に細長く、磐井川支流の本寺川が平野を横切って、磐井川に合流する。本寺地区の西と東は磐井川を挟み込むように山が迫っていて、平野部は全体として閉鎖的な空間となっている。また、深い峡谷を成す磐井川は、隣の集落との境界ともなっている。

現在の本寺地区における段丘平野部の土地利用は、水田地区、屋敷地の連続する居住地区、平地林と畑地が混在する「野」に大別できる。

水田地区は、「A 北側山麓に分布する低地区」、「B 本寺川に沿って広がる段丘平野中央部」、さらに「C 旧河道性低地列」、及び「D 段丘平野南部に形成されている開拓地の水田」などに大別できる。これらは元来、それぞれ異なる用水を用いて開発されたものであり、Aの灌漑用水は丘陵を刻む小侵食谷の沢水、Bは本寺川から取水する揚場の水、Cは天然の湧水、を利用していたと推察できるが、近世になると、Aでは小侵食谷の上流における溜池築造、B・Cでは磐井川上流より取水する下り松用水の導入、などの用水増加が図られ、水田開発の拡大と

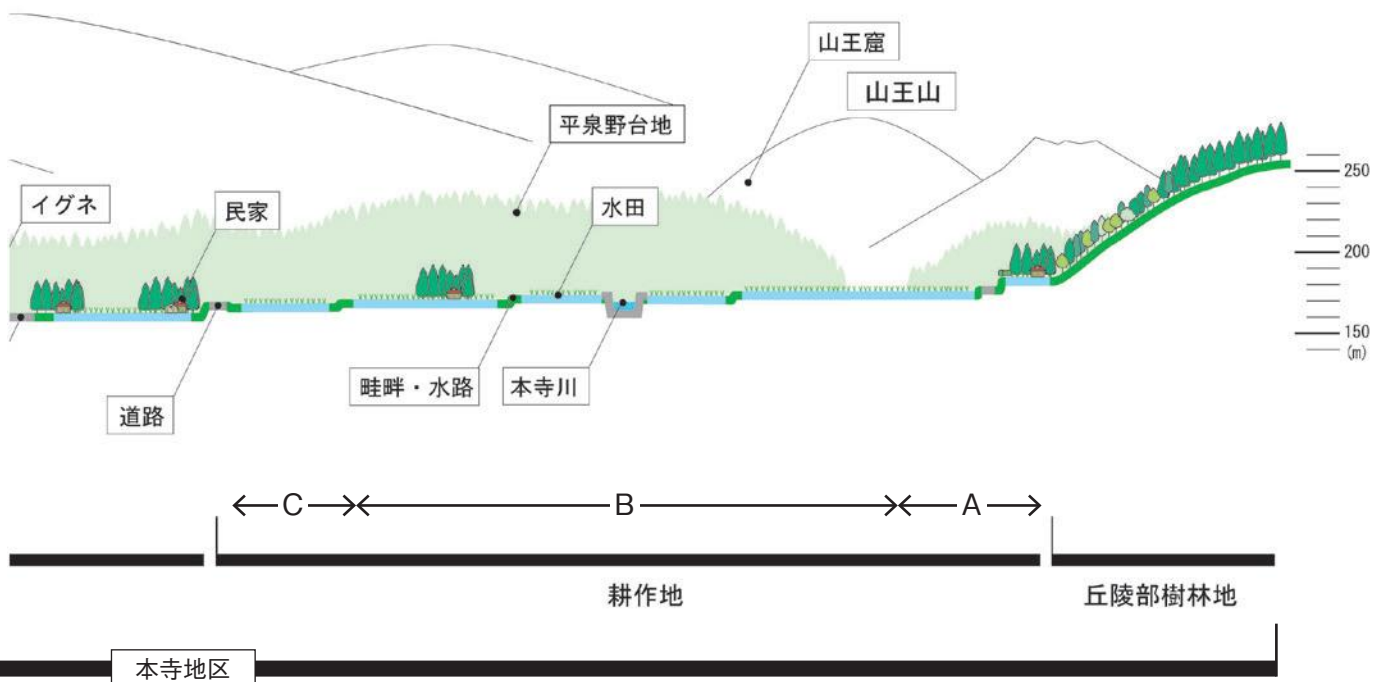


本寺地区の土地利用区分模式図

用水系統の再編が行われた。その結果、ほとんどの地区が本寺川の揚場からの用水系統に組織・再編され、下り松用水や発電所用水（大正年間）なども、駒形根神社前で本寺川に合流され、下流の取水量の増加・安定化をもたらした。こうした水利の変容は確認できるが、近世以後の変化を概括すると、用水源の増加が図られ、末端で用水路が延長されたことは事実だが、用水系統の骨格自体は既存のものを踏襲しており、現在の用水系統の骨格が近世初期、あるいは中世に遡ることは確実である。なお、現在では少なからぬ水田が排水不良の湿田となっている。湿田は元来の土地条件に由来するところもあるだろうが、近世以後、外水の導入によって段丘平野面の水収支が大幅に入超となったことに由来する部分もあると予想される。

これら耕作地の中の微高地や山裾の崖錐斜面上、あるいは国道沿道に、屋敷地が連続して並んでいる。屋敷地はおおむね、冬期の北西からの風を防ぐイグネ（屋敷林）によって守られており、イグネの連続する風景は、この地方の冬の厳しい気候を物語る要素となっている。また、古い屋敷地には屋敷神（明神様）と墓地の石造物が付属しており、現在居住の認められない旧屋敷地の推定を可能にしている。

国道の南に沿う水田列は西からの旧河道性低地列の連続と解釈できるが、これよりも南側一帯は、元来原野が展開していた地区であり、現在、若干の屋敷地や水田・畑地が立地しているが、これらは戦後の開拓に由来するものである。簡略絵図においても、この地区には「野畠」の文字が見え、原野が展開していたことを推測させるが、今日でも、平地林の分布するあたりに、



その景観の名残をみることができるとはいえ、ここに展開する開拓地景観は、本寺地区中で最も新しい景観要素である。

②伝統的な土地利用

本寺地区の現在の土地利用は、「陸奥国骨寺村絵図」に描かれた土地利用の構造を継承するものであり、さらにそのパターンが現在まで時代とともに展開されてきたことを示すものと評価できる。

実際に本寺地区の景観の変容は、近代・現代にみることができ、そのひとつとして、水田の地割りパターンの変化がある。明治20年頃の作成と推定される「一村限り地籍図」によると、本寺地区の水田の多くは、自然の傾斜を反映した不整形の魚鱗状地割を呈し、畦畔によって区画される一筆の面積は、大きいものでも1～2畝といった、小規模なものであった。そのため多くの水田筆が用水路と接しておらず、用水の配水に関しては、田越しの灌漑が一般的であったと見られる。田越しの灌漑は、一筆ごとの自由な水管理を阻害する要因でもあったが、山からの冷たい水をヌルメる効果を持っていた。したがって、独自の用水源をもつ広い水田団地を所有することが、農業経営上有利な条件となった。同じく明治初年の土地台帳の分析によると、この地区内で、江戸時代以来の「屋敷名」をもつ旧家の多くは、こうした水田団地を保有していたことが確認できる。すなわち、定着の古い農家は、元来こうした水田団地と屋敷地が空間的にひとまとまりをなす構造を有していた。

この構造は、早く中世中期（14世紀頃）には確認できる「田屋敷」という支配形態と深く関わるものである。この地方の居住形態は元来散居と分類できるが、それは水田団地の開発と屋敷地の成立が空間的に対応していたからであり、水田の所在に規定されて、屋敷地が分散して



明治20年頃の作成と推定される公図（要害付近）

いたのである。本寺地区の土地利用の中で最も豊かな歴史性を伝えるのは、屋敷地と水田のまとまりによる「田屋敷」的構造であると評価できる。

さて、地籍図に認められる小規模な魚鱗形地割は、今は一部に残すのみである。戦後主として機械化を推進するために農家が自ら一筆の面積を拡大し、整形を施したからであり、現在の水田の大半は近代的な直線状の畦畔に変化している。しかし、その中でも、大きく曲線的な形状を伝えているのが用水路である。農家は自らの所有地の地割を整形することができても、伝統的に維持されてきた用水路を改変することはできなかったからである。このため、現在の用水路の形状はおおむね近世初頭と変化していないことが確認できる。さらに、田越しの灌漑範囲もかなりの範囲で明治初期の構造が継承されている。このように、用水路の形状や田越しの灌漑範囲といった用水に関わる土地利用は、基本的に伝統的な形態を色濃く残存するものと評価できる。

したがって、本寺地区における伝統的な土地利用の構造を色濃く残すものとして、「田屋敷型の散居の形態」と、「用水路網と田越しの灌漑範囲による水利体系」の2つが挙げられる。今後の文化的景観の保存に向けては、この2つの特質を重視し、表面的な形態にとらわれることなく、伝統的な土地利用を将来に伝えていくことが重要な意義を持つものである。

③文化的景観の特性

自然環境、土地利用の歴史の変遷、生活・生業の視点から、地域固有の要素 = 『本寺地区らしさ』を見出せる点を、それぞれ説明する。

1

中世村落の様子を伝える絵図と、現在の景観を比較できる稀有な場所である。

- 本寺地区はかつて骨寺村と呼ばれ、中尊寺との関わりが深く中世の記録が多数残されており、調査研究が行われてきた。2枚の「陸奥国骨寺村絵図」には、村人の信仰対象が多く描かれているが、そのうちの山王窟・白山社・金峰山（ミタケドウ）・不動窟・慈恵塚・若神子社は現在も本寺地区の中に実在し、またはその跡をとどめている。鑑懸かぎかけと宇那根社・六所宮は実在しないが、絵図を読むことで、およその場所を特定することができる。研究によって、これらの信仰内容と相互の関係はすでに明らかにされており、それを通じてわれわれは中世の人々の生活に根ざした精神生活の豊かさを知ることができる。他にはあまり例を見ないことである。なお、この内の6ヶ所は骨寺村荘園遺跡として史跡に指定されている。
- 現在の本寺地区と、「陸奥国骨寺村絵図」に描かれた山並みや川の姿、寺社（跡）、水田、屋敷地などの配置構成を比べると、極めて類似しており、大きく変わることなく良好に保たれている。本寺地区を囲む山並みや遠くに望む栗駒山など、絵図に描かれた景観を阻害する要因がほとんどないことも特筆される。



若神子社周辺から平泉野台地・栗駒山・山王山を望む

2

散居の居住形態や水利系統などに伝統的な土地利用を色濃く残している。

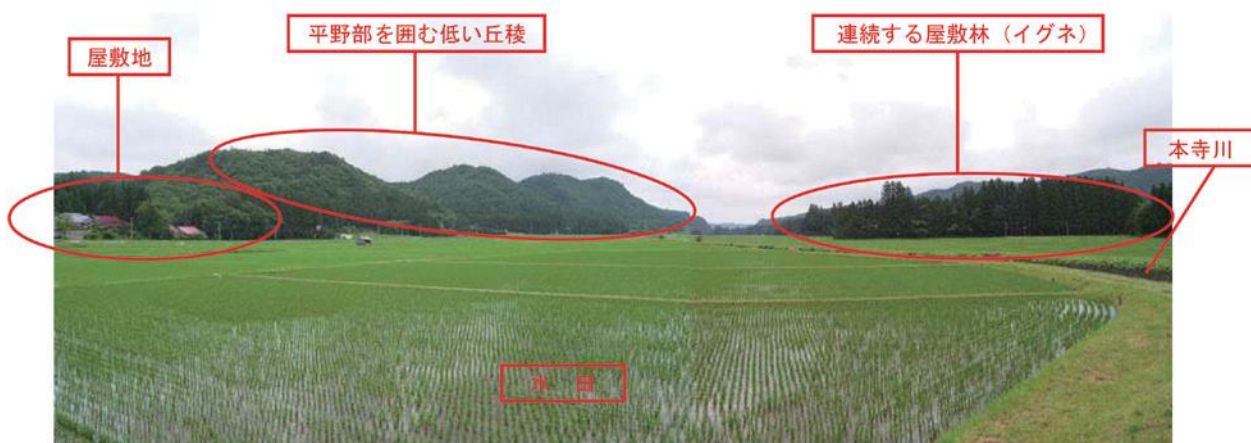
- 丘陵部は寺社や岩屋などの信仰の対象地が分布するとともに、水の供給や、薪炭材や建築資材の供給源となっている。また、微高地に屋敷地を形成し、低地に水田を開発するという自然地形に沿って形成された基本構造が保たれている。
- 本寺川と湧水を利用する用水系統の基本的骨格や、田越しの灌漑など伝統的な水利方法が継承されている。また、小規模で不整形な水田区画が存在し、水田に近接する屋敷地とひとまとまりになる散居の形態が維持されている。それは中世の「田屋敷」にも通じるものであり、本寺地区の文化的景観の重要な要素をなすものである。
- 防風林としての機能を持つイグネの中に、直屋形式の大型主屋と馬屋が並び、周囲には便所・土蔵などの建物が配置されている。本寺地区の屋敷地は、宮城県北～岩手県南地方に共通する近世・近代における農家の屋敷構えを良く残している。
- 本寺地区の農家では、水田や畑地を耕作するとともに、林業にも携わりながら生活を続けてきている。

3

里と里山の連続性が保たれ、豊かな自然環境が維持されている。

- 磐井川左岸に発達した河岸段丘に、居住地と主に水田からなる耕作地が形成されている。また河岸段丘の南側は磐井川が掘り下げた急峻な段丘崖となり、残り三方は低い山稜に囲まれて閉鎖的な空間となっている。
- 丘陵の表層地質は、新第三紀層の凝灰岩からなり、侵食や崩壊による急傾斜の露岩地が多く見られる。

■変化しつつ継承されてきた本寺地区



本寺川を軸に水田が営まれた本寺地区では、里と里山の連続性を保ちつつ、耕作地の拡大を図ってきた。

- 東北地方内陸の比較的冷涼な気候であり、四季の変化が大きく、冬季には奥羽山脈を越えてくる季節風が強い地域である。
- 丘陵地や段丘崖の植生は、二次的な樹林植生である里山として維持され、多様な動植物の生息環境として優れている。
- 自然地形に沿って形成された水田や畦畔が多く残されており、耕地生態系の生物多様性が保持されている。
- 屋敷地や耕作地と里山環境が連続し、里と里山の複合的な環境に成立する生態系が維持されている。

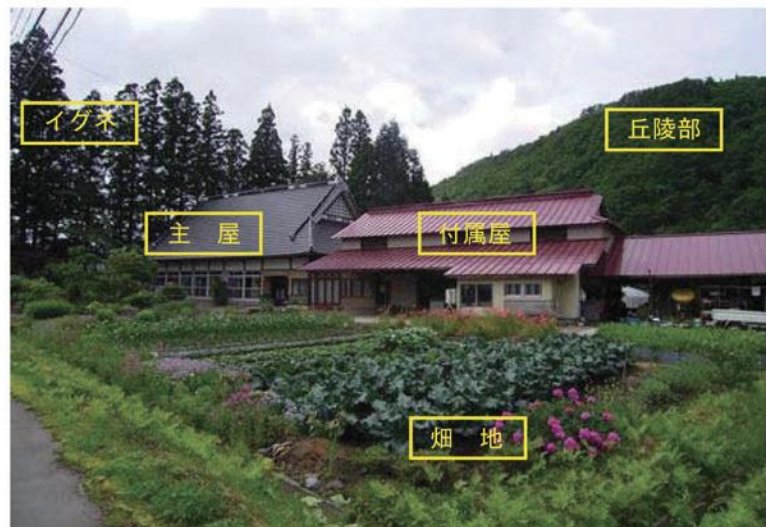
4

時代に応じた技術や工夫を加えつつ、農村のくらしをゆるやかに発展させてきた。

- 基本となる用水系統の骨格を維持しながら、下り松用水の整備など、農業基盤の改良等を行ってきた。
- 用水の確保にあわせて、徐々に耕作地を拡張してきた本寺地区は、現在、平野部一面に耕作地が広がっている。
- 近世にあった家屋の造作に対する制限から明治期以降は解放され、特に昭和期以降になると前庭をつくったり屋根を大きく見せたりするなど、屋敷構えの意匠にも工夫を凝らすようになった。
- 時代に合わせた作物の多様化や副業に変遷が見られる。中世には、「骨寺村在家日記」に米と一緒に油・立木・もわた・うるし・栗・あわ等が記載されている。また、近世には養蚕・馬産が行われ、近代には炭焼きなどが行われていた。現在は稲作を中心としつつも、牛を飼育する農家が数軒あるほか、花き、果樹、きのこ、野菜など多様な作物の栽培が行われている。



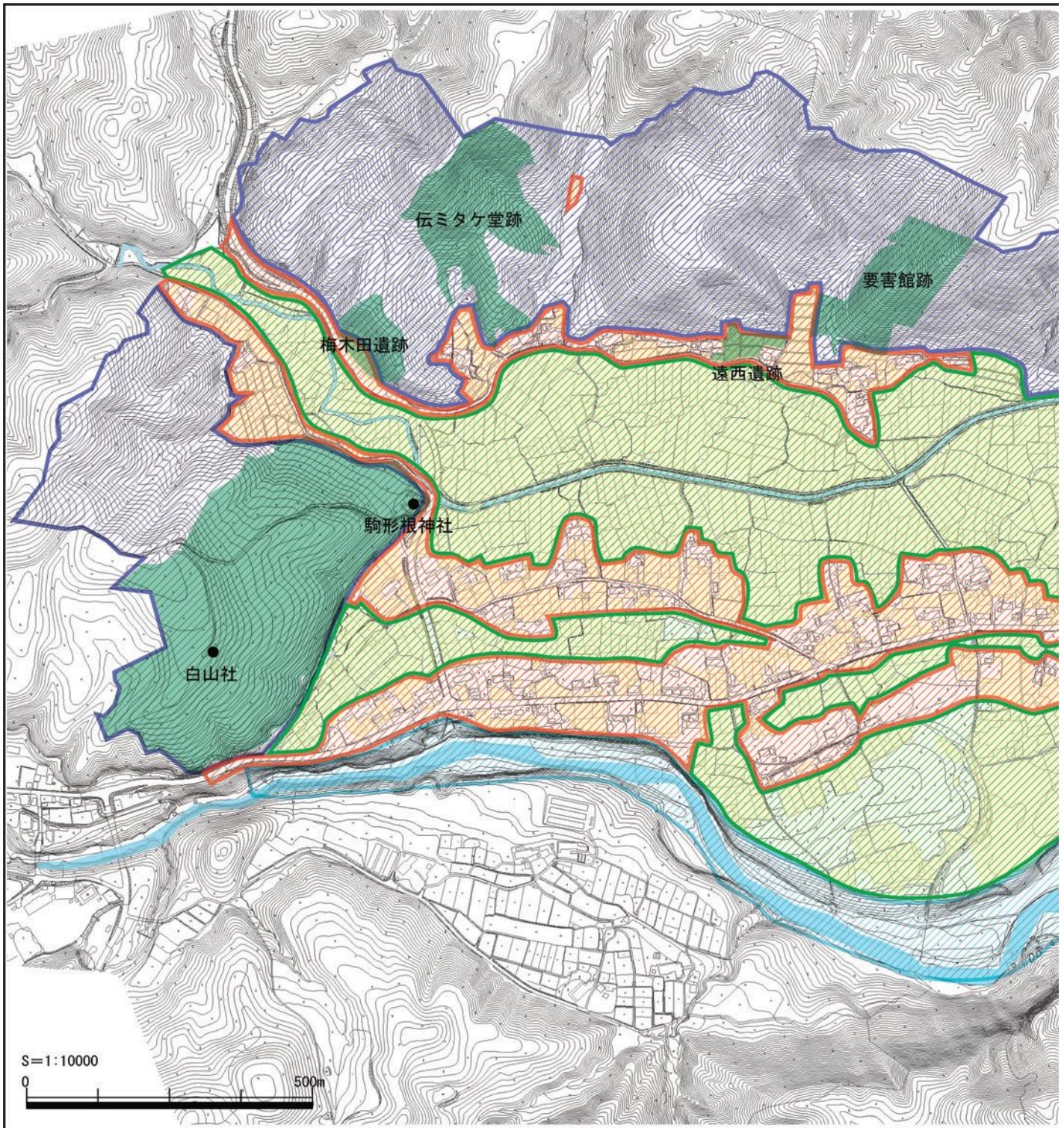
山裾のやや高い位置や、平野部の中の微高地は屋敷地が点在し、イグネに囲まれた伝統的な屋敷構えを良く留めている。



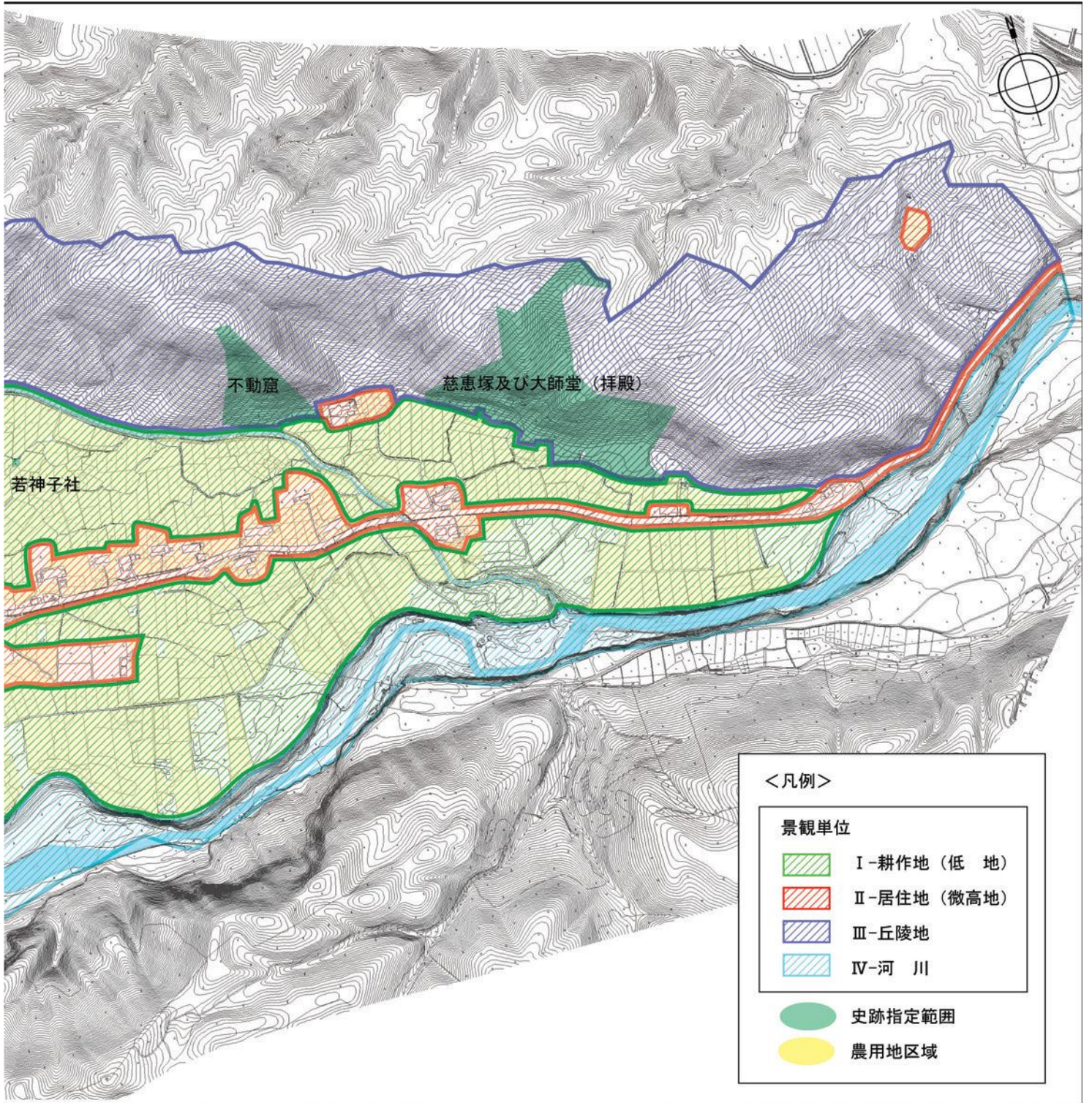
屋敷地の前面には野菜や花きを栽培する畑地、あるいは管理の行き届いた生垣や庭木が配されている。

(2) 景観単位の区分

本寺地区を、文化的景観としての特性に基づき、Ⅰ－耕作地（低地）、Ⅱ－居住地（微高地）、Ⅲ－丘陵地、Ⅳ－河川の4つの景観単位の区分する。景観単位の範囲設定と、景観単位別の概要を以下に示す。



文化的景観の景観単位区分図



① I 一耕作地（低地）

耕作地は、稲作を主要な農作物とし、畑地や転作田では自然環境に適した多様な作物栽培が行われている。水田中央部から栗駒山を望むことができ、南側・北側に展開する山並みも視界をさまたげるものなく見渡すことができる。また、水田区画の中には、若神子社や小規模樹林が存在する中島状の区画が点在する。磐井川沿いの耕作地は第二次世界大戦後拡張された範囲で、樹林などが混在している。農作業は機械化、効率化が徐々に進行しており、それに適さない湿田等では放棄されたり休耕田となったりしている箇所もあるが、基本的な土地利用の変化は少ない。

【用水路網】 本寺川と丘陵部からの湧水を水源として、緩やかに傾斜する自然地形に沿った用水路網が形成されている。近世以降は磐井川からも取水を行うようになり、耕作地は東側に拡張していった。その際も水利系統は基本的に変更されていない。自然地形に沿って曲がりくねった水路網は、一部にコンクリート水路となった箇所もあるが、土水路のまま利用されている箇所が多い。

【田越しの灌漑】 用水路から冷たい水を直接取水しない田越しの灌漑が残されている。これは、同一所有者による耕作単位毎に取水管理を行う場合に合理的な方法であったとも考えられ、この地域の伝統的な灌漑方式であったことがうかがえる。

【水田区画】 平野中央部の中に、極めて小さな不整形な水田区画のまとまりが、屋敷地と近接している箇所がある。屋敷地と水田団地との結びつきは、中世の絵図の形態を伝えるものと考えられる。不整形な小区画の水田や直線的で規則的な区画となった水田が混在する状況は、経藏別当領として経営が行われてきた頃から重層的に開発が行われてきたことを示すものである。

■水田



田面の広がり



若神子社周辺



中澤とクリ林



畦畔

■河川



本寺川（上流）



本寺川（下流）



本寺川の取水口

■水路



自然地形に沿った用水路



用水路



磐井川からの用水路

■神社・石祠など信仰に係わる施設



田越の灌漑



水路に沿った農道



若神子社

■畑地・牧草地



牧草地



ソバ畑



畑地

■樹林・藪



国道342号南側の樹林遠景



河岸段丘から耕作地に広がるクリ・コナラ林

■近年付加された要素



カキツバタ園

②Ⅱ一居住地（微高地）

屋敷地は、北側山裾と、国道342号、中通りに沿った微高地に立地する。中世や近世の文献史料に記載される屋敷名に通じる呼称が、現在も多数用いられている。影響を著しく阻害する要素は少なく、伝統的な散居の居住形態を保っている。

【屋敷地】 冬の強い北西の風を防ぐイグネは、スギを主体としたもので、クリ、カキ、シナノキなど日常利用してきた樹木も植えられている。イグネの中には明神様（石祠）が配置されている。イグネに囲まれた屋敷地には、主屋・馬屋（作業小屋）・便所・蔵などが並ぶ。屋敷は南入りを基本としており、多くの場合主屋に南面して生垣や庭が設けられている。

【農家建築】 鹿の子建（礎石建）、ウシモチ柱を持つ直屋形式の主屋は、宮城県北～岩手県南地方に共通する近世農家の形式で、茅葺であった面影を留める大きな屋根は、イグネとともに散居の居住形態を特徴づける要素となっている。その他の主屋、馬屋、便所、蔵など、農業や生活に係わって伝統的に利用されてきた建物も多くとどめているが、改修・建替えが進みつつある。

【屋敷地周辺の畑地・石造物】 屋敷地の周囲には畑があり、様々な作物が栽培されている。屋敷地周辺にも石造物が多く分布する。

【交通路】 主要な交通路は、東西軸として国道 342 号、南北軸として県道栗駒・衣川線がある。「磐井郡西岩井絵図」に、国道・県道に近い道筋が描かれており、近世からの交通路はおおむね踏襲されている。

■居住地の遠景



中通り沿いの居住地遠景



山裾の居住地遠景

■屋敷地



イグネ



広葉樹の混じるイグネ



明神様

■伝統的に利用されてきた農家建築



イグネに囲まれた屋敷地



茅葺屋根を鉄板葺にした主屋



昭和20年代の主屋



馬屋



馬屋



作業小屋



板蔵



土蔵



便所

■屋敷地の土地利用（生垣、前庭、区画溝（水路）、水場、井戸など）



前庭



ヒバの生垣



ウツギの生垣



前庭



井戸



屋敷地周囲の区画溝

■屋敷地跡



屋敷地跡



中屋敷遺跡



畑地

■交通・輸送



国道342号



県道栗駒・衣川線



畑地



屋敷地をつなぐ道



中通り



山裾の道

■石造物



石碑

■近年付加された要素



公共施設



新しい住宅



墓石



公民館



屋外広告物

③Ⅲ－丘陵部

丘陵部は、急傾斜の崖状露岩地や山裾の土壌堆積地など自然地形を利用して、中世末の地域支配の拠点、信仰の地、炭焼きや植林など多様な土地利用を継続してきた場所である。

【信仰の対象】 天台系の聖により開拓された本寺地区では、不動窟のような修験に関連する遺構が確認されるほか、経蔵別当領としての営みが途絶えた後も、中尊寺の西谷坊（大長寿院）との関わりがあり、宗教的な行事や芸能が近年まで続いていた。

西側丘陵部の駒形根神社は、現在も本寺地区の中心的な神社となっており、慈恵塚、山神社、三吉社は信仰の対象となっている。

【樹林・水系】 コナラ、クリなどの落葉広葉樹やアカマツなどが優占する雑木林や、スギ林などの二次的植生が広がる。農業用水・燃料・建築資材・道具製作・山菜・キノコなど生活に関わる各種資源の供給源となっている。しかし、森林資源の活用が低下し、荒廃が徐々に進みつつある。



北側丘陵部



西側丘陵部（平泉野台地）

■水系



ため池



沢筋（味が沢）



沢筋（味が沢）

■樹林地



放置された雑木林



管理された雑木林



伐採跡地



スギ植林（西側丘陵部）



スギ植林



落葉広葉樹の混じるアカマツ林

■人為的な地形



要害館の郭跡



要害館の堀跡



急傾斜の露岩地

■神社・石祠など信仰に係わる施設



鳥居・大師堂（拝殿）



不動窟



駒形根神社



慈恵塚



墓石群



三吉社（三吉山山頂にある）

④IV－河川

平野部と磐井川の標高は30m程の比高差があり、現在も本寺地区の南の境界を示す。近世以降は、農業用の取水源の1つとして利用されるようになった。



磐井川



磐井川の樹林



磐井川発電所

⑤周辺環境

本寺地区から望む山王山や栗駒山は、「陸奥国骨寺村絵図」の描かれた当時から、地域の信仰と深く係わって認知されてきた対象である。

本寺地区の周囲には、磐井川に沿って瑞山・山谷地区等同規模の集落が点在する。磐井川南の丘陵地は、隣接集落の里山として利用されてきた。

本寺地区の住民が利用する施設・墓地は、平泉野台地南側の国道 342 号沿いに隣接している。



栗駒山と山王山



磐井川南の山並み



墓地（平泉野台地南側）



矢櫃ダム



周辺集落（四度花山地区）

■近年付加された要素



ブルーベリーハウス



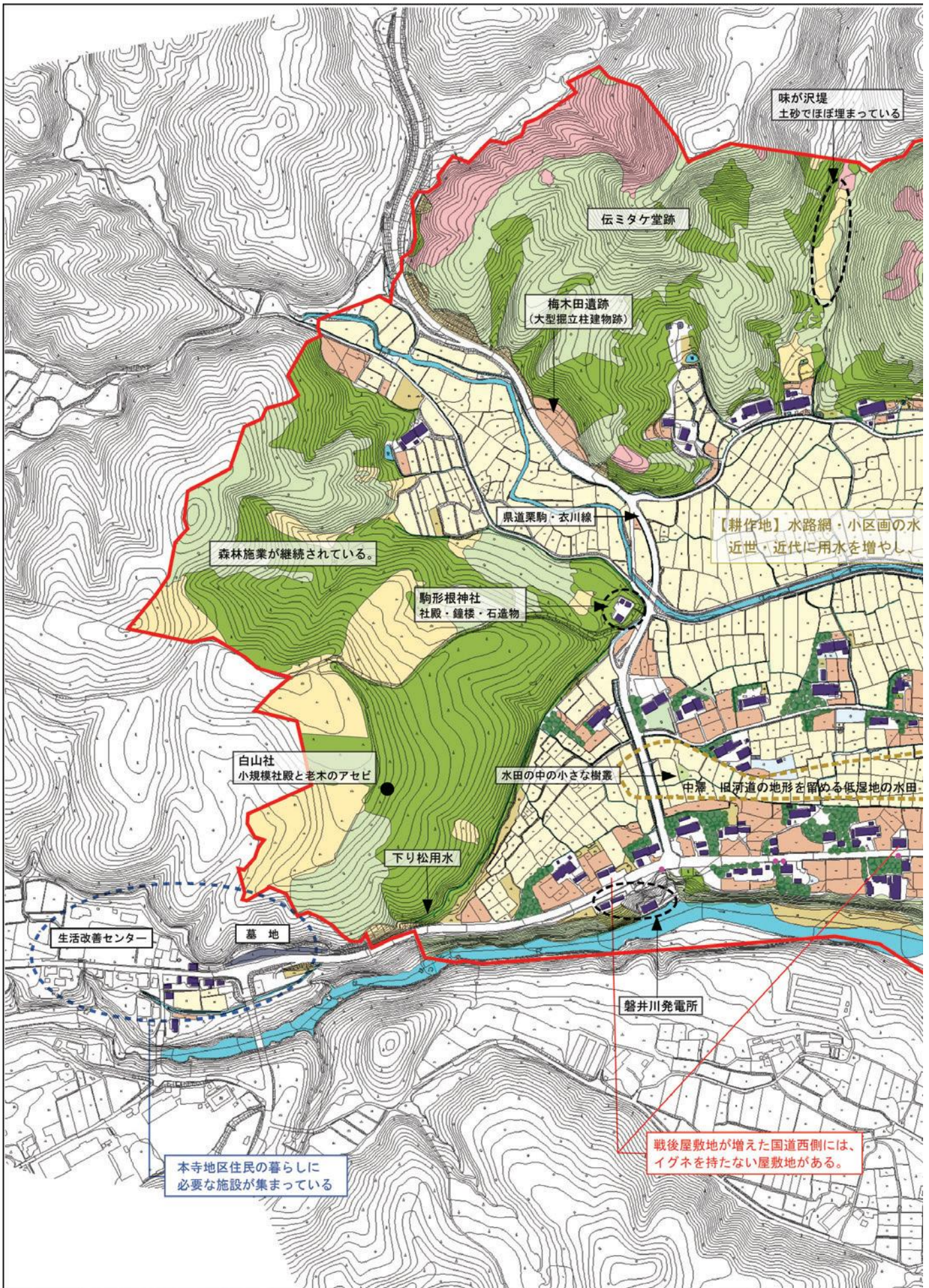
生活改善センター

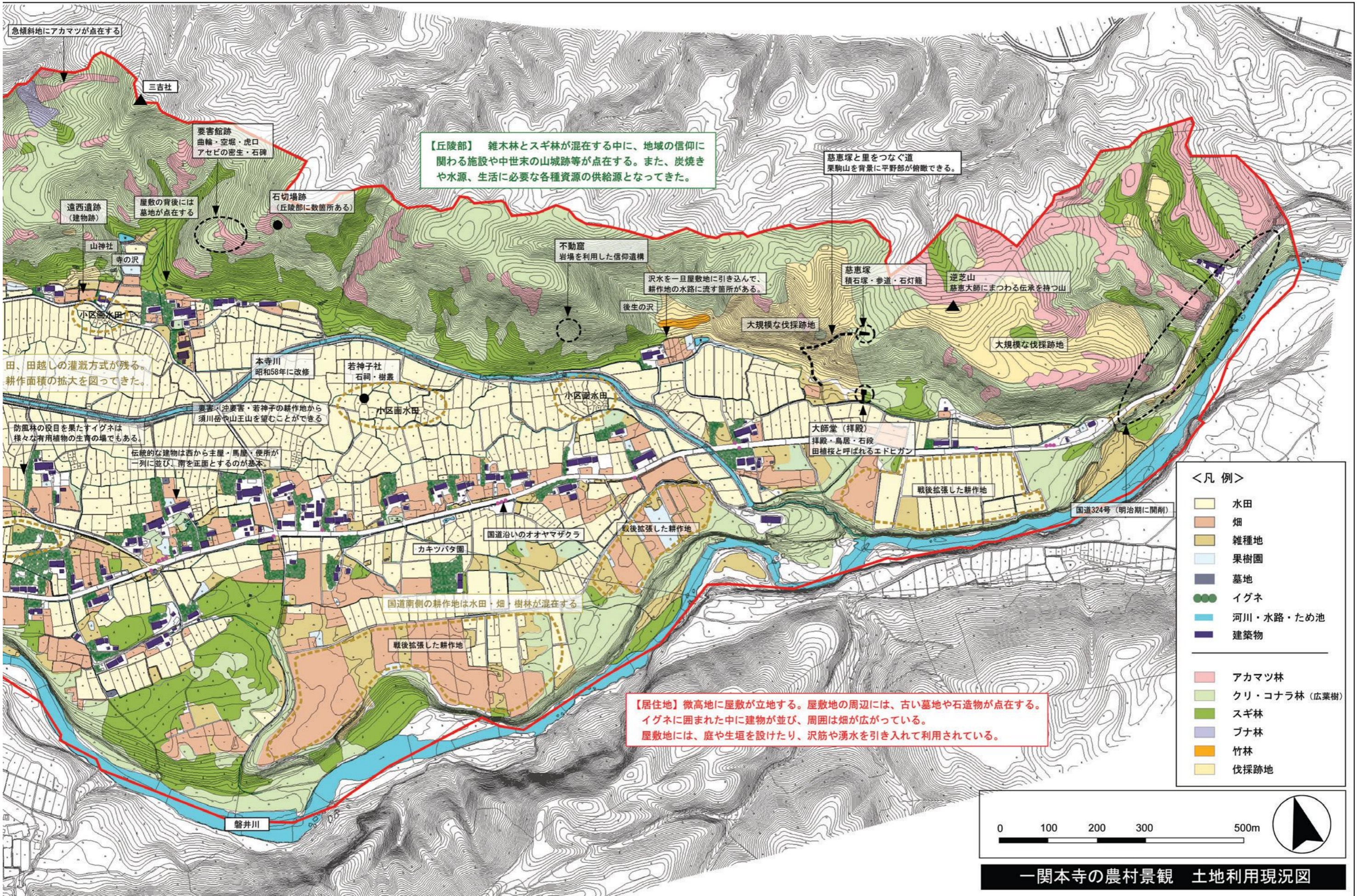
(3) 景観構成要素

本寺地区における文化的景観の、4つの景観単位に含まれる景観構成要素を示す。

景観単位と景観構成要素の一覧

景観単位 (土地利用等 による分類)	景観構成要素 (景観単位を構成しているもの)	文化的景観として特定する要素	
耕作地 (低地)	河川	低地の中央を東流する本寺川は、中世以来耕作地の主要な取水 源となっている。 ●本寺川	
	用水路網	自然地形に沿って形成された用水路網は本寺川や沢水から分配 する基本的な形状を保持しており、近世以降に形成された下り 松用水・横断堀と一体となって本寺地区の水田開発の変遷を物 語っている。 ●農業用水路 ●下り松用水・横断堀（磐井川からの取水）	
	水田	中世以来重層的に開発が行われてきたことによって形成された 田面の広がりの中には、自然地形に沿って曲線的に伸びる畦畔 や田越しの灌漑方式など、伝統的な形式を良く留めている。 ●水田（転作田を除く）	
	畑地等	牧草地、果樹園、野菜・花卉等を栽培し、多品種の作物栽培が 行われている。 ●畑 ●水田（転作田）	
	農道	耕作道は幅員が狭く曲線的で未舗装の道がほとんどで、伝統的 な形態を良く留めている。 ●耕作地の間を通る市道	
	信仰に係わ る施設	若神子社は水田の中心部に位置し樹林を伴い目をひく存在で、 骨寺村絵図に描かれた宗教施設の現存するものとして貴重であ る。このほか、耕作地の間に、近世以降の石造物が確認されて いる。 ●若神子社 ●石造物（既往の調査研究成果に基づき特定）	
	樹林	二次林・人工林が混在しており、平地林としての多様な植物環 境を形成している。 ●中澤のクリ林 ●国道 342 号南側の民有林	
近年付加さ れた要素	電線・電柱などが耕作地の間に設置されている。 カキツバタ園の設置は、地域活動の中で、自生する植物を活用 した新たな取り組みである。		
文化的景観を構成する要素	居住地 (微高地)	屋敷地及び 屋敷地跡	現在の屋敷地は、中世以来の立地環境に継続的に利用されたと 考えられ、イグネに囲まれた屋敷構えは散居の居住形態をよく 残している。 近代化は昭和 30 年代になって徐々に進んできたが、土壁・茅 葺・杉皮等の自然素材を用いた建物は鉄板葺に変わり、外壁や 内部も改修を経ながらも継続的に利用されてきた。建物以外に も、伝統的に利用されてきた生垣や庭、井戸・水場など、多数 の要素が残されている。 ●現在の屋敷地と屋敷地跡（地目上の宅地・屋敷名 をとどめる土地・イグネ東の残存状況から特定） ●屋敷地内にとどめる伝統的な要素 *屋敷構えの基調となる農家建築（主屋・馬屋・蔵・ 便所・作業小屋等） *イグネ・石造物 *在来樹種による生垣（ウツギ・ヒバ等）
		畑地等	屋敷地周辺は、多様な作物栽培を行う畑として利用されてきた。 ●畑 ●水田（転作田）
		道路	本寺地区に至る、主要な交通路である国道 342 号は江戸時代中 期には開通していたと考えられる院内街道を踏襲しており、県 道栗駒・衣川線は近年拡幅整備された。居住地内には、このほ か屋敷地をつなぐ市道がある。 ●屋敷地をつなぐ道（中通り・山裾の道）
		石造物・墓 石群	道路沿いや敷地内に多数の石造物や墓石群が確認される。 ●石造物（既往の調査研究成果に基づき特定）
		近年付加さ れた要素	公共施設（屯所・公民館など）、屋外広告物、電線・電柱など の設置が見られる。
丘陵地	樹林	アカマツ林、クリ・コナラ林、スギ林など二次林や人工林が混 在し、多様な植生環境を形成している。希少動物やクマ・カモ シカ等の多様な動物の生育環境ともなっている。 ●民有林	
	水系	丘陵部のいくつかの水源からため池に流れ込んだ水は、沢筋を 通り耕作地あるいは屋敷地に引き込まれて利用されている。 ●沢筋及びため池	
	人為的な造 成地形	中世末期の山城後である要害館跡のほか、石切場跡が見られ、 切り出した石材を用いて石造物などが作られたと考えられる。 明治になって鎗懸の川沿いの道路が開通したが、その以前は、 隣接する山谷地区との交通路として山道が利用されていた。 ●要害館跡 ●石切場跡（要害館跡付近のみ現時点で確認） ●慈恵塚に至る道	
	信仰に係わ る施設・山	岩場を利用した信仰の遺跡や、社殿、石段・鳥居等の建築物・ 工作物が点在する。寺社境内周辺には石造物や墓石群も見受け られる。 逆柴山は慈恵大師にまつわる伝承を持つ山として地元語り継 がれてきた。 ●不動窟 ●社寺等（駒形根神社、白山社、大師堂、慈恵塚、 三吉社、山神社） ●石造物（既往の調査研究成果に基づき特定） ●逆柴山	
	河川	磐井川と段丘崖の樹林で構成されている。磐井川発電所が設置 されている。 ●磐井川 ●民有林	
	全域	埋蔵文化財	文化的景観の保存計画対象範囲のほぼ全域が、周知の遺跡と なっている。 ●周知の埋蔵文化財包蔵地





【丘陵部】 雑木林とスギ林が混在する中に、地域の信仰に関わる施設や中世末の山城跡等が点在する。また、炭焼きや水源、生活に必要な各種資源の供給源となってきた。

【居住地】 微高地に屋敷が立地する。屋敷地の周辺には、古い墓地や石造物が点在する。イグネに囲まれた中に建物が並び、周囲は畑が広がっている。屋敷地には、庭や生垣を設けたり、沢筋や湧水を引き入れて利用されている。

田、田越しの灌漑方式が残る。耕作面積の拡大を図ってきた。

防風林の役目を果たすイグネは様々な有用植物の生育の場でもある。

伝統的な建物は西から主屋・馬屋、便所が並べ、南を正面とするのが基本。

国道沿いのオオヤマザクラ

国道南側の耕作地は水田・畑・樹林が混在する

戦後拡張した耕作地

戦後拡張した耕作地

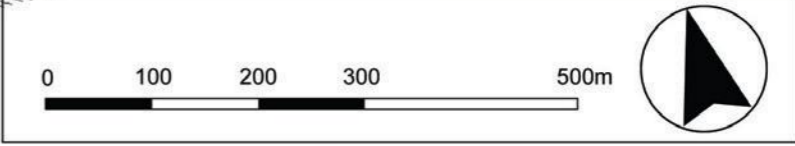
戦後拡張した耕作地

戦後拡張した耕作地

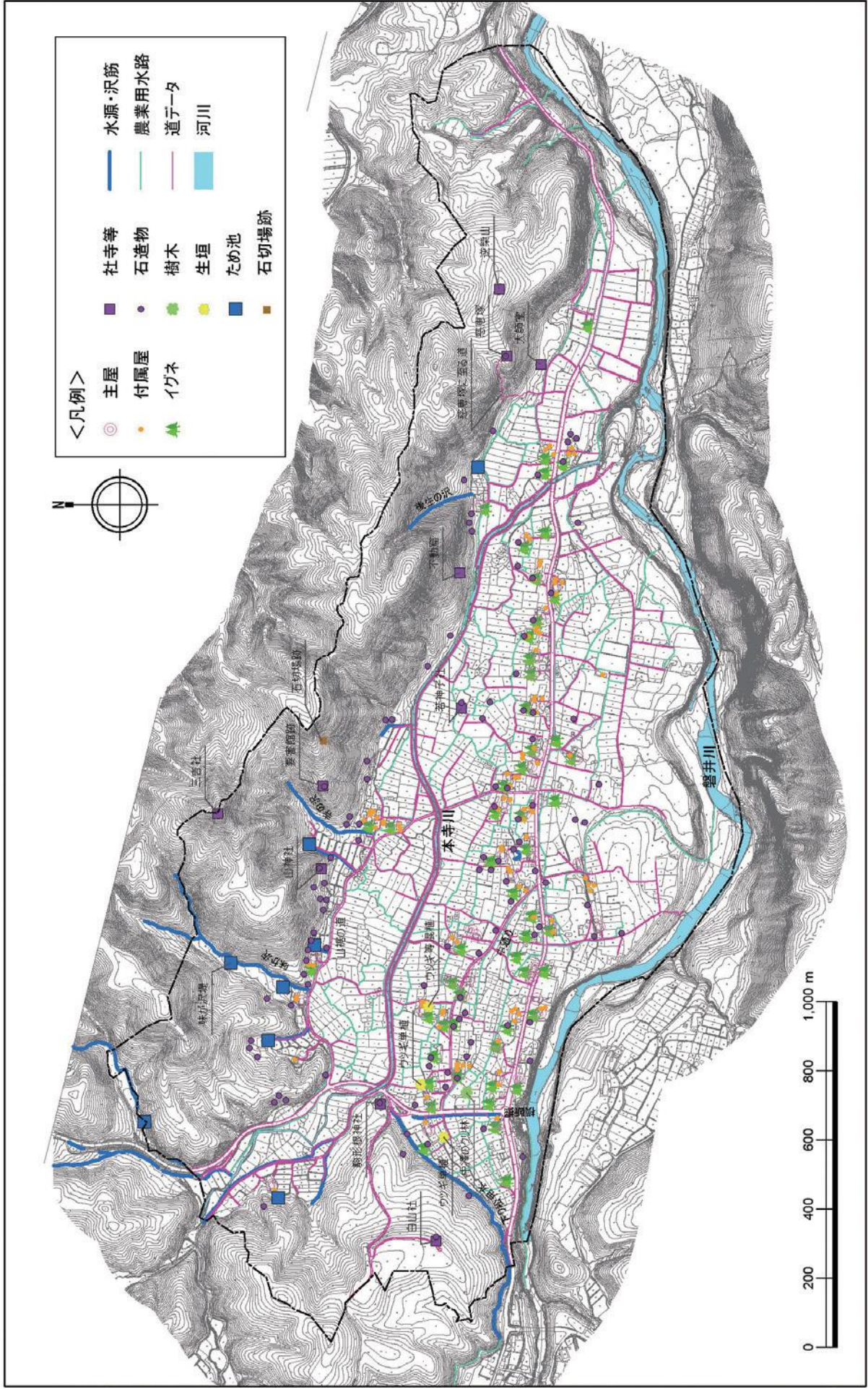
戦後拡張した耕作地

戦後拡張した耕作地

- <凡例>
- 水田
 - 畑
 - 雑種地
 - 果樹園
 - 墓地
 - イグネ
 - 河川・水路・ため池
 - 建築物
 - アカマツ林
 - クリ・コナラ林 (広葉樹)
 - スギ林
 - ブナ林
 - 竹林
 - 伐採跡地



一関本寺の農村景観 土地利用現況図



文化的景観構成要素の分布図（水田・畑、樹林等の土地利用は除く）

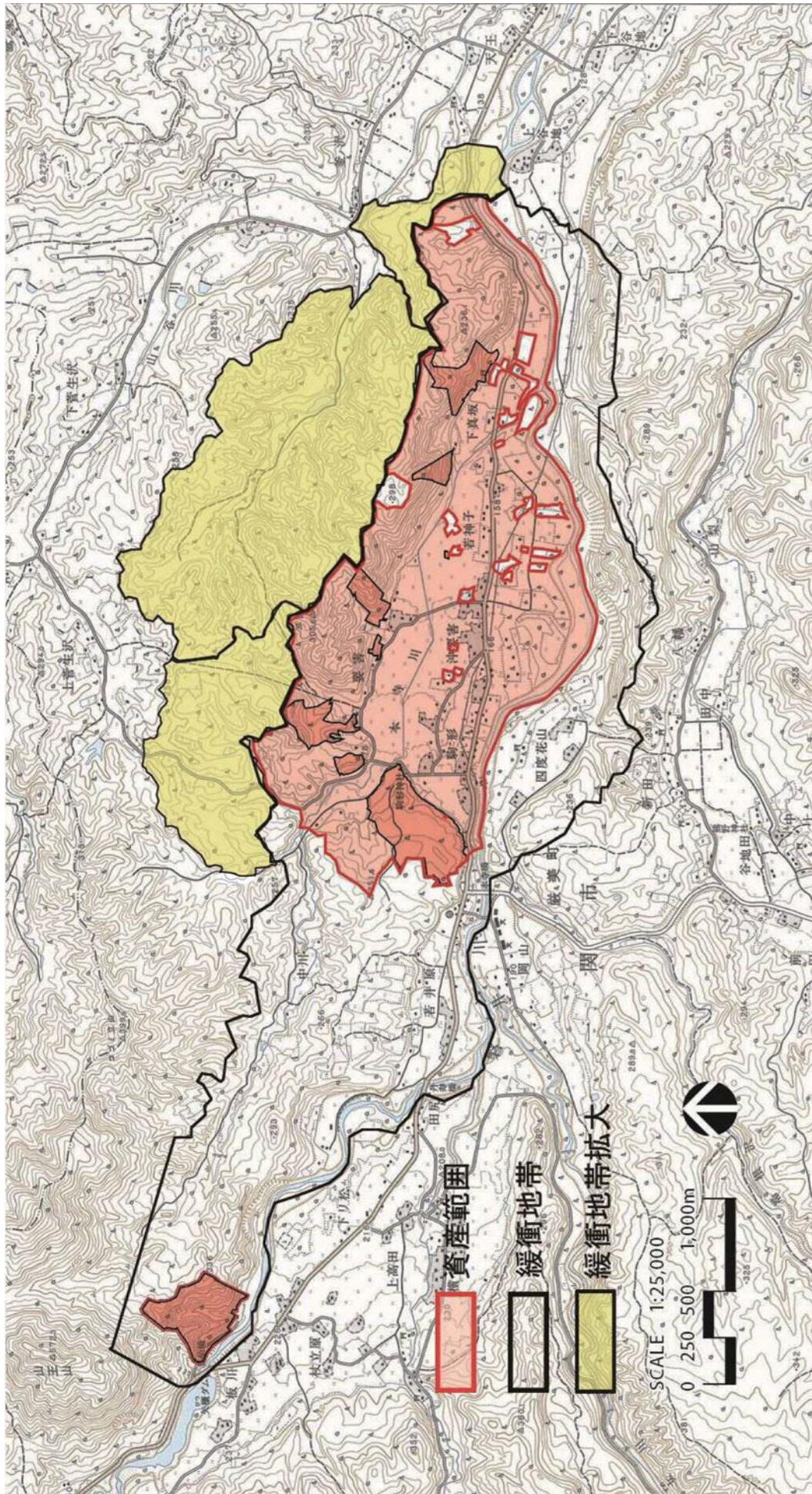
Ⅲ. 文化的景観保存計画

1. 位置及び範囲
2. 基本方針
3. 景観単位別の土地利用の方針
 - (1) I－耕作地（低地）
 - (2) II－居住地（微高地）
 - (3) III－丘陵地
 - (4) IV－河川（磐井川）
4. 行為規制
 - (1) 土地利用規制法等による行為規制の一覧
 - (2) 景観法に基づく景観計画による規制
 - (3) 重要文化的景観の現状変更等の取扱基準
 - (4) 重要文化的景観を形成する重要な家屋の特定及び取扱い
5. 整備・活用
 - (1) 整備・活用の基本的な考え方
 - (2) 修復及び再生等の整備
6. 運営及び体制整備
 - (1) 保存管理体制
 - (2) 整備活用体制
 - (3) 文化的景観選定以後の整備活用実績

1. 位置及び範囲

一関本寺の農村景観保存計画の対象範囲は、現在は次ページの地図の範囲である。当初はⅡ章の文化的景観保存調査の対象範囲であったが、平成18年（2006）に重要文化的景観に選定された後、本寺地区景観計画の範囲について、平成31年（2019）に景観計画区域を北側へ拡大した。

これは、世界遺産拡張登録に向けた活動の一環であった。平成27年（2015）11月、文化庁による現地視察において、資産範囲（コアゾーン）の北側に緩衝地帯（バッファゾーン）がないのはあまり例がない。景観計画区域を北側に拡大し、緩衝地帯を設定する方向で検討してほしいという指導があった。これを受けて、骨寺荘園室と都市整備課で景観計画区域拡大の手続きに着手した。拡大予定範囲は9割が山林で、国有林が含まれていたことから、林野庁東北森林局岩手南部森林管理署と協議し、「森林法及び国有林野の管理経営に関する法律に基づく森林管理行為のための施業は除く」ことで景観計画区域とする了解を得た。住民説明会も行い、反対意見はないことを確認した上で、一関市本寺地区景観審議会の諮問・答申を経て景観計画区域を北側に拡大したのである。拡大した面積は約279.9haである。



一関骨寺の農村景観保存計画の対象範囲

2. 基本方針

■本寺地区の現状

本寺地区は、磐井川や周辺の丘陵部など良好な自然環境が保たれた地域の中にあって、中世の村落景観を描いた絵図に記された寺社や岩屋などの位置が現在特定できるとともに、長い間農林業が営まれてきたことによって培われた文化的景観が良好に保たれている。

本寺地区は、絵図に描かれた中世の村落景観の基本構造を、実際に現地に立って体験できる稀有な文化遺産である。また、本寺地区における文化的景観は、この土地に暮らしてきた人々が培い、築きあげてきたものである。しかし、社会や生活様式の変化は、農村生活に大きな影響を与えつつあり、農業従事者は減少し、イグネを伴わない屋敷構えもわずかではあるがみられるようになってきている。また、農作業の機械化・効率化は、それに適さない湿田や不整形な区画の水田の放棄や休耕を生み出し、林業の低迷や従事者の高齢化は森林保全を厳しい状況にするなど、本寺地区における文化的景観の維持は困難になりつつある。

■文化的景観としての保護とその意義

このような状況の中、長年にわたる絵図の研究・歴史地理学など多方面からの調査研究、発掘調査の成果に基づき、「陸奥国骨寺村絵図」に描かれた寺社や窟として特定できる6地区（山王窟、白山社・駒形根神社、伝ミタケ堂跡、若神子社、不動窟、慈恵塚及び大師堂）と、中世末の山城跡である要害館跡、さらに中世と推定される遺構の確認された梅木田遺跡と遠西遺跡の合計9地区は、平成17年（2005）に国指定史跡となり、骨寺村荘園遺跡として保護の措置が図られた。

さらに本市では、すでに指定を受けた史跡の保存と一体となって、本寺地区における文化的景観を保護するための基本的な考え方をまとめ、これを重要文化的景観とするべく国に選定の申し出を行い、維持継承に努めることとした。

身近であるがゆえに見過ごしがちな伝統的な村落景観の維持にあたっては、まず、地域住民自身による価値の理解と協力が欠かせない。そして、重要文化的景観「一関本寺の農村景観」として選定されることが、農業を担う主体である地域住民の誇りとなり、さらには農業を続ける意思や住み続けることへの意欲が喚起されていかななくてはならない。上記のような状況を踏まえ、Ⅲ章では、文化的景観の保護に関する基本方針を掲げ、個別の保存管理の方法を述べるとともに行為規制について整理する。さらに、今後の整備活用及び管理運営体制についても述べるものとする。

なお、「一関本寺の農村景観」は、骨寺村荘園遺跡とともに「平泉の文化遺産」を構成する資産のひとつとして世界遺産登録予定地ともなっており、伝統的な村落景観として世界的にも注目をうけることが予想される。世界遺産登録を契機として多くの来訪者が想定されるため、本市では史跡と重要文化的景観の保存に影響を与えることのないよう適切な受け入れ体制を検討し、各種事業を実施していくことが課題となっている。

■基本方針

1 景観単位に沿った土地利用の継続

本寺地区における文化的景観は、自然地形に沿って形成された土地利用に基づき、低地に広がる耕作地、微高地や山裾に形成された居住地、林業を営む丘陵地、南の境界を示す磐井川の、4つの景観単位に区分される。まとまりある伝統的な村落景観の姿と、中世からの歴史をうかがい知ることができるという特性を守るため、景観単位別の土地利用を今後も継続していくものとする。

2 中世からの歴史的変遷を伝える要素の保存管理

点在する遺跡や石造物、信仰の対象となった社寺等は、中世骨寺村から続く歴史的変遷を示す重要な要素である。これらの維持管理を適切に行うとともに調査を継続し、遺跡の周知や信仰にまつわる伝承や行事などの継承にも努める。

3 村落景観を維持するための修理・修景等の整備

樹林、屋敷とイグネ、耕作地と水路系統など、文化的景観の構成要素の荒廃を防ぎ、存続を図るための対策を講じる。清掃、復旧（修復）、修景などを行い、伝統的な村落景観を後世に伝えていく。

4 重要文化的景観を契機とした新たな活用方策の検討とその実現

多くの人に文化的景観の理解を深めてもらうために、伝統的な地域文化を体験できる場所を設けたり、都市と地元との交流する機会を作ったりするなど、新たな活用に取り組む。

5 運営体制の整備

上記について、地元・行政・関係者等と一緒に検討する場を設け、各種の活動に取り組む。

3. 景観単位別の土地利用の方針

文化的景観の保存は、現在の土地利用を持続していくことを基本とする。したがって、4つに区分された景観単位別に保存管理の方針を示し、当市と所有者等が協力して、これに努めることとする。

(1) I－耕作地（低地）

- ・不整形で小区画の水田と直線的で規則的な区画となった水田の混在する状況は、経蔵別当領としての経営が行われてきた頃から重層的に開発が行われてきた耕作地の変遷過程を良く示しており、本寺地区における文化的景観としての重要な特質となっている。このため、伝統的な水田・畦畔・用排水路などの形態及び用排水の仕組みを維持・修復しつつ、農地を継承する。
- ・農用地区域が大半を占める耕作地においては、農業振興地域整備計画等の方針に従って、

	地区の特徴	保存管理の方針
I－① 中央部水田 【史跡指定地】 ・若神子社	<ul style="list-style-type: none"> ・水路網は自然地形に沿って形成された、古い形態を残していると考えられる。 ・用水路網に付随した不整形な小規模水田で、田越の灌漑方式を残すまともりは、屋敷（在家）との関わりの深い水田として考えられている。 ・耕作地には一部転作田が見られるが、まとまった水田地区となっている。 ・本寺川などの一部を除き、すべて農用地区域である。 	<p>【本寺川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に緑化修景によって景観に対する影響の軽減を図るとともに、生物の生息環境の回復に努める。 <p>【用水路網】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に自然地形に沿って形成、拡大してきた水路網の線形を保存する。伝統的な土水路については維持管理・補修を行いつつ、現状地形の保存を図る。将来的に、調査研究の成果によっては、史跡の追加指定を目指す。 ・下り松用水・横断堀について、近世・近代期の農業土木遺産として、歴史的価値の保存を図りつつ、継続的な利用を図る。 <p>【水田】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に水田区画は新たな畦畔を入れないこととし、田越しの灌漑等の現状の灌漑方式を維持した水田耕作を継続する。 ・水田耕作を基本とし、現状以上の転作田を抑制する。 ・調査研究の調査結果によっては、伝統的な小区画水田については、将来的に史跡の追加指定を目指す。
I－② 中澤を軸とする耕作地	<ul style="list-style-type: none"> ・旧河道を利用して形成された幅の狭い小規模区画の水田地区であり、簡略絵図に示された「中澤」がこの地区に含まれる。 ・下り松用水と湧水を利用した耕作地であり、西側には牧草地となった転作田がまとまっている。 	<p>【畑地等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状における自家消費用の作物栽培や、多様な園芸作物を組み合わせた継続的利用に努める。また、地域の自然条件に適した花きやブルーベリー栽培が推進されており、今後も農業振興地域整備計画等の方針に従いつつ、文化的景観に調和した作物選択が求められる。 <p>【農道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道の位置は変更しないことを基本とする。 ・新設する場合には、景観に配慮したものとする。
I－③ 国道342号南側の耕作地	<ul style="list-style-type: none"> ・国道と磐井川の間を通過する農道を境界として、南側は第二次大戦後に開墾された耕作地である。 ・水田、畑地、牧草地などが混在する地区であり、水田の転作田も見られる。 ・耕作地の間にはスギ林とコナラ・クリ林が混在する。 	<p>【信仰に関わる施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若神子社は史跡として適切に保存管理する。 ・点在する石造物について記録を行い、位置の保存等それらの適切な維持管理を行う。 <p>【樹林】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作地の中に存在する、小さな樹林の現状維持に努める。 ・自生の動植物の生態系を保全する環境として、耕作地に付随する森林の維持に努める。 <p>【鉄柱等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の鉄柱やガードレール等は将来的に修景に努め、文化的景観に配慮して景観形成を図る。

文化的景観の保存に考慮した地域の営農の取り組みを推進する。なお、農用地に対する景観的視点からの措置として、本市では景観農業振興整備計画を平成18年度に策定することとしており、これによって文化的景観の保護や環境に配慮した農業用施設の整備を図ることとする。

(2) II－居住地（微高地）

- ・屋敷地と畑地の連続によって構成される土地利用と、屋敷地内のイグネ・主屋や附属屋等の建物・前庭による、まとまりある農家の屋敷構えを維持する。
- ・屋敷と屋敷をつなぐ緩やかな曲線の道の線形を保持し、道沿いに多く点在する石造物の保存に努める。
- ・屋敷林（イグネ）を伴う散居の居住形態を示す屋敷地に存在する、本寺地区固有の木造の農家建築については、重要文化的景観を形成する重要な家屋として特定し、その継続的利用を促進する。

地区の特徴		保存管理の方針
II－① 北側山裾 【史跡指定地】 ・梅木田遺跡 ・遠西遺跡	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・附属屋、農業に関連する施設以外の建築物・工作物は設けられていない。 ・丘陵部を背景に屋敷地が連続する地区であり、前面に水田が広がる風景を見ることができる。 	【屋敷地及び屋敷地跡】 <ul style="list-style-type: none"> ・スギ・ヒノキ・クリなどの高木や地元在来の有用植物で構成されるイグネの植生環境の維持に努める。 ・屋敷地前面を囲う場合は、生垣を基本とし、圧迫感を与えないよう適度な高さを保つとともに、地元在来の樹種を選択する。 ・本寺地区特有の木造の農家建築に対しては、建替えを抑制し、修理・修景を施しながら継続的な利用に努める。
II－② 西側山裾、中通り	<ul style="list-style-type: none"> ・「骨寺村所出物日記」、「骨寺村在家日記」の記載につながる屋敷名が残る。 ・道に沿って石造物を多く見ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の一般家屋の増改築や新築等を行う場合には、文化的景観にとって違和感のないものとし、本寺地区に固有の農家建築と一体となって景観を整える役割を担うようにする。 ・木造家屋の防災管理（防火・防風・耐震等）に努める。 【畑地等】 <ul style="list-style-type: none"> ・現状における自家消費用の作物栽培や、多様な園芸作物を組み合わせた継続的利用に努める。また、地域の自然条件に適した花きやブルーベリー栽培が推進されており、今後も農業振興地域整備計画等の方針に従いつつ、文化的景観に調和した作物選択が求められる。
II－③ 国道342号東部	<ul style="list-style-type: none"> ・「風土記御用書上」に記載された屋敷名が多く残る。 ・江戸時代に山裾から移転したとの言い伝えがある屋敷が多い。 ・公民館などの公共施設がある。 	【道路】 <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の生活道路として利用される屋敷地をつなぐ道の緩やかで曲線的な線形を保持する。 ・国道・県道等は将来的に修景等により、文化的景観に対する影響の軽減を図る。
II－④ 国道342号西部	<ul style="list-style-type: none"> ・戦後建物が増えた範囲である。 ・イグネをもたない住宅や空き家と思われる建物が見られる。 ・公民館などの公共施設がある。 	【石造物】 <ul style="list-style-type: none"> ・点在する石造物について記録を行い、位置の保存等それらの適切な保存管理を行う。 ・移設された石造物の本来の位置が判明した場合には、元に戻すよう努める。 【屋外広告物・鉄柱等】 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の屋外広告物や鉄柱等は将来的に修景・撤去に努め、文化的景観に配慮して景観形成を図る。

(3) Ⅲ－丘陵地

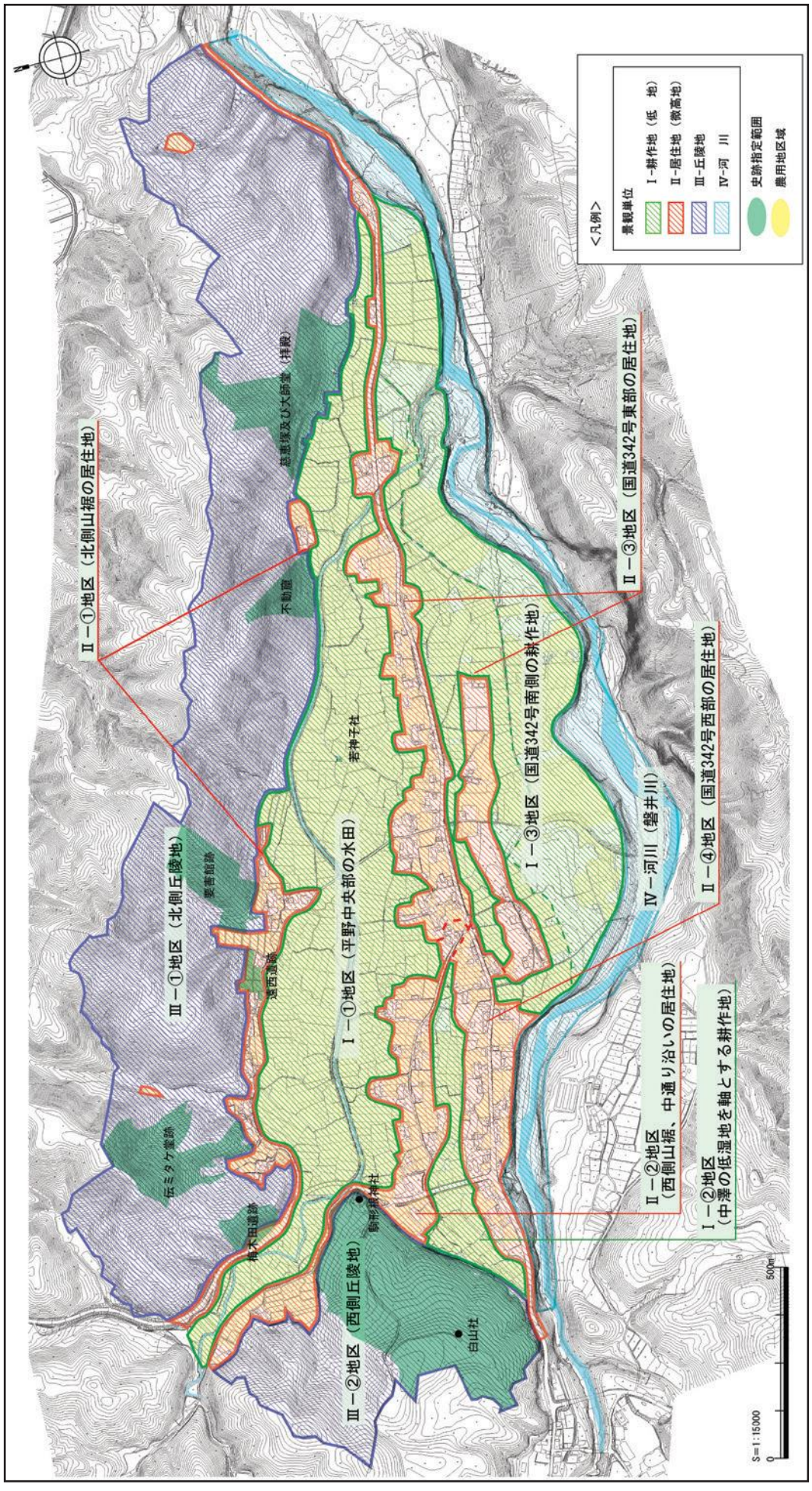
- ・里を囲む里山の連続する景観は、現在の本寺地区で、中世の絵図そのままの姿をきわめて良くあらかず要素であり、今後もその地形及び水源としての機能を維持する。
- ・丘陵地に点在する遺跡や石造物の保存に努める。
- ・森林施業の継続や、生活に密接に関わってきた植物資源の適切な管理を継続するとともに、自生の動植物の生態系の維持および災害防備に努める。「本寺地区景観計画」の中で丘陵地の樹林景観の保全の方法として、景観的風致を目的とした保安林の指定を進めることを示しているが、適切な森林施業の維持を図るための観点からは、「森林施業計画」などを取り入れ、本寺地区にふさわしい計画的な森林施業の指針を定めるようにする。

地区の特徴		保存管理の方針
Ⅲ－① 北側丘陵地 【史跡指定地】 ・伝ミタケ堂跡 ・要害館跡 ・梅木田遺跡 ・不動窟 ・慈恵塚及び大師堂（逆芝山）	<ul style="list-style-type: none"> ・信仰の対象となる遺跡や中世末の山城跡など重要な遺跡が確認されている。史跡指定地が含まれるが、史跡以外にも石造物や神社等が存在する。 ・凝灰岩質の露岩地や急傾斜地の部分では、地すべり、落石の可能性があるが、保安林指定となっている部分が多い。 ・山裾・急傾斜面・山頂部の平坦部において、地形の特徴に応じた土地利用が見られる。 ・薪炭などの資源供給の場所としての役割が薄れ、徐々に遷移が進んでいる。 	【森林】 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の植生区分に従った、適切な管理を行う。 ・健全な森林の維持管理とともに、伐採跡地の森林の適切な回復・育成を行うことによって、土砂災害の防備及び生態系の環境保全に努める。 ・地形の改変を行わないよう配慮した森林施業に努め、急傾斜地については、落石等の状況を適宜点検する。 【水系】 <ul style="list-style-type: none"> ・沢筋・ため池等の清掃、堆積土の除去などを行いつつ、耕作地への水の供給を継続する。 【人為的な造成地形】 <ul style="list-style-type: none"> ・防災上の安全性に留意しつつ、伝統的に利用・継承されてきた堤・墓地・通路携帯などの造成地形について現状維持に努める。 【信仰に関わる施設・山】 <ul style="list-style-type: none"> ・自然地形の維持に努める。 ・社殿、石碑・墓などの石造物・工作物について記録を行い、それらの適切な保存管理を行う。 ・移設された石造物の本来の位置が判明した場合には、元に戻すよう努める。
Ⅲ－② 西側丘陵地 【史跡指定地】 ・白山社、駒形根神社（平泉野台地）	<ul style="list-style-type: none"> ・北側丘陵部に比べると緩やかな地形の丘陵である。 ・植生は大半がスギであり、また伐採後に萌芽した比較的若い広葉樹林からなっている。 	（この表では、Ⅲ－①の項目と共通の管理方針が適用されるため、追加の項目は記載されていない）

(4) Ⅳ－河川

- ・取水源としての河川の水質保全に努める。
- ・植生の管理を適切に行い、生態系の維持および災害防備に努める。

地区の特徴		保存管理の方針
Ⅳ 磐井川	<ul style="list-style-type: none"> ・本寺地区は磐井川に沿って形成された谷底平野に位置し、平野部と磐井川の標高には30m程の比高差がある ・絵図に描かれた頃から現在に至るまで本寺地区の南の境界を示す。 ・磐井川から取水することによって、耕作地の範囲が拡張された。 	【自然地形】 <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水面の現状維持に努める。落石箇所などを定期的に点検するとともに、ゴミの不法投棄の発生等を抑制する。 【樹林】 <ul style="list-style-type: none"> ・自生の動植物の生態系を維持するよう、現状植生の維持に努める。 【構造物】 <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に発電所の施設の修景に努め、文化的景観に配慮した景観形成を図る。



景観単位区分図

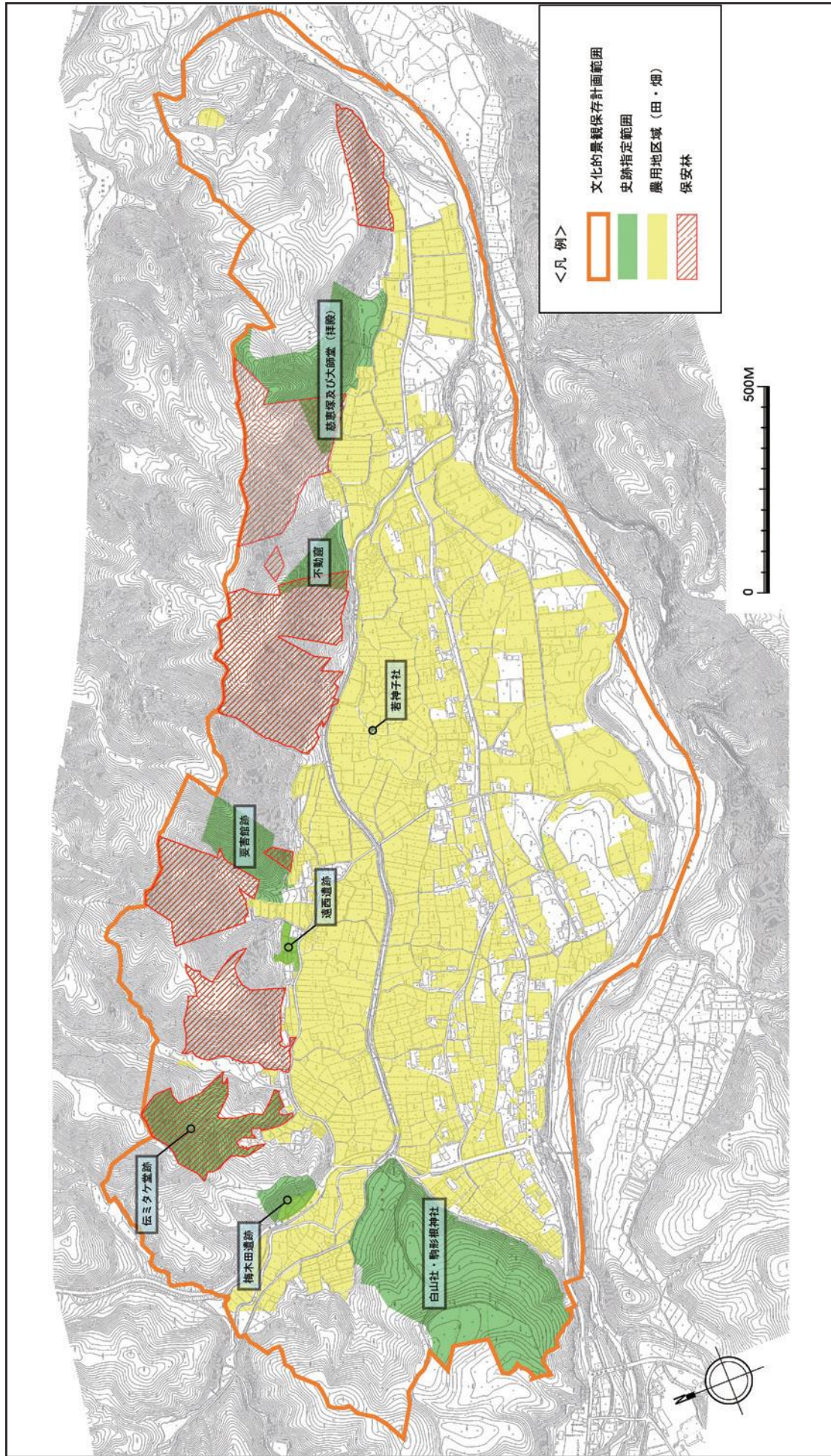
4. 行為規制

(1) 土地利用規制法等による行為規制の一覧

文化的景観の保存計画対象範囲には、景観法に基づく行為規制が全ての範囲に適用されるほか、「文化財保護法」、「森林法」、「農地法」、「農業振興地域の整備に関する法律」、「河川法」による行為規制が適用されている土地が含まれる。

土地利用規制法等による行為規制の一覧

根拠法令	原則	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	罰則規定
文化財保護法	文化財の保護を図るため、諸行為について規制される。	史跡	許可	指定地内の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受ける必要がある。	懲役若しくは禁固又は罰金若しくは過料
		周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘をしようとするときは、文化庁長官に届出を行うことが義務付けられている。	
		全て	協議	1 ha (= 1 万㎡) を超える開発行為を行う場合、分布調査の対象となるため協議が必要となる。	
農業振興地域の整備に関する法律	農業の健全な発展を図るため、諸行為について規制される。	農用地	許可	農用地区域内の開発行為については許可が必要となる。	懲役又は罰金
農地法	土地の農業上効率的な利用を図るため、諸行為について規制される。	農地	許可	農地転用及び農地転用するための権利の設定又は移転を行う場合、許可が必要となる。	懲役又は罰金
河川法	河川区域を管理するため、諸行為について規制される。	磐井川 本寺川	許可	工作物の新築、改築又は除却、土地の形状変更を行う場合、許可が必要となる。	懲役又は罰金
森林法	良好な自然環境の保全・形成、森林の有する公益的な機能の維持・増進を図るため、諸行為について規制される。	民有林	許可	1 ha (= 1 万㎡) を超える開発行為を行う場合、許可が必要となる。	懲役又は罰金
			届出	立木の伐採を行う場合、届出が必要となる。	懲役又は罰金
		保安林（北側丘陵部の一部）	許可	立木の伐採、土地の形質変更等を行う場合、許可が必要となる。	懲役又は罰金



個別土地利用規制法等による規制範囲図

(2) 景観法に基づく景観計画による規制

重要文化的景観の選定申し出を行う前提として、景観法に基づく景観計画の策定が必要となる。このため、本市では平成17年（2005）12月に景観行政団体となった上で、本寺地区を含む約761haの範囲を、景観法に基づく景観計画区域として定め、「本寺地区景観計画（平成18年（2006）2月）」の策定および「一関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例（平成18年4月1日施行）」の制定を行った。景観計画では、区域全体の保全の規制誘導と修景整備や活動の基本的な考え方を示すとともに、景観形成を適切に図る仕組みとして、開発や建設などの既存景観を改変する行為に対して規制誘導の基準（景観形成基準）を示した。また、「陸奥国骨寺村絵図」に対応する歴史的要素や伝統的な農村生活を示す要素を、景観資産として登録・保全する制度を計画している。

景観計画に示された景観形成基準と、届出が必要な行為および届出対象となる規模等については85～87ページのとおりである。景観形成基準は、文化的景観保存計画の対象範囲とそれ以外の区域に分けて定め、その内容は①共通事項、②建築物および屋敷地、③工作物、④土地の形質の変更（開発行為・土石の採取等を含む）、⑤木竹の伐採等、⑥屋外における物の堆積、の6つの項目に分かれている。また、景観形成基準は、本寺地区の歴史と自然の景観的特徴を継承するために守るべき最低限の遵守事項を「基準」、本寺地区の景観的特徴を継承するために必要な条件で、他に有効な方法があれば代替も可能とする「指針」に分けて定めている。85ペー

基本目標

「莊園絵図の姿を今に伝える骨寺村莊園遺跡を守り、
農村と水田の美しさを次世代に伝える」
—固有の歴史をもとにこれからの暮らしと景観を育てる—



景観形成基本方針

- i 中世から続く景観を次世代に継承する
- ii 水田を中心とした伝統的な農村景観を継承する
- iii 美しい農村集落の景観と農家のたたずまいを継承する
- iv 来訪者への利便機能を整備する
- v 景観阻害要因を排除し協議等によって景観向上を図る

ジに掲載した駒形～沖要害・要害～下真坂地区の景観形成基準が、本保存計画の対象範囲と同一である。

また、景観資産を登録・保全する仕組みは、必要に応じて景観協議を行ったり、地域活動と連携して維持管理や活動支援をしたりできる対象の幅を広げるために設けるものであり、多様な形で存在する文化的景観の景観構成要素の周知と、地域の共通認識や来訪者への情報提供に役立つよう機能させていくものである。

本寺地区景観計画における景観形成基準（令和2年9月改正）

項目		コアゾーン	バッファゾーン
共通事項	指針	<ul style="list-style-type: none"> ・骨寺村荘園遺跡から続く景観を次世代に継承する。 ・美しい水田のひろがりや農家屋敷のたたずまいを次世代に継承する。 ・農地としての利用を維持する。 	
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・景観資産を保護する。 	
建築物および屋敷地	指針	<p>①建築物（改修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な様式を残す建築物は、外観と骨組みをなるべく維持した改修を奨励する。ただし、内部の居住環境の改善は自由。 <p>（新築）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築する場合は、基本的に伝統的な様式または伝統的な様式と調和するような木造和風とする。 <p>（付属屋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車庫等で付属やについても木造を基本と市、伝統的な様式の建築物と調和させる。 <p>（建築設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築設備等は道路より見えないようにする。 <p>②屋敷構え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イグネ、主屋、付属屋、前庭のまとまりのある屋敷構えを基本とする。 ・建築物等は原則としてイグネ等に囲まれた屋敷地外にはできるだけ建築しない。 	
	指針	<p>③緑化の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋敷における庭木、生け垣、草花の美化を行う。 ・イグネがないときは、植栽して形成する。 	<p>③緑化の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋敷における庭木、生け垣、草花の美化を行う。
	基準	<p>①建築物（規模）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築する建築物の最高の高さは10mを超えないこと。（形態意匠） ・構造：新築では和風木造で、地上2階建て以下を基本とする。 ・屋根：新築の屋根勾配は3/10～5/10を標準とし、伝統的な様式ではそれ以上とする。屋根の色彩は、既存農家の色彩又は自然色あるいは低彩度色とする。新築の場合は、軒は壁面から75cm以上、ケラバは60cm以上、庇は45cm以上とする。 ・外壁：板壁調および塗り壁調を基本とする。色彩は自然素材色を基調とする。 	<p>①建築物（規模）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築する建築物の最高の高さは13mを超えないこと。（形態意匠） ・構造：新築では和風木造を基本とする。 ・屋根：新築の屋根勾配は3/10～5/10を標準とし、伝統的な様式ではそれ以上とする。屋根の色彩は、既存農家の色彩又は自然色あるいは低彩度色とする。新築の場合は、軒、ケラバ、庇を出す。 ・外壁：板壁調および塗り壁調を基本とする。色彩は自然素材色を基調とする。
	基準	<p>②屋敷構え（位置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面後退：壁面は前面道路より5m以上後退する。ただし、敷地条件によりやむを得ない場合はその限りではない。 <p>（外構）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塀：ブロック塀は避け、板塀または生け垣を基本とする。 ・イグネ：（イグネについては下記「木竹の伐採等」を参照のこと） 	<p>②屋敷構え（位置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面後退：壁面は前面道路より3m以上後退する。ただし、敷地条件によりやむを得ない場合はその限りではない。 <p>（外構）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塀：ブロック塀は避け、板塀または生け垣を基本とする。 ・イグネ：（イグネについては下記「木竹の伐採等」を参照のこと）

項目	コアゾーン	バッファゾーン
工作物	<p>①鉄塔等</p> <ul style="list-style-type: none"> 送電鉄塔、電波塔等は極力立地しない。やむを得ない場合は、極力高さを低くおさえ、目立たない位置に設置する。 周辺と調和する色彩とする。 <p>②各種工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> 煙突、遊戯施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、風力発電設備、太陽光発電設備（ただし、住宅の屋根への設置は除く）は原則立地しない。 <p>③屋外照明等</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外照明は下方を基本とし、むやみに上方を照らさない。 自動販売機等の内臓光源は明るすぎないようにする。 投光器等の天空への光束は行わない。 <p>④広告塔、広告板は原則立地しない。</p>	
	<p>⑤自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> 野立ての自動販売機は設置しない。ただし、屋敷地内は除く。 	<p>⑤自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> 野立ての自動販売機は設置しない。ただし、屋敷地内および店舗に付属するものは除く。
基準	<p>①工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> やむを得ず立地する工作物は、緑化により目立たないようにする。 工作物や施設は前面道路より5m以上後退する。ただし、擁壁、柵、塀はこの限りでない。 色彩は低彩度色を基調とする。 	
(開発行為・土地の形質の採取等を含む)	<p>①土地の形質の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業目的以外の土地の形質の変更は基本的に行わない。 	<p>①土地の形質の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業目的以外の土地の形質の変更を基本的に抑制する。
	<p>②土砂の採取または鉱物の採掘</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業目的以外の土石の採取または鉱物の採掘は基本的に行わない。 	
基準	<p>①農業目的以外の土石の採取または鉱物の採掘</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業目的以外の土石の採取または鉱物の採掘は行わない。やむを得ず行う場合は次によること。 <ul style="list-style-type: none"> i 道路等から見て目立つ場所では行わない。 ii 周辺の植生と調和した緑化等による遮蔽を行う。 iii 周辺の植生と調和した自然回復をする修景緑化を行う。 	
	<p>②新たなり面、擁壁、土地の造成</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たなり面、擁壁の造成は行わない。やむを得ず行う場合は次によること。 <ul style="list-style-type: none"> i のり面は緑化が可能な勾配とし、歴史及び自然景観に調和する植栽を行う。 ii 擁壁は自然石積みまたは緑化等を行う。 	<p>②新たなり面、擁壁、土地の造成</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たなり面、擁壁の築造は次によること。 <ul style="list-style-type: none"> i のり面は緑化が可能な勾配とし、歴史及び自然景観に調和する植栽を行う。 ii 擁壁は自然石積みまたは緑化等を行う。
木竹の伐採等	<p>①木竹、景観木等の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史景観の素地をなす木竹、景観木等を保全、維持管理、植栽する。 <p>②森林の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林の立木伐採において皆伐は行わない。ただし、森林法及び国有林野の管理経営に関する法律に基づく森林の管理行為のための施業は除く。 	
	<p>③駐車場等における植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業土地利用以外の観光客用の駐車場等は抑制する。やむを得ない場合は植栽を十分に行う。 	<p>③駐車場等における植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光客用の駐車場等の大規模なものにあつては、空間の分節化を行い、植栽を十分に行う。
基準	<p>①イグネの保全</p> <ul style="list-style-type: none"> イグネは伐採しない（ただし、通常管理行為等は除く）。また、やむを得ず伐採した場合には跡地に植栽（植栽前の樹種又は、杉等の常緑針葉樹）を行う。 	
屋外における物の堆積	<p>①農業目的以外の物の堆積</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観に不調和な露出した物の堆積は避ける。ただし、農業目的のものはその限りでない。 	
	<p>①長期にわたる土石、廃棄物、再生資源等の堆積</p> <ul style="list-style-type: none"> 90日を超えて、高さ1.5m又は面積50㎡を超える土石、廃棄物、再生資源等の堆積は行わない。ただし、農業目的のものはその限りでない。やむを得ない場合は、道路等から見えにくい場所を選び、道路からできるだけ離し、高さを低くし、樹木等で目立たないようにする。 	

届出が必要な行為（景観法第16条第1項及び一関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例第2条第1項）

区分		規模等		
建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転	建築面積が10㎡を超えるもの		
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	道路に面した外観の変更で当該変更に係わる面積の合計が10㎡を超えるもの		
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	煙突、柱、高架水槽、屋外照明等	高さ5mを超えるもの	
		遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、彫像、記念碑等	高さ5mを超えるもの又は築造面積が10㎡を超えるもの	
		広告塔、広告板その他これらに類するもの	高さ1m又は表示面積2㎡を超えるもの	
		擁壁、柵、塀等	高さ1.5mを超えるもの	
		電線路	電柱等	高さ10mを超えるもの
			変圧器等の地上機器等	設置する変圧器等の地上機器全てのもの
		自動販売機及びその付帯施設	高さ1mを超えるもの	
		風力発電設備	高さ1mを超えるもの	
		太陽光発電設備	高さ1m又は延べ面積10㎡を超えるもの	
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発行為の面積が10,000㎡以上のもの（都市計画法第29条第2項）		
土石の採取又は鉱物の採掘	土石の採取、鉱物の採掘	採取又は採掘に係わる部分の面積が300㎡を超えるもの又は当該行為に伴い生ずるのり面若しくは擁壁の高さが1.5mを超えるもの		
土地の形質の変更	のり面、擁壁、土地の造成等	変更に係わる部分の面積が300㎡を超えるもの又はのり面若しくは擁壁の高さが1.5mを超えるもの		
木竹の伐採	木竹の伐採	高さ5mを超え、かつ伐採面積が300㎡を超えるもの		
屋外における物の堆積	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（堆積する期間が90日を超えるものに限る）	堆積の用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの又は高さが1.5mを超えるもの		

届出の適用除外行為（景観法第16条第1項及び一関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例第2条第2項）

1. 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
2. 仮設の工作物の建設等
3. 農地・河川での土石の採取又は鉱物の採掘
4. 木竹の伐採で次に掲げるもの
 - ・ 林業を営むために行う木竹の伐採
 - ・ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ・ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ・ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ・ 仮植した木竹の伐採
 - ・ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
5. 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
6. 建築物の存する敷地内で行う建築物の建築等、工作物の建設等、木竹の伐採以外の行為
7. 建築物の存する敷地内で行う屋外における物の堆積で高さ1.5m以下又は面積が50㎡以下の行為
8. 農業、林業又は漁業を営む行為
 - ただし、次のいずれかに該当するものは届出が必要。
 - ・ 建築物の建築
 - ・ 高さが5mを超え、又は築造面積が10㎡を超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - ・ 用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く。）又は幅員が2mを超え、かつ面積が300㎡を超える農道若しくは林道の設置
 - ・ 土地の開墾
9. 非常災害のために必要な応急処置として行う行為
10. 景観法第16条第7項第6号の行為

(3) 重要文化的景観の現状変更等の取扱基準

「一関本寺の農村景観」の、現状変更対象行為と文化庁長官への届出行為について整理する(89～91 ページ)。現状変更対象行為の多くは、すでにある土地利用規制や景観計画に基づく規制の対象となっていることから、文化庁長官に対する現状変更等の届出対象行為は、以下の通りとする。

- 石造物の移設を行う場合。
- 重要文化的景観を形成する重要な家屋の修理、増・改築、移転、除却を行う場合。
これについては、(4)にて別途取扱いを定める。
- 社殿の修理、移設(史跡指定地以外の三吉社、山神社社殿が該当する)を行う場合。



三吉社社殿



山神社社殿

現状変更対象行為と文化庁長官への現状変更の届出を要する行為一覧

景観単位	景観構成要素	文化的景観として特定する要素	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	本寺地区景観計画に基づく行為規制	現行の土地利用規制法等に基づく行為規制	文化庁長官への現状変更の届出を要する行為	
耕作地(低地)	河川	●本寺川	①水路・護岸の人為的な変更 ②土地の占用・工作物の新設等 ③土石の採取・鈎物の採掘	①【景観形成基準】<農業土地利用の継承> <新たなのり面、擁壁、土地の造成> 新たなのり面、擁壁の造成は行わない。 【届出行為】<のり面、擁壁、土地の造成> 変更に係る部分が300mを超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの。ただし、幅員2m以下の農業用水路は除く。	①②③ 【河川法】に基づき、土地の占用・土石の採取、工作物等の新設、土地の掘削などは河川管理者の許可を必要とする。		
	用水路網	●農業用水路 ●下り松用水・横断堀 (磐井川からの取水)	①水路の線形・構造の変更	①【景観形成基準】<農業土地利用の継承> ②③ 【景観形成基準】<新たなのり面、擁壁、土地の造成> 新たなのり面、擁壁の造成は行わない。 【届出行為】<のり面、擁壁、土地の造成> 変更に係る部分が300mを超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの。	① 【農振法】に基づき、農用地区域の除外、転用は許可を必要とする。		
	水田	●水田(転作田を除く)	①宅地等への転用 ②水田区画の一定規模以上の変更 ③畦畔の構造・形態の変更	①【景観形成基準】<農業土地利用の継承> ②③ 【景観形成基準】<新たなのり面、擁壁、土地の造成> 新たなのり面、擁壁の造成は行わない。 【届出行為】<のり面、擁壁、土地の造成> 変更に係る部分が300mを超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの。	① 【農振法】に基づき、農用地区域の除外、転用は許可を必要とする。		
	畑地等	●畑 ●水田(転作田)	①宅地等への転用 ②物の集積または貯蔵	①【景観形成基準】<農業土地利用の継承> ② 【景観形成基準】 長期にわたる土石、廃棄物、再生资源等の堆積は行わない(農業目的を除く)。 【届出行為】<屋外における物件の堆積> 高さ1.5mを超え、又は貯蔵面積が50㎡を超えるもの(90日を超える場合)。	① 【農振法】に基づき、農用地区域の除外、転用は許可を必要とする。		
	農道	●耕作地の間を通る道	①道路線形の変更 ②路面舗装の変更	①② 【景観形成基準】<新たなのり面、擁壁、土地の造成> 新たなのり面、擁壁の造成は行わない。 【届出行為】<のり面、擁壁、土地の造成> 変更に係る部分が300mを超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの。ただし、幅員2m以下の農道は除く。			
	信仰に関わる施設	●若神子社 ●石造物	①若神子社(史跡)の石造物の移動・損壊や樹木の伐採 ②石造物の移設		① 【文化財保護法】に基づき、史跡について、保存・活用に必要ない行為の現状変更許可が行われる。	・石造物の移設	
	樹林等	●中澤のクリ林 ●国道342号南側の民有林	①樹木の伐採(維持管理や更新を目的とした伐採行為は除く)	①【届出行為】<木竹の伐採> 高さ5mを超え、かつ伐採面積が300㎡を超えるもの。ただし、林業や管理行為は除く。	① 【森林法】による、民有林の林地開発許可制度(1haを超える開発行為)。		
	近年付加された要素						

景観単位	景観構成要素	文化的景観として特定する要素	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	本寺地区景観計画に基づく行為規制	現行の土地利用規制法等に基づく行為規制	文化庁長官への現状変更の届出を要する行為	
居住地 (微高地)	景観地及び屋敷地跡	●屋敷地と屋敷地跡 ●屋敷地内にとどめる伝統的な要素 *屋敷構えの基調となる農家建築 *イグネ、石造物 *在来樹種による生垣（ウツギ・ヒハ等）	①伝統的な農家建築の修理、増・改築、移転、除却 ②イグネや生垣の伐採（維持管理や更新を目的とした伐採行為は除く）	①【景観形成基準】<建築物（形態意匠）> 屋根：色彩は、既存農家の色彩または自然色あるいは低彩度色とする。 外壁：板壁調および塗り壁調とする。色彩は自然素材色とする。 【届出行為】<建築物の新築、増築、改築若しくは移転> <建築物の外観を変更する修繕、又は色彩の変更> 道路に面した外観の変更及び当該変更に係る面積の合計が10㎡を超えるもの。 ②【景観形成基準】<屋敷構え（外構）> イグネ：イグネは伐採しない。（ただし通常の管理行為等は除く。）また、やむを得ず伐採した場合は跡地に植栽を行う。 塀：ブロック塀は酒、板塀または生垣を基本とする。 【届出行為】<木竹の伐採> 高さ5mを超える、かつ伐採面積が300㎡を超えるもの。		・重要な家屋として取り扱う農家建築の、修理、増・改築、移転、除却	
	畑地等	●畑 ●水田（転作田）	①宅地等への転用 ②物の集積または貯蔵	①【景観形成基準】<農業土地利用の継承> ②【景観形成基準】 長期にわたる土石、廃棄物、再生資源等の堆積は行わない（農業目的を除く）。 【届出行為】<屋外における物件の堆積> 高さ1.5mを超え、又は堆積の用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの。長期（90日）を超える場合にわたる土石、廃棄物、再生資源等の蓄積。 ①②【景観形成基準】<新たなのり面、擁壁、擁壁の造成> 新たなのり面、擁壁の造成は行わない。 【届出行為】<のり面、擁壁、土地の造成> 変更に係る部分が300㎡を超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの。	①【農振法】に基づき、農用地区域の除外、転用は許可を必要とする。		
	道路	●屋敷地をつなぐ道（中通り・山裾の道）	①道路の幅幅 ②道路線形の変更				
	石造物・墓石群	●石造物	①石造物の移設				・石造物の移設
	近年付加された要素						

景観単位	景観構成要素	文化的景観として特定する要素	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	本寺地区景観計画に基づく行為規制	現行の土地利用規制法等に基づく行為規制	文化庁長官への現状変更の届出を要する行為
丘陵部	樹林地	●民有林	①林業目的以外の樹木の伐採 ②土地の開墾などの土地の形質の変更	①【届出行為】＜木竹の伐採＞高さ5mを超え、かつ伐採面積が300㎡を超えるもの（林業目的の伐採は除く）。 ②【届出行為】＜のり面、擁壁、土地の造成＞変更に係る部分が300㎡を超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの。	①②【森林法】による、民有林の林地開発許可制度（1haを超える開発行為） 【森林法】により、保安林の立木の伐採、土地の形質の現状変更は許可制。（ただし、保安林の目的（土砂流出防備、土砂崩壊防備）を達成するためには、許可される） 【文化財保護法】に基づき、史跡については、保存・活用に必要な現状変更許可が行われる。	
	水系	●沢筋及びため池	①土地の開墾などの形質の変更	①【景観形成基準】＜農業土地利用の継承＞ ＜新たなのり面、擁壁、土地の造成＞ 新たなのり面、擁壁の造成は行わない。 【届出行為】＜のり面、擁壁、土地の造成＞ 変更に係る部分が300㎡を超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの。	①【森林法】による、民有林の林地開発許可制度（1haを超える開発行為） 【森林法】により、保安林の立木の伐採、土地の形質の現状変更は許可制。（ただし、保安林の目的（土砂流出防備、土砂崩壊防備）を達成するためには、許可される） 【文化財保護法】に基づき、史跡については、保存・活用に必要な現状変更許可が行われる。	
	人為的な造成地形	●要害館跡 ●石切場跡 ●慈恵塚に至る道	①土地の開墾などの形質の変更	①【景観形成基準】＜新たなのり面、擁壁、土地の造成＞ 新たなのり面、擁壁の造成は行わない。 【届出行為】＜土石の採取又は鉱物の採掘＞ 採掘・採取面積が300㎡を超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの。 【届出行為】＜のり面、擁壁、土地の造成＞ 変更に係る部分が300㎡を超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの。	①【森林法】による、民有林の林地開発許可制度（1haを超える開発行為） 【森林法】により、保安林の立木の伐採、土地の形質の現状変更は許可制。（ただし、保安林の目的（土砂流出防備、土砂崩壊防備）を達成するためには、許可される） 【文化財保護法】に基づき、史跡については、保存・活用に必要な現状変更許可が行われる。	●三吉社、山神社社殿の修理、移設 ●石造物の移設
河川	信仰に係わる施設・山	●不動窟 ●社寺（駒形根神社、白山社、大師堂。慈恵塚、三吉社、山神社等） ●石造物 ●逆柴山	①土地の開墾などの形質の変更 ②社殿等の修理、移動 ③石造物の移設	①【景観形成基準】＜新たなのり面、擁壁、土地の造成＞ 新たなのり面、擁壁の造成は行わない。 【届出行為】＜土石の採取又は鉱物の採掘＞ 採掘・採取面積が300㎡を超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの。 【届出行為】＜のり面、擁壁、土地の造成＞ 変更に係る部分が300㎡を超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの。	①②③【文化財保護法】に基づき、史跡については、保存・活用に必要な現状変更許可が行われる。	
		●磐井川 ●民有林	①流路・護岸の人為的な変更 ②土地の占有・工作物の新設等 ③土地の掘削	③【届出行為】＜のり面、擁壁、土地の造成＞ 変更に係る部分が300㎡を超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの。	①②③【河川法】に基づき、土地の占用、土石の採取、工作物等の新設、土地の掘削などは河川管理者の許可を必要とする。	

※1・公共工事については、景観行政団体（一関市）に通知すること。
・景観法に基づく届出除外行為は除く

(4) 重要文化的景観を形成する重要な家屋の特定及び取扱い

①重要建物（重要文化的景観を形成する重要な家屋）特定の基本的な考え方

「一関本寺の農村景観」は、中世骨寺村に起源を持ち、本寺地区固有の発展を遂げた「農耕」と「居住」のあり方を示す土地利用が評価の視点となっており、屋敷林（イグネ）・主屋・付属屋・庭・生垣等からなる農家の屋敷地は、重要な景観構成要素である。このため、重要建物を特定するにあたっては、“イグネを伴う屋敷地であって、本寺地区固有の意匠・構造を持ち、伝統的な散居の居住形態を示す、ひとまとまりとなって存在する主屋及び付属屋からなる木造の農家建築”であることを条件とする。

しかし現実には、意匠・構造面において主屋又は付属屋のいずれかしか該当しない場合がある。どちらかが無い場合であっても、文化的景観を守っていくという認識を深めることと、将来にわたる伝統的な農村景観の維持のため、可能な限り重要建物として特定する。ただし、今後の修理・修景などの各種事業によって、基本となる屋敷構えに近づくよう推進していくようにする。



イグネを伴い、散居の居住形態を示す屋敷構え



本来茅葺屋根で礎石建・牛持柱を持つ、岩手県南地方における伝統的な農家の特徴を持つ主屋（鉄板葺の赤色の屋根に改変された建物が多い）



本寺地区に固有の規模や間取りを継承した農家の主屋

主屋と並んで建つ馬屋（家畜小屋や納屋等に利用されている）



くらしの中で、長く密接に関わって利用されてきた屋敷地内の多様な付属屋（土蔵・板蔵・納屋・便所・長屋門など）



文化的景観を形成する重要な家屋として特定する本寺地区固有の農家建築

②重要建物の特定方法

重要建物の特定は、土地利用面と建物固有の特性面から基準を設定し、両者の基準を満たすもののうち、建物登記簿または課税台帳等により所在・構造・面積・所有者等が特定でき、当該家屋の所有者等の同意が得られるものを対象とする。重要文化的景観を形成する重要な家屋の分布状況は、96～97ページに示し、一覧表は巻末に添付する。

■土地利用の特性に基づき重要建物を特定する基準

イグネに囲まれた土地に、主屋と付属屋を配置したまとまりある農家の屋敷構えを持つ、伝統的な散居の居住形態を示すもの

以下のⅠ～Ⅵのいずれかに該当するものを対象とする。現在イグネが無い場合、あるいは規模が縮小されている場合であっても、イグネは「伐採植樹伐採」の繰り返しにより存続してきたものであり、植樹を行うことを条件に含めるものとする。

- Ⅰ イグネ＋主屋＋付属屋
- Ⅱ イグネ＋主屋（※主屋は生活の中心となる重要な建物である）
- Ⅲ イグネ＋付属屋（※付属屋は農耕あるいは居住に密接に関わる重要な建物である。）
- Ⅳ 主屋＋付属屋（※イグネを植樹することとする。）
- Ⅴ 主屋のみ（※イグネを植樹することとする。）
- Ⅵ 付属屋のみ（※イグネを植樹することとする。）

■本寺地区固有の農家建築としての特性に基づき重要建物を特定する基準

近世から近代にかけて形成された本寺地区固有の農家建築の構造、意匠を持ち、地域の伝統的な生活の様子を伝える木造の家屋

農家建築には、主屋・馬屋・便所・土蔵・板蔵・納屋・門（長屋門）など多様な種類の建物が含まれている。本寺地区に固有の構造形式や形態、意匠等の基本特性については、その種類別に次ページの表に示す。なお、本来持っている特性が、改修等を経て一部失われているものについても、可能な限り重要建物に含めるものとする。

本寺地区固有の農家建築の基本特性

	主屋	馬屋	便所	土蔵	板蔵	納屋	門（長屋門）	
構造	木造 真壁造	木造 真壁造	木造 真壁造	木造 大壁造	木造	木造 真壁造	木造 真壁造	
階数・規模	平屋建 （平入・直屋形 式）	平屋建 中2階建 2階建	平屋建	平屋建 2階建	平屋建 2階建	平屋建 2階建	平屋建	
屋根	形式	寄棟・入母屋・ 切妻又はその複 合型 下屋庇	寄棟・入母屋・ 切妻	切妻・置屋根 前面庇	切妻	切妻・入母屋又 はその複合型	入母屋	
	勾配	4寸5分～5寸 程度 茅葺屋根は矩勾 配以上	4寸5分～5寸 程度	4寸5分～5寸 程度	4寸5分～5寸 程度	4寸5分～5寸 程度	4寸5分～5寸 程度	
	材料	茅葺 杉皮葺 鉄板葺	茅葺 木羽葺・杉皮葺 鉄板葺	茅葺 杉皮葺 鉄板葺	茅葺 杉皮葺 鉄板葺	茅葺 杉皮葺 鉄板葺	茅葺 杉皮葺 鉄板葺	茅葺 鉄板葺
壁	材料・仕上	白漆喰仕上 中塗仕上 板張	中塗仕上 板張	板張	白漆喰仕上 中塗仕上	横板張	白漆喰仕上 中塗仕上 板張	白漆喰仕上
	腰板等	下見板張 縦羽目板張	下見板張 縦羽目板張	縦羽目板張			縦羽目板張 横板張	板張
開口部	板戸 ガラス戸 格子戸	板戸 ガラス戸 格子戸	板戸 ガラス戸	出入口大戸は漆 喰あるいは中塗 塗込	板戸	板戸	板戸	
木部	素木	素木	素木	素木	素木	素木	素木	
基礎	原則として安山 岩野面石又は切 石	原則として安山 岩野面石又は切 石	原則として安山 岩野面石又は切 石	原則として安山 岩切石等	原則として安山 岩野面石又は切 石	原則として安山 岩野面石又は切 石	安山岩切石ある いはそれに準じ る材料	

③建物の特性を尊重した修理・修景

建物を長く維持するためには、日常管理を適切に行うことと、き損が生じた場合に修理を行うことで、本来の機能を回復させることが必要となる。修理は、建物の価値を維持するための行為であり、建物本来の特性を尊重して行うことが基本となる。

建物本来の特性にそぐわない改造が加えられている場合、その履歴を検討した上、旧状に戻すか本来の色調や形態に近い材料を用いるか等、個々の状況に即して適切に選択し、修理・修景を行うこと、さらに建物本来の特性で一覧表に見られない独自のものを持つ場合には、各々独自の形態・意匠にしたがって修理を行うことを基本とする。

また、建物の継続的利用を促進するには、構造耐力上必要な部分を補強して防災性能の向上を図ることや、空調設備等の設置や更新あるいは手すりやスロープの設置など、内部空間の機能性の向上も必要とされる。こうした、防災的措置や内部の改変を行う際には、できるだけ建物特性を尊重して行われることが望まれる。

④重要文化的景観を形成する重要な家屋の現状変更等の取扱い

文化庁長官への現状変更の届出を要する行為には、景観計画に基づく届出行為（建築物の増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕、又は色彩の変更）に加えて、建物本来の特性を維持するための修理や防災的措置も該当する。ただし、非常災害のために必要な応急措置や維持の措置に該当する行為については、届出を要しないこととされている（文化財保護法第139条）。現状変更の届出以外には、滅失又は毀損の発生した場合に届出を要するものとされている（文化財保護法第136条）。

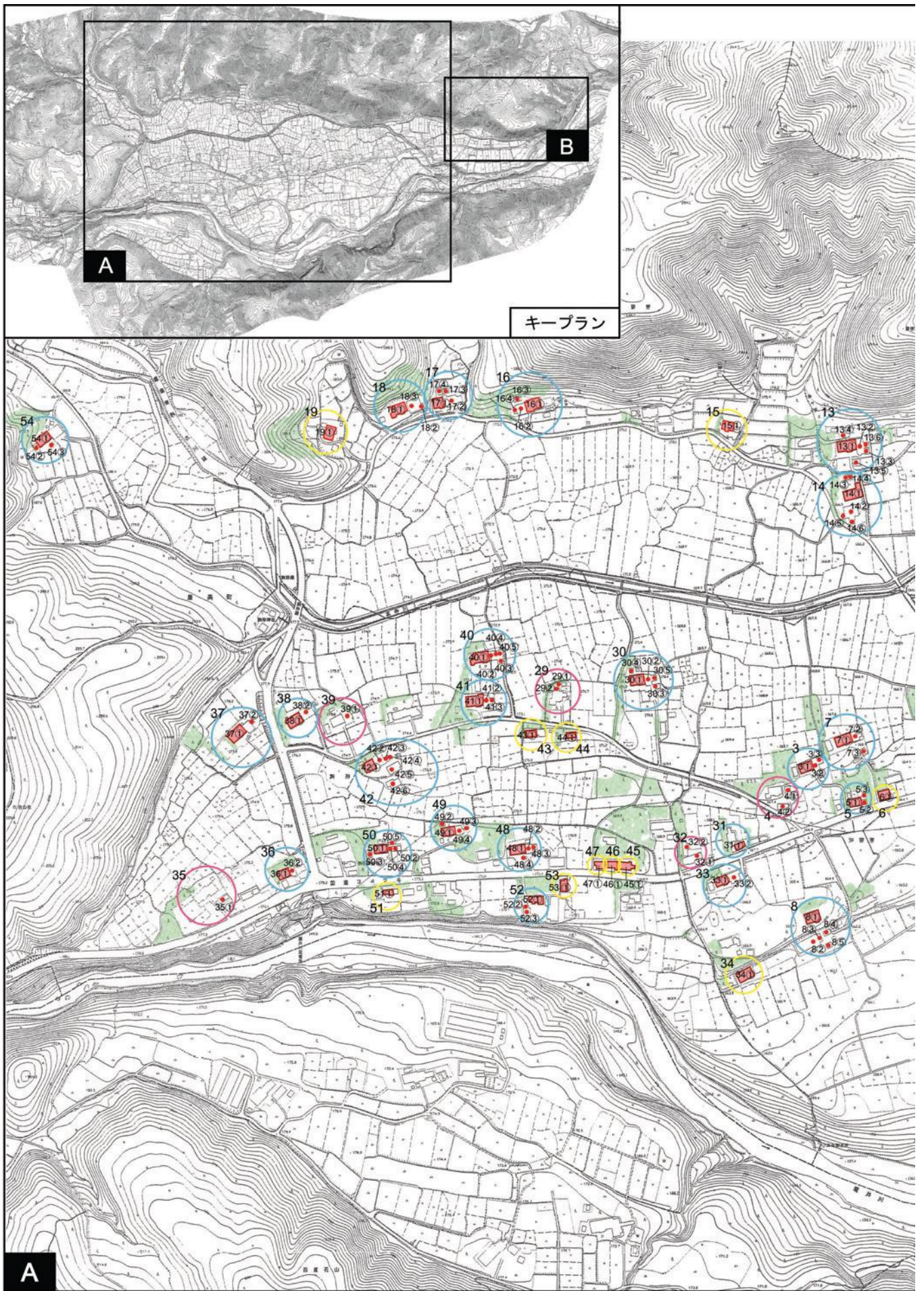
なお、修理の計画に関する専門的な助言・指導、工事経費の一部の補助等に係る手続きは、本市において対応を行うものとする。重要建物について工事を行おうとする場合、建物特性を尊重した工事計画を立てるよう、その内容については本市に早い段階での事前相談が望まれる。

■届出が必要な行為

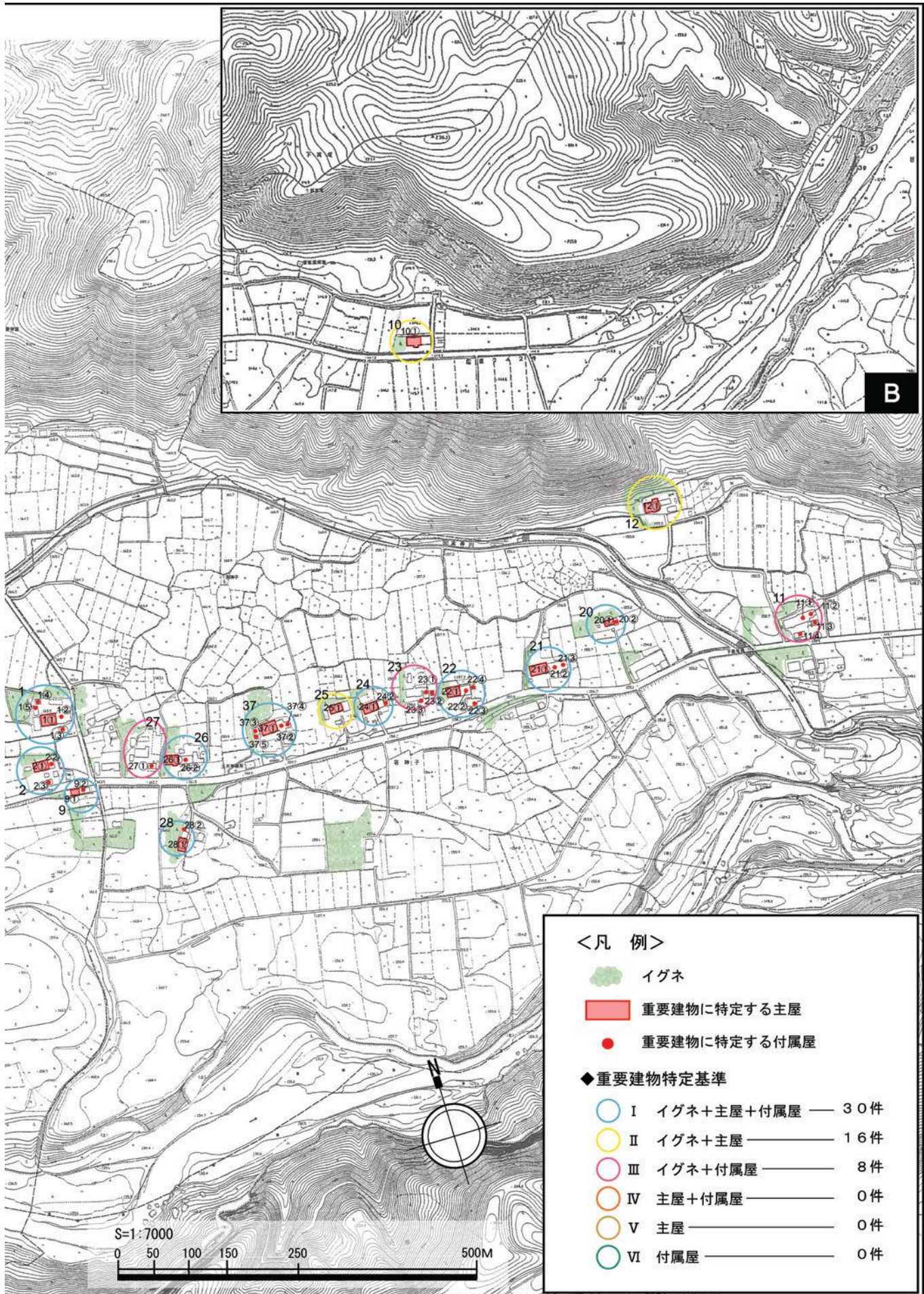
項目	内容	届出日
滅失又は毀損	<ul style="list-style-type: none"> ・火災による焼失や水害による流出等により失われた場合、滅失に該当するものとして届出を行う。 ・地震、台風による被災等何らかの原因により半壊以上の破損を受けた場合、毀損に該当するものとして届出を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滅失又は毀損の届出は、その事実を知った日から10日以内に行う。
現状変更	<ul style="list-style-type: none"> ・修理：柱・梁等の主要構造部の補修や屋根の葺替等、伝統的な建物特性を回復させるための行為。 ・修景：外観の意匠形態の変更又は色彩の変更（景観形成基準に従って行われる）。 ・防災：建物本体を維持するために必要となる構造補強などの防災対策。 ・建築物の増築・改築・移転・除却。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状変更しようとする日の30日前までに届出を行う。

■届出を要しない行為

項目	内容
非常災害のために必要な応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害に備えて事前に行う補強や改修の行為。 ・非常災害後に応急的に復旧工事として行う行為。
維持の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・雨漏り補修や塗装の塗り直しなど、毀損の発生や拡大を防止するための日常的な管理行為のうち、外観に対する影響が軽微なもの。 ・家屋内部の改変行為。



重要文化的景観を形成する重要な家屋位置図



5. 整備・活用

(1) 整備・活用の基本的な考え方

一関本寺の農村景観は、「平泉の文化遺産」を構成する資産のひとつとして世界遺産登録予定地となっており、伝統的な村落景観として今後世界的にも注目をうけることが予想される。当市では、修理・修景等の整備や来訪者を受け入れるための施設の設置・活用に関する各種事業を実施していくものであり、具体的には整備基本計画の中で長期的な取り組み方針を定めて推進していくこととする。ただし、標柱や説明板の設置や、公開に必要な最小限の整備は、世界遺産登録予定の平成20年度までの期間に行うこととする。

①整備に関する基本的な考え方

- ・ 文化的景観の価値を守り、伝えることを基本に、修理・修景等の整備を行う。
- ・ 文化的景観の特徴を理解する上で必要な調査は今後も継続して行い、修理（再生）・修景等に反映させていくこととする。
- ・ 既存の植生や生態系に配慮して行うようにする。
- ・ 文化的景観保存計画区域に、歩行者等を優先した見学路の整備や案内標識等を設置する。
- ・ 休憩・便益機能を持つ施設の整備、解説施設の設置などを行って、来訪者の利便性の向上を図る。
- ・ 公開・見学に必要な施設等の整備にあたっては、文化的景観の土地利用に影響を与えないように配慮し、適切な位置と規模を考慮して設置するものとする。

②活用に関する基本的な考え方

- ・ 地域の活性化に資するように配慮する。
- ・ 来訪者に対しては、文化的景観の概要や見学方法を示すリーフレットを準備しておくほか、解説ガイドによる現地案内ができるようにする。
- ・ 最新の研究成果に関する学術的な発信を行う。
- ・ 地域の歴史や自然環境を学ぶ、学校教育・社会教育の場として活用する。
- ・ 「平泉の文化遺産」の一つとして、平泉町・奥州市と連携した広域的な活用を努める。また、他市町村に存在する文化的景観と連携した活用・交流事業にも取り組むものとする。

(2) 修復及び再生等の整備

①全体に共通する整備項目

文化的景観の管理上必要な保存施設（標識・説明板・境界標・囲い等）の設置は、適宜行うものとする。

②地区別の整備項目

今後検討が必要とされる整備項目について、景観単位別に整理する。

景観単位	整備活用の方針	検討の必要な整備項目
I－耕作地 (低地)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地としての利用が永続できるように、適切に整備を行う。 ・耕作地の間を散策するための見学路を設定する。 	<p>【修復・修景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路の形態を維持し、かつ水田区画の保存を原則とした景観保全型農地整備の実施 ・水路、畦畔の修復及び修景整備 ・耕作放棄地等の整備 ・本寺川の修景整備 ・鉄柱、ガードレール等の修景整備 <p>【活用のための施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田区画内の見学路の設定と整備 ・眺望点や簡便な休憩施設等の整備
II－居住地 (微高地)	<ul style="list-style-type: none"> ・イグネを持つ屋敷地が連続する伝統的な景観の維持と、生垣等の緑化を推進する。 ・地区住民の生活に必要な公共施設や文化的景観の管理・活用に必要な施設は、国道沿いの設置を基本とする。 ・見学路を設定し、見学者の適切な公開・誘導に努める。 	<p>【修復・修景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な家屋に特定された建物の、伝統的工法に基づく修理 ・ウツギやヒバなど伝統的に利用されてきた樹種を主体とした生垣等の修景 ・地区内を通過する国道342号、県道駒形・衣川線、市道等の修景整備 ・屋外広告物、鉄柱等の修景整備 <p>【活用のための施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンス機能や便益・休憩機能等を持つ施設の整備（空家や既存の集会施設等の活用方法を含む） ・見学ルート設定と案内標識の設置 <p>【防災施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火施設の整備（屋外消火栓設備の設置など）
III－丘陵地	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な植物の生育環境の維持・再生に努め、伝統的な植物資源の活用を図る。 ・平野を俯瞰する眺望点を確保するとともに、安全な公開に努める。 ・適切な樹木管理を行うことで、土砂災害の防備に努めることを基本とするが、防災上必要な施設、人命・財産の安全にかかわる施設の設置は、景観あるいは生態系への影響の軽減に努めることとする。 	<p>【修復・修景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自生の動植物の生態系を維持するための調査及び樹林の育成管理 ・旧道の調査・修復 ・社殿等の調査・修復 <p>【活用のための施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平野を俯瞰する眺望点の確保と、見学路の整備
IV－河川 (磐井川)	<ul style="list-style-type: none"> ・段丘上からの磐井川の眺望を確保する。 	<p>【修復・修景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所施設の修景 <p>【活用のための施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磐井川の眺望を確保できる箇所の設定と整備

6. 運営及び体制整備

「本寺地区景観計画」では、景観むらづくりの推進にあたっては、地域で推進する主体を確立し、必要に応じて行政や専門家・事業者やNPO等の活動団体と連携するなどして、現地における具体的な景観形成を図る必要があるとし、自主条例による位置づけの必要性を示している。また、基本方針や景観形成基準に関する行政的な判断・審議を行う諮問機関としての景観審議会を設置も自主条例で位置づけることとしている。文化的景観の保存管理・整備活用に必要な体制は、景観計画に示された内容のもと、地域住民を主体とした活動団体の組織化を図った上で、技術的支援・人的支援・財政支援に対する輪を広げ、運営体制を確立していくことを目指す。

また、本市では、史跡や重要文化的景観の保存管理や整備活用に必要な事業を推進するため、基金の設置等を検討し、適切に推進できる体制づくりを目指す。

支援の対象としては、清掃・管理業務、農業を続けることに対する奨励（顕彰）、地区内の建物や生垣等の修理・修景に対する技術的指導、丘陵部の樹林管理、あるいは将来的に設立を検討している協議会や各種NPO団体などによるイベント等の実施などが考えられる。これらに対して、組織からの助成や委託を行い、適切な運営を実施できるよう検討する。

(1) 保存管理体制

本市では、文化的景観の保存管理体制として、地域の運営主体と連携したり、NPO活動団体等を育成、支援したりしつつ、下記の項目に対する検討を進めることとする。

- ・多大な労力を要する水路の浚渫や、作業効率の低下する不整形区画の水田の耕作支援
- ・伝統的な農家建築についての修復・修景を適切に行うための技術的支援
- ・所有者による樹林管理を図ることができない場合の人的支援体制
- ・農業に従事できる環境を整えて、広く全国から居住者を公募するなど、本寺地区の農業・林業の継続にかかる担い手を育成する方法

(2) 整備活用体制

今後は多数の来訪者が想定されるため、当面は現地案内ガイドの育成に取り組む必要がある。

現地ガイドについては、本寺地区住民を中心に整えていくものとする。なお、平泉町では「古都ひらいずみガイドの会」が発足しボランティアガイドが活躍しており、既存の活動組織の協力・交流を図りながら、独自のボランティアガイドの育成と支援を推進する。

(3) 文化的景観選定以後の整備活用実績

①整備活用基本計画

史跡指定、重要文化的景観選定を受けて、本市では本寺地区の文化財としての価値を守りな

がら、様々な事業に活用していくため、平成19年（2007）3月に骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画を策定した。本計画に則って様々な事業が実施されることとなり、その実施計画も5年ごとに改定している。現在の実施計画については、別添の表を参照していただきたい。

以下、本市が実施した重要文化的景観に係る事業を中心に記述する。

②景観保全型農地整備事業

本寺地区では、自然地形に沿って形成された小区画水田や土水路がそのまま残されている箇所がある。そうした景観が、重要文化的景観として選定された理由の一つにもなっているが、効率的な営農ができないという課題もあった。それらを両立させるために、岩手県（一関農村整備センター）が主体となり、一関市農地林務課が主管する形で「骨寺村荘園景観保全農地整備事業」を平成20年～24年（2008～2012）の5年間実施した。事業内容は、大きく分けて①農地保全整備、②景観・生態系保全整備、③駐車場整備、の3つである。特に①では、曲がりくねった昔ながらの畦畔は残して景観に配慮しつつ、直線的な畦畔を撤去して水田面積を広げ農業機械の作業をしやすくする区画整理のほか、農道整備、暗渠排水の地下への設置などにより景観を保全しつつ農作業の効率化を目指した整備を実施した。

整備事業では土水路の保存を目的の一つとしており、本市と受益者が共に継続して維持管理を行っている。また、平成20年（2008）には本寺地区地域づくり推進協議会と岩手県建設業協会一関支部・一関市水道工事業協同組合との間で「骨寺村荘園遺跡水路に関する協定」を締結し、地元住民や関係機関等と共同で、春と秋の泥上げ作業を実施することとなり現在に至っている。

③小区画水田の整備・活用

本寺地区に残る伝統的な小区画水田は、中世以来の沢水がかりの水田であり、農村景観を構成する重要な役割を担っている。しかし、不整形な地形や排水不良などにより、転作や休耕が進んでいる状況であった。

重要文化的景観の選定を目指す中で、本市では小区画水田を良好な状態で保全することを目指し、平成19年（2007）に策定した整備活用基本計画において、学習活動や体験学習の場として活用を検討することとして、本寺地区地域づくり推進協議会と協力して活用計画を立てた。

この取り組みを確実なものにするため、平成27年（2015）5月に本市、地権者、本寺地区地域づくり推進協議会との三者で「小区画水田保全活用に係る協定」を締結した。遠西遺跡前、若神子社周辺、不動窟前を活用エリアとして選定し、本市は復田工事を実施し小区画水田の保全を協議会に委託し、協議会は小区画水田の保全活用に取り組むほか地権者へ管理作業を委託し、地権者は小区画水田の保全活用を行うことに同意することとなった。これによりそれぞれの役割が明確となり、小区画水田での田植え・稲刈りの体験や荘園オーナー制度等が現在に至るまで実施されている。

④施設整備

本市が策定した骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画の中では、活動拠点・便益施設の整備も位置付けていた。これは、予備知識を持たない来訪者に対して、史跡及び重要文化的景観をより

深く理解してもらうためである。施設整備は、本寺地区景観計画の基準に沿って景観に配慮するとともに、住民と行政との共通認識のもとで進められた。

この計画で整備された施設が、骨寺村荘園休憩所（古曲田家）と骨寺村荘園交流館（若神子亭）である。古曲田家は、巖美町字駒形 154-3 の土地を本市が公有化し、既存の居宅、物置、浴室を改修して休憩所として整備した施設で、平成 21 年（2009）7 月にオープンしている。客室やトイレのほか、国道南側に駐車場を整備した。

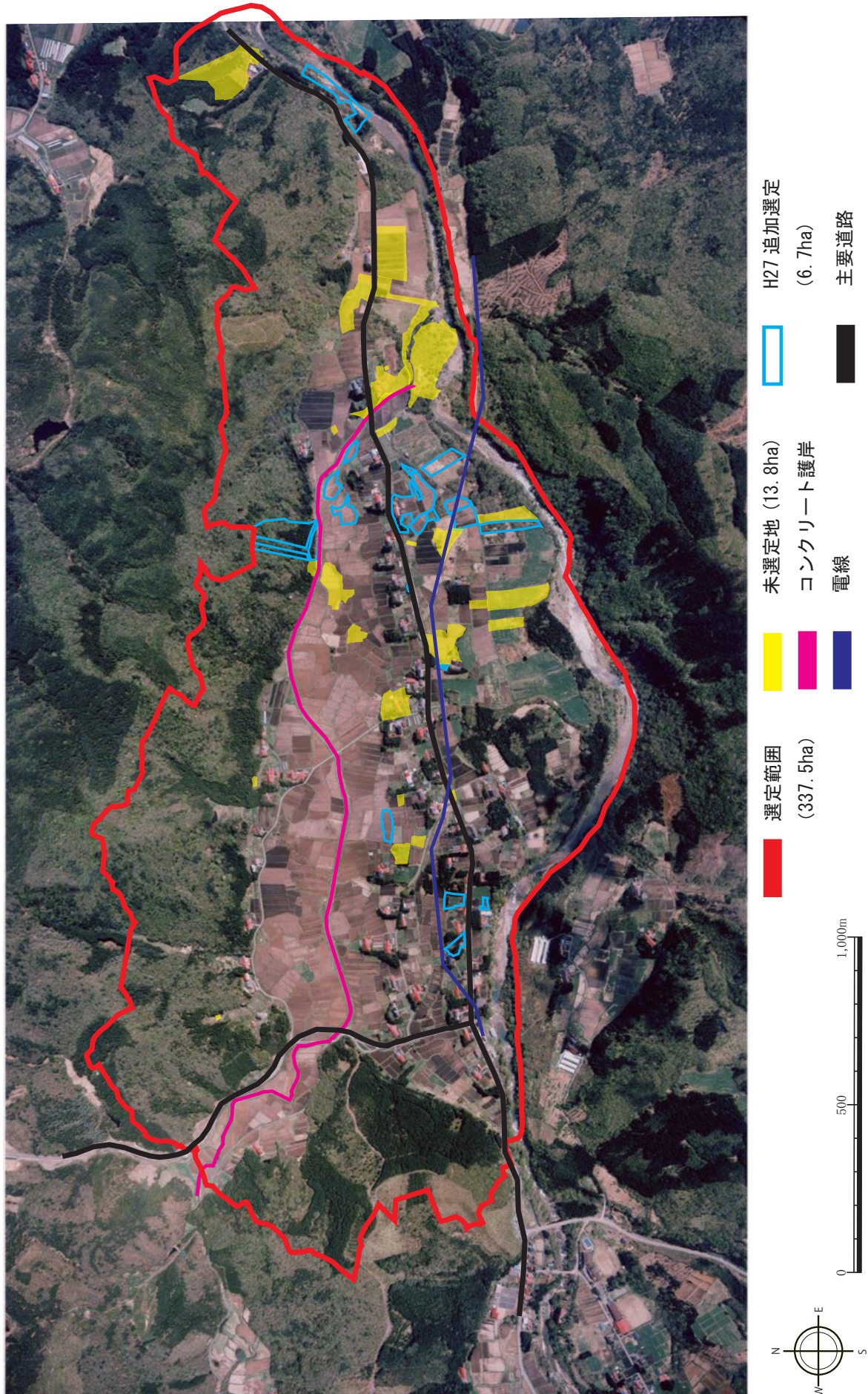
若神子亭は、史跡及び重要文化的景観についてわかりやすく解説するとともに、来訪者と地域住民との交流を促す施設、いわゆるガイダンス施設として整備した。巖美町字若神子 241-2 の土地を本市が公有化し、産地直売所とレストランを併設した管理棟が平成 23 年（2011）7 月に、モーターパラグライダーによる空撮映像を上映するシアターと展示室がある展示棟が平成 25 年（2013）4 月にオープンしている。

これらの施設は、本市が骨寺村ガイダンス運営協議会を指定管理者として、平成 23 年から管理を委託している。

IV. 資 料

- 一関本寺の農村景観範囲図
- 重要文化的景観を形成する重要な家屋の一覧
- 重要文化的景観エンブレムについて

■一関本寺の農村景観範囲図



重要文化的景観を形成する重要な家屋一覧

1/3

件数	所在地	所有者等	建物種別		管理番号	棟数
1	岩手県一関市巖美町字沖要害	個人	主屋	木造	1-①	1
			畜舎	木造	1-②	2
			作業場	木造	1-③	3
			蔵	土蔵造	1-④	4
			蔵	土蔵造	1-⑤	5
2	岩手県一関市巖美町字沖要害	個人	主屋	木造	2-①	6
			畜舎	木造	2-②	7
			蔵	木造	2-③	8
3	岩手県一関市巖美町字沖要害	個人	主屋	木造	3-①	9
			畜舎	木造	3-②	10
			畜舎	木造	3-③	11
4	岩手県一関市巖美町字沖要害	個人	畜舎	木造	4-①	12
			作業場	木造	4-②	13
5	岩手県一関市巖美町字沖要害	個人	主屋	木造	5-①	14
			物置	木造	5-②	15
			物置	木造	5-③	16
6	岩手県一関市巖美町字沖要害	個人	主屋	木造	6-①	17
7	岩手県一関市巖美町字沖要害	個人	主屋	木造	7-①	18
			畜舎	木造	7-②	19
			物置	木造	7-③	20
8	岩手県一関市巖美町字沖要害	個人	主屋	木造	8-①	21
	岩手県一関市巖美町字沖要害	個人	畜舎	木造	8-②	22
			便所	木造	8-③	23
			物置	木造	8-④	24
			蔵	土蔵造	8-⑤	25
9	岩手県一関市巖美町字沖要害	個人	主屋	木造	9-①	26
			畜舎	木造	9-②	27
10	岩手県一関市巖美町字下真坂	個人	主屋	木造	10-①	28
11	岩手県一関市巖美町字下真坂	個人	畜舎	木造	11-①	29
			物置	木造	11-②	30
			蔵	土蔵造	11-③	31
			物置	木造	11-④	32
12	岩手県一関市巖美町字下真坂	個人	主屋	木造	12-①	33
13	岩手県一関市巖美町字要害	個人	主屋	木造	13-①	34
			畜舎	木造	13-②	35
			作業場	木造	13-③	36
			蔵	土蔵造	13-④	37
			蔵	木造	13-⑤	38
			便所	木造	13-⑥	39
14	岩手県一関市巖美町字要害	個人	主屋	木造	14-①	40
			作業場	木造	14-②	41
			蔵	木造	14-③	42
			蔵	土蔵造	14-④	43
			蔵	土蔵造	14-⑤	44
			便所	木造	14-⑥	45
15	岩手県一関市巖美町字要害	個人	主屋	木造	15-①	46
16	岩手県一関市巖美町字要害	個人	主屋	木造	16-①	47
			畜舎	木造	16-②	48
			蔵	土蔵造	16-③	49
			便所	木造	16-④	50

※傍線は、滅失してなくなった建物（計13棟）を示す。

※選定当初139棟。令和4年1月現在126棟。

件数	所在地	所有者等	建物種別		管理番号	棟数
17	岩手県一関市巖美町字要害	個人	主屋	木造	17-①	51
			畜舎	木造	17-②	52
			物置	木造	17-③	53
			物置	木造	17-④	54
18	岩手県一関市巖美町字要害	個人	主屋	木造	18-①	55
			便所	木造	18-②	56
			畜舎	木造	18-③	57
19	岩手県一関市巖美町字要害	個人	主屋	木造	19-①	58
20	岩手県一関市巖美町字若神子	個人	主屋	木造	20-①	59
			畜舎	木造	20-②	60
21	岩手県一関市巖美町字若神子	個人	主屋	木造	21-①	61
			畜舎	木造	21-②	62
			便所	木造	21-③	63
22	岩手県一関市巖美町字若神子	個人	主屋	木造	22-①	64
			畜舎	木造	22-②	65
			蔵	木造	22-③	66
			便所	木造	22-④	67
23	岩手県一関市巖美町字若神子	個人	物置	木造	23-①	68
			便所	木造	23-②	69
			浴室	木造	23-③	70
24	岩手県一関市巖美町字若神子	個人	主屋	木造	24-①	71
			便所	木造	24-②	72
25	岩手県一関市巖美町字若神子	個人	主屋	木造	25-①	73
26	岩手県一関市巖美町字若神子	個人	主屋	木造	26-①	74
			畜舎	木造	26-②	75
27	岩手県一関市巖美町字若神子	個人	畜舎	木造	27-①	76
28	岩手県一関市巖美町字若神子	個人	主屋	木造	28-①	77
			便所	木造	28-②	78
29	岩手県一関市巖美町字冲要害	個人	物置	木造	29-①	79
			物置	木造	29-②	80
30	岩手県一関市巖美町字冲要害	個人	主屋	木造	30-①	81
			畜舎	木造	30-②	82
			畜舎	木造	30-③	83
			物置	木造	30-④	84
			便所	木造	30-⑤	85
31	岩手県一関市巖美町字冲要害	個人	主屋	木造	31-①	86
32	岩手県一関市巖美町字冲要害	個人	畜舎	木造	32-①	87
		個人	作業場	木造	32-②	88
33	岩手県一関市巖美町字冲要害	個人	主屋	木造	33-①	89
			畜舎	木造	33-②	90
34	岩手県一関市巖美町字冲要害	個人	主屋	木造	34-①	91
35	岩手県一関市巖美町字駒形	個人	物置	木造	35-①	92
36	岩手県一関市巖美町字駒形	個人	主屋	木造	36-①	93
			畜舎	木造	36-②	94
37	岩手県一関市巖美町字駒形	個人	主屋	木造	37-①	95
			便所	木造	37-②	96
38	岩手県一関市巖美町字駒形	個人	主屋	木造	38-①	97
			畜舎	木造	38-②	98
39	岩手県一関市巖美町字駒形	個人	畜舎	木造	39-①	99

※傍線は、滅失してなくなった建物（計13棟）を示す。

※選定当初139棟。令和4年1月現在126棟。

件数	所在地	所有者等	建物種別		管理番号	棟数
40	岩手県一関市巖美町字駒形	個人	主屋	木造	40-①	100
			畜舎	木造	40-②	101
			物置	木造	40-③	102
			物置	木造	40-④	103
			便所	木造	40-⑤	104
41	岩手県一関市巖美町字駒形	個人	主屋	木造	41-①	105
			畜舎	木造	41-②	106
			便所	木造	41-③	107
42	岩手県一関市巖美町字駒形	個人	主屋	木造	42-①	108
			畜舎	木造	42-②	109
			物置	木造	42-③	110
			便所	木造	42-④	111
			作業場	木造	42-⑤	112
			蔵	木造	42-⑥	113
43	岩手県一関市巖美町字駒形	個人	主屋	木造	43-①	114
44	岩手県一関市巖美町字駒形	個人	主屋	木造	44-①	115
45	岩手県一関市巖美町字駒形	個人	主屋	木造	45-①	116
46	岩手県一関市巖美町字駒形	個人	主屋	木造	46-①	117
47	岩手県一関市巖美町字駒形	個人	主屋	木造	47-①	118
48	岩手県一関市巖美町字駒形	個人	主屋	木造	48-①	119
			畜舎	木造	48-②	120
			畜舎	木造	48-③	121
			浴室	木造	48-④	122
49	岩手県一関市巖美町字駒形	個人	主屋	木造	49-①	123
			物置	木造	49-②	124
			便所	木造	49-③	125
			居宅兼作業所	木造	49-④	126
50	岩手県一関市巖美町字駒形	一関市	主屋	木造	50-①	127
			畜舎	木造	50-②	128
			物置	木造	50-③	129
			浴室	木造	50-④	130
			物置	木造	50-⑤	131
51	岩手県一関市巖美町字駒形	一関市	主屋	木造	51-①	132
52	岩手県一関市巖美町字駒形	個人	主屋	木造	52-①	133
			物置	木造	52-②	134
			作業場	木造	52-③	135
53	岩手県一関市巖美町字駒形	個人	主屋	木造	53-①	136
54	岩手県一関市巖美町字中川	個人	主屋	木造	54-①	137
			物置	木造	54-②	138
			浴室	木造	54-③	139

※傍線は、滅失してなくなった建物（計13棟）を示す。

※選定当初139棟。令和4年1月現在126棟。

■重要文化的景観エンブレムについて

平成 29 年（2017）11 月、文化庁文化財部記念物課文化的景観部門は、重要文化的景観の普及・啓発を目的としたエンブレムを作成する通知を出した。具体的には、重要文化的景観が所在する市町村等が、重要文化的景観 1 件につき 1 種類のエンブレムを定め、共通したフレームとデザインのガイドラインに従ったものを作成することができる。

これを受けて、本市では平成 31 年（2019）2 月に一関本寺の農村景観のエンブレムを作成した。このエンブレムは、重要文化的景観保護推進事業の際に使用していく予定である。

一関本寺の農村景観

(岩手県一関市)



本寺地区を象徴する慈恵塚からの眺望（不整形な小区画水田、イグネと呼ばれる屋敷林に囲まれた民家）をもとに図案化しました。



慈恵塚からの眺め

一関本寺の農村景観保存計画
平成 18 年（2006）3 月 策定
令和 4 年（2022）3 月 改訂

一関本寺の農村景観 保存計画

発 行 令和 4 月 3 月 28 日

発行・編集 一関市教育委員会
〒021-8503
岩手県一関市竹山町7-5
電話 0191-26-0820

印 刷 コンカツ印刷有限公司
〒021-0021
岩手県一関市中央町1-7-16
電話 0191-48-5963



表紙：慈恵塚に至る道の途中から眺める本寺地区平野部と栗駒山
裏表紙：本寺地区中心部から眺める水田と若神子社